

越生町健康増進計画・食育推進計画

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月

埼玉県越生町

あいさつ

健康で心豊かに安心して暮らすことは、私たちの共通の願いです。人生100年時代と言われる今日、子どもから高齢者まで、すべての方が自分らしく活躍できる社会をつくることが求められています。

本町では、平成4年に「健康づくりのまち宣言」を行い、「自分の健康は自分でつくる」を基本理念として推進してまいりました。

また、平成28年には「ハイキングのまち宣言」により、豊かな自然の中でハイキングを通した健康づくりの推進を行っているところです。そのようなことから、健康づくりの意識が地域に浸透してきていることと思います。

さらに、本町は、梅、ゆずなどの特産物が豊富であり、特産物を使った食文化も根づいており、食育を推進していく基盤は整っていると感じております。

今回、「越生町健康増進計画・食育推進計画」を策定することで、本計画が町民一人ひとりの健康づくりと食育の推進に活用され、皆様が心身ともに健康で活力ある生活を送られることを願っています。

今後も「健康で心豊かに安心して暮らせるまち」の実現のため、本計画を推進してまいりますので、町民の皆様には、引き続き、各種事業に積極的にご参加いただき、ご自身の健康づくりと食育の推進に励まれますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました町民の皆様、関係者の皆様に深く感謝申し上げます、あいさつといたします。



令和3年3月

越生町長 **新井康之**

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 法的位置づけ | 2 |
| 3 計画の位置づけ | 2 |
| 4 計画の期間 | 3 |
| 5 計画の策定経過・推進体制 | 3 |
| (1) 健康づくりに関するアンケート調査の実施 | 3 |
| (2) 越生町健康づくり推進協議会 | 3 |
| (3) 庁内策定委員会 | 3 |
| (4) パブリックコメントの実施 | 3 |
| (5) 推進体制 | 4 |
| 6 計画の進行管理 | 4 |
| (1) 進行管理 | 4 |
| (2) 総合評価 | 4 |
| 第2章 越生町の現状 | 5 |
| 1 町の概況 | 5 |
| (1) 人口構造の状況 | 5 |
| (2) 平均寿命と65歳健康寿命 | 11 |
| (3) 疾病等の状況 | 13 |
| (4) 健(検)診等の状況 | 16 |
| 2 健康づくりに関するアンケート調査結果から見た現状 | 22 |
| (1) 栄養・食生活 | 22 |
| (2) 運動・身体活動 | 31 |
| (3) こころの健康 | 34 |
| (4) 歯・口の健康 | 38 |
| (5) からだの健康 | 40 |
| 第3章 計画の基本的考え方 | 48 |
| 1 基本理念 | 48 |
| 2 基本目標 | 48 |
| 3 計画の体系 | 49 |
| 第4章 取組の展開 | 50 |
| 1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小 | 50 |
| (1) 現状と課題 | 50 |
| (2) 施策・取組 | 50 |
| (3) 健康づくりの指標と目標値 | 50 |
| 2 栄養・食生活〔越生町食育推進計画〕 | 52 |
| (1) 現状と課題 | 52 |
| (2) 施策・取組 | 54 |
| (3) 健康づくりの指標と目標値 | 55 |

| | | |
|-----|-----------------------------|-----|
| 3 | 運動・身体活動 | 56 |
| (1) | 現状と課題 | 56 |
| (2) | 施策・取組 | 56 |
| (3) | 健康づくりの指標と目標値 | 57 |
| 4 | こころの健康（睡眠・休養・生きがい・社会参加を含む） | 58 |
| (1) | 現状と課題 | 58 |
| (2) | 施策・取組 | 59 |
| (3) | 健康づくりの指標と目標値 | 60 |
| 5 | 歯・口の健康 | 61 |
| (1) | 現状と課題 | 61 |
| (2) | 施策・取組 | 61 |
| (3) | 健康づくりの指標と目標値 | 62 |
| 6 | からだの健康（たばこ・アルコール含む） | 63 |
| (1) | 現状と課題 | 63 |
| (2) | 施策・取組 | 66 |
| (3) | 健康づくりの指標と目標値 | 67 |
| | ライフステージに応じた健康づくり | 68 |
| | 関連資料 | 71 |
| 1 | 越生町健康づくり推進協議会設置要綱 | 72 |
| 2 | 越生町健康づくり推進協議会名簿 | 73 |
| 3 | 越生町健康増進計画・食育推進計画庁内策定委員会設置要綱 | 74 |
| 4 | 計画の策定経過 | 76 |
| 5 | 健康増進法 | 77 |
| 6 | 食育基本法 | 93 |
| 7 | 健康づくりに関するアンケート調査 | 96 |
| (1) | 20歳以上の調査票 | 96 |
| (2) | 中学2年生調査票 | 106 |
| (3) | 小学生保護者調査票 | 111 |
| (4) | 幼児保護者調査票 | 116 |

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

わが国は、生活環境の改善や医学の進歩等により、世界有数の長寿国となりました。一方、生活習慣病の発症予防や重症化予防が課題となっており、健康寿命（自立した生活を送ることができる期間）の延伸、生活の質（QOL＝クオリティ・オブ・ライフ）の向上を実現するための取り組みの重要性が高まっています。

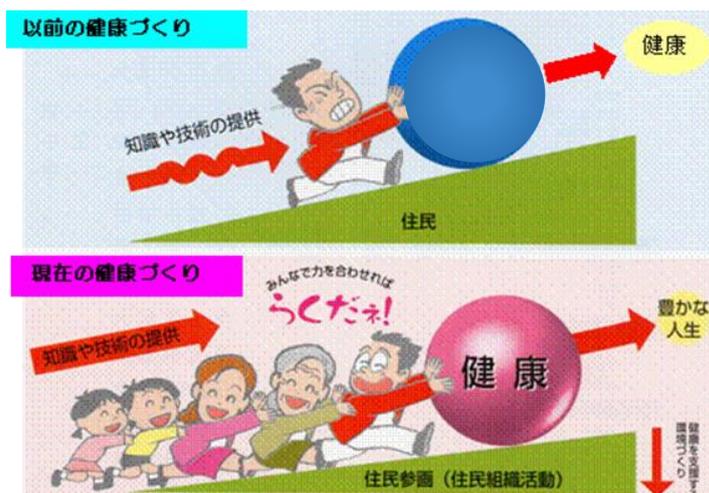
本町では、平成4年度に「健康づくりのまち宣言」を行い、健康づくり協力員制度を発足し、町民と行政が一体となった活動を実践してきました。平成28年度には全国初の「ハイキングのまち宣言」を行い、町民の歩くことを通したところとからだの健康づくりを推進しています。

これらの従来の取り組みを継続し、「ヘルスプロモーション」の考え方を取り入れ、町民の主体的な健康づくりとそれらを支援する環境づくりの更なる発展を目指し、越生町健康増進計画・食育推進計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

生活の質(QOL)とヘルスプロモーションの考え方

生活の質（QOL）とは、身体的、精神的、社会的、経済的すべてを含めた生活の質を意味します。「健康」は大切な資源ですが、生きる目的そのものではありません。生活の質（QOL）が向上し、自分らしく豊かな人生を送ることが最終目標（ゴール）です。

食生活や運動習慣の改善といった健康づくりは個人で行うと負担となり長続きしないことがあります。しかし、家族や地域の人、専門家などのサポートがあると、個人の負担が軽くなり、取り組みが継続しやすくなります。環境を整え地域全体で生活の質（QOL）の向上を目指す、この一連の流れが「ヘルスプロモーション」の考え方です。



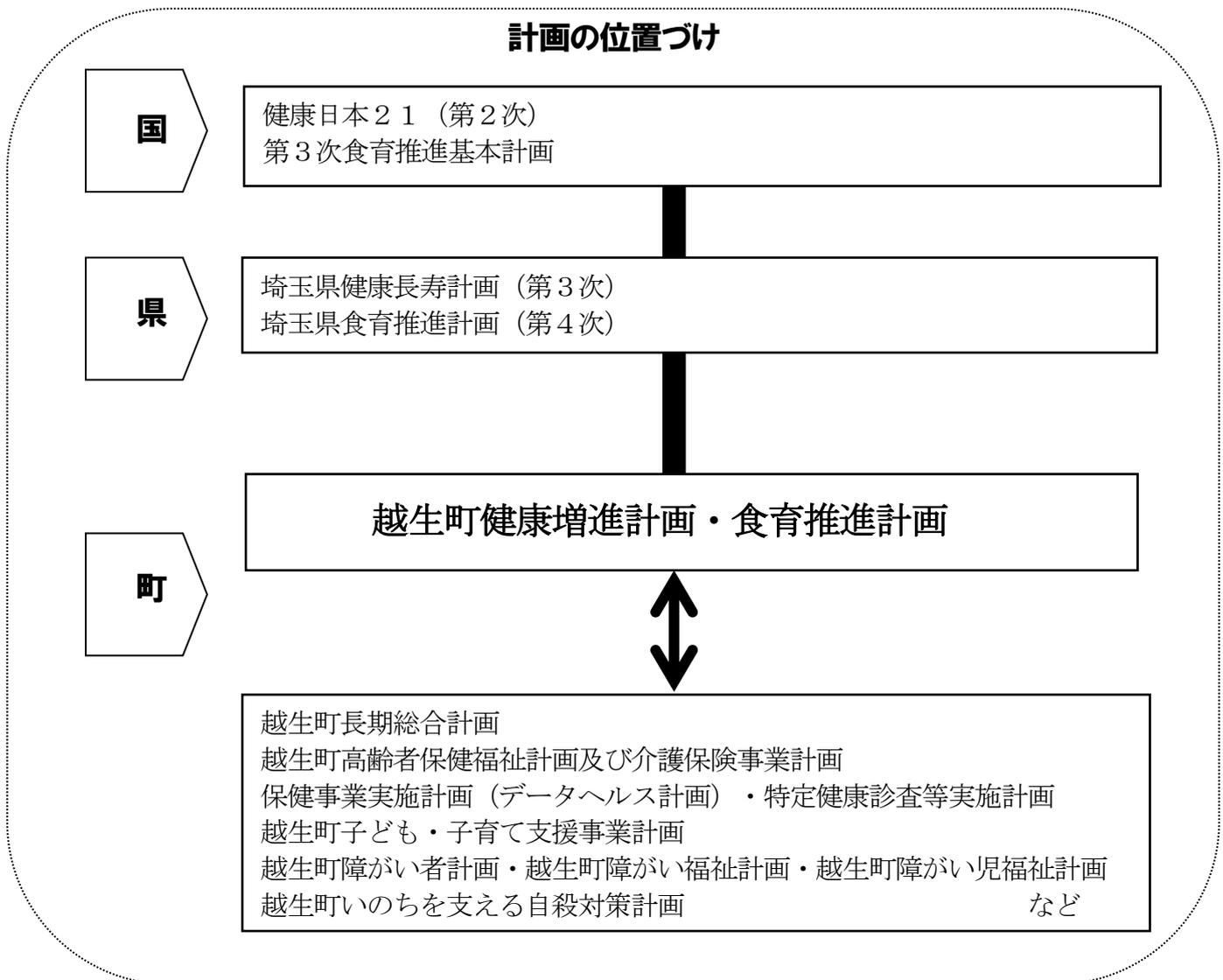
引用：藤内／日本保健医療行動科学会雑誌より改変

2 法的位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する「市町村健康増進計画」及び食育基本法第18条第1項に規定する「市町村食育推進計画」に位置づけられ、町民の健康増進や食育の推進に関する施策を展開するための基本的な事項を定めるものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、「健康日本21（第2次）」及び「第3次食育推進基本計画」に示された国の方針をはじめ、「埼玉県健康長寿計画（第3次）」及び「埼玉県食育推進計画（第4次）」の内容を踏まえ、「越生町長期総合計画」など、本計画に関係する諸計画との整合性を図りながら推進します。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を計画目標年度とします。

5 計画の策定経過・推進体制

本計画の策定に当たっては、令和元年度に、町民の健康観や生活習慣、個人の健康に影響を与える状況や意識等を把握するため、健康づくりに関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

また、越生町健康づくり推進協議会、庁内策定委員会で協議を行い、パブリックコメントを実施しました。

(1) 健康づくりに関するアンケート調査の実施

| | |
|------|--|
| 対象者 | ①住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の町民 ②町内保育園・幼稚園に通園している年少児・年長児及び町立小学校に在籍している小学2年生・4年生・6年生の保護者、町立中学校に在籍している中学2年生 |
| 方法 | 対象者のうち①については、無記名式調査票による郵送配布・郵送回収、②については各所属を通して配布・回収 |
| 実施時期 | 令和2年2月 |
| 回収結果 | 配布数 1,150件 ・ 回収数 733件 ・ 回収率 63.7% |

(2) 越生町健康づくり推進協議会

各種団体の代表者で構成し、計画の策定並びにその他計画推進に関する事項について協議を行いました。

(3) 庁内策定委員会

本計画を推進する関係各課で構成し、各課で実施する事業について意見交換を行うとともに、計画策定に関する事項について検討しました。

(4) パブリックコメントの実施

広く町民から意見を求めるため、令和3年2月12日から3月5日までの期間に、本町のホームページに掲載するなど内容を公表し、パブリックコメント（意見公募手続）を実施しました。

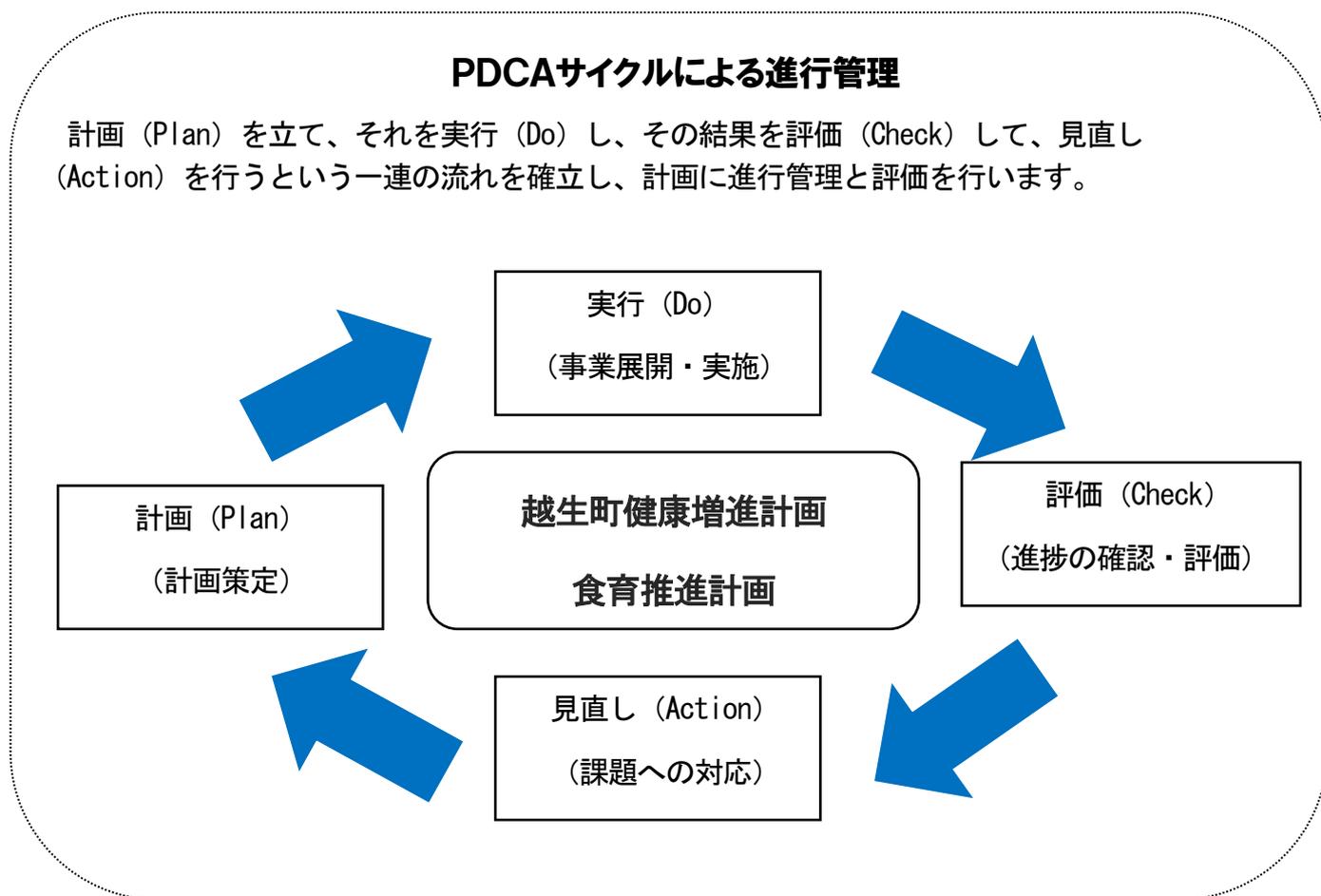
(5) 推進体制

本計画の推進にあたっては、関係機関・関係団体及び庁内関係各課と連携し、横断的に施策に取り組むとともに、町民の意見や参画を積極的に得ることにより、計画の着実な実施と推進を図ります。

6 計画の進行管理

(1) 進行管理

本計画はPDCAサイクルを取り入れ、総合的かつ計画的に推進していきます。法改正など社会状況の変化があった場合は、随時、内容を見直すこととします。



(2) 総合評価

計画の最終年度である令和12年度には最終評価を行い設定した目標の達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を検証し、次の計画づくりに反映させていきます。

第2章 越生町の現状

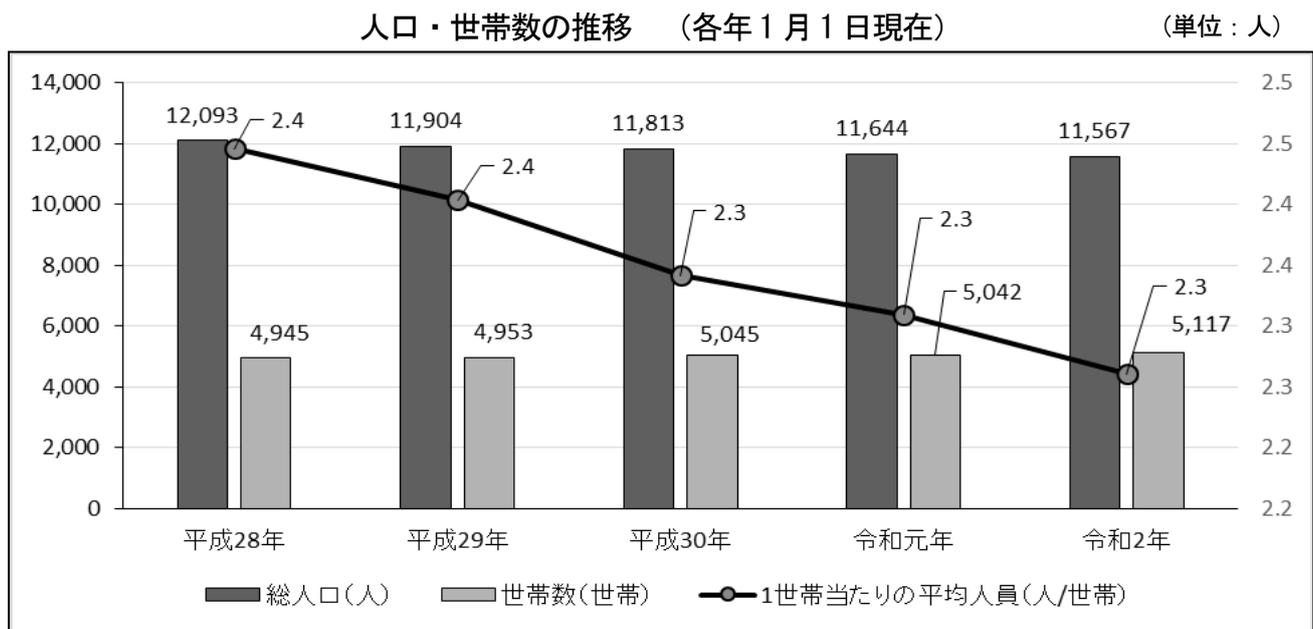
1 町の概況

(1) 人口構造の状況

ア 人口・世帯数の推移

令和2年1月1日現在の総人口は11,567人で、平成28年の12,093人から5年間で526人の減少となっています。また、世帯数は5,117世帯で、平成28年の4,945世帯からは172世帯の増加となっています。

人口が減少している一方で、世帯数が増加していることから、1世帯当たりの平均人員は減少しており、平成28年の1世帯当たり2.4人から令和2年には1世帯当たり2.3人となっています。



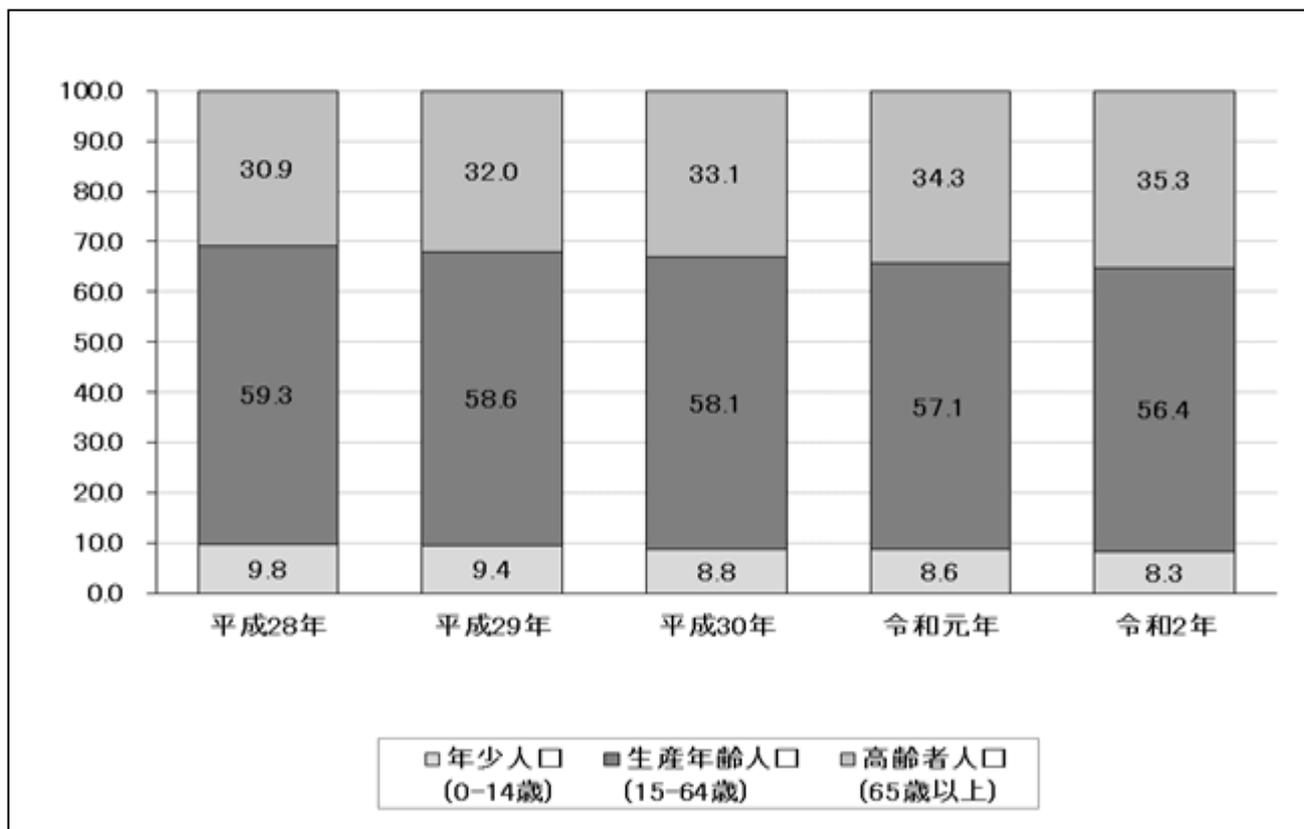
資料：町民課

イ 年齢3区分別人口構成比と高齢化率の推移

本町の年齢3区分別人口構成をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加しています。特に、高齢者人口は令和2年では35.3%となり、概ね3人に1人以上が65歳以上の高齢者となっています。本町ではすでに超高齢社会に突入しています。

年齢3区分別人口構成比（各年1月1日現在）

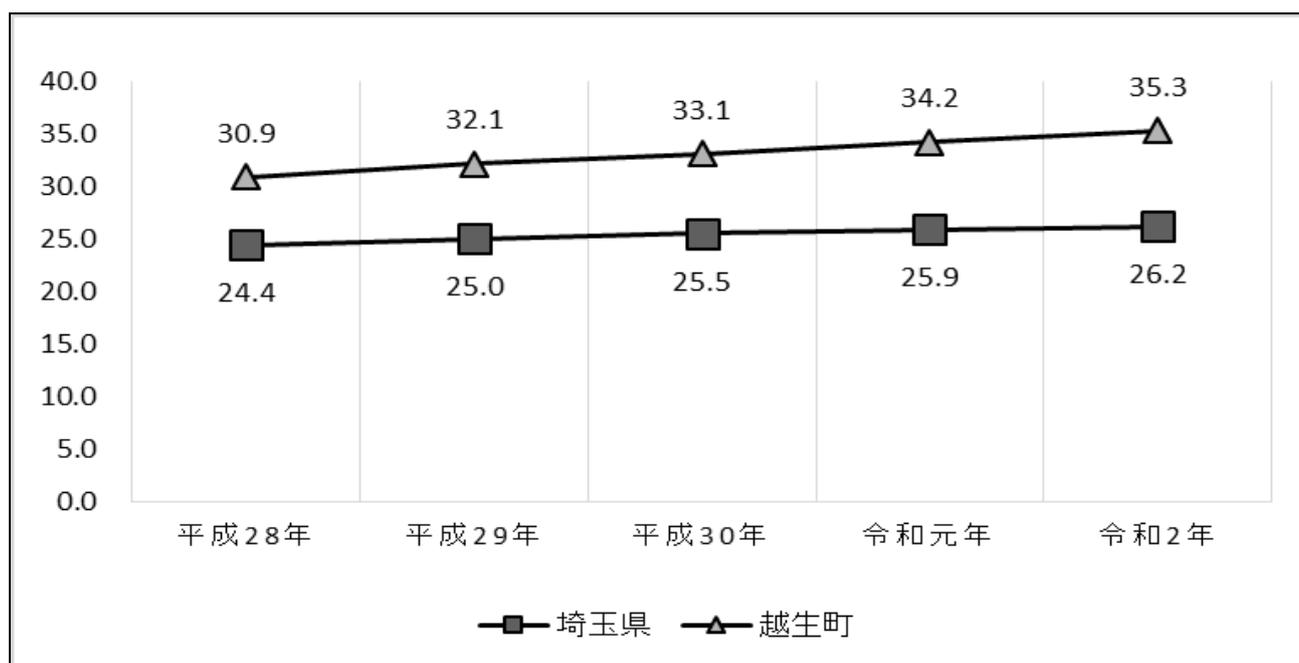
（単位：％）



資料：町民課

高齢化率の推移（各年1月1日現在）

（単位：％）



資料：町民課

超高齢社会

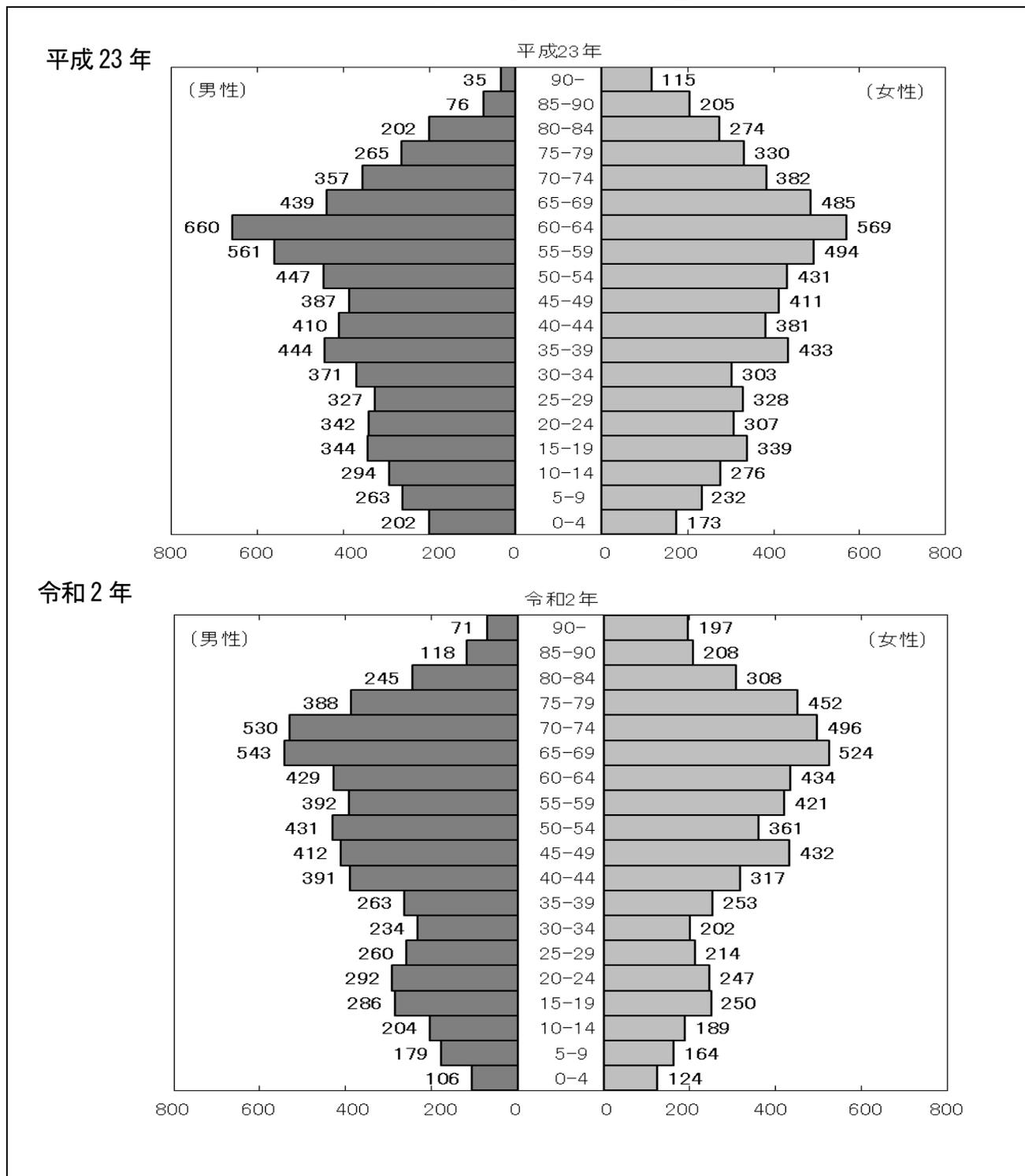
高齢化の進行具合により、高齢化社会、高齢社会、超高齢社会に分類されています。65歳以上の人口が、全人口に対して7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と呼ばれます。

ウ 人口ピラミッド

令和2年の人口ピラミッドをみると、男女ともに、65歳～69歳が最も多く、次いで70歳～74歳が多くなっています。一方で、0歳～4歳、5歳～9歳については、10年前の平成23年と比べ男女合計で870人から573人と大きく減少しています。

人口ピラミッド（各年1月1日現在）

（単位：人）



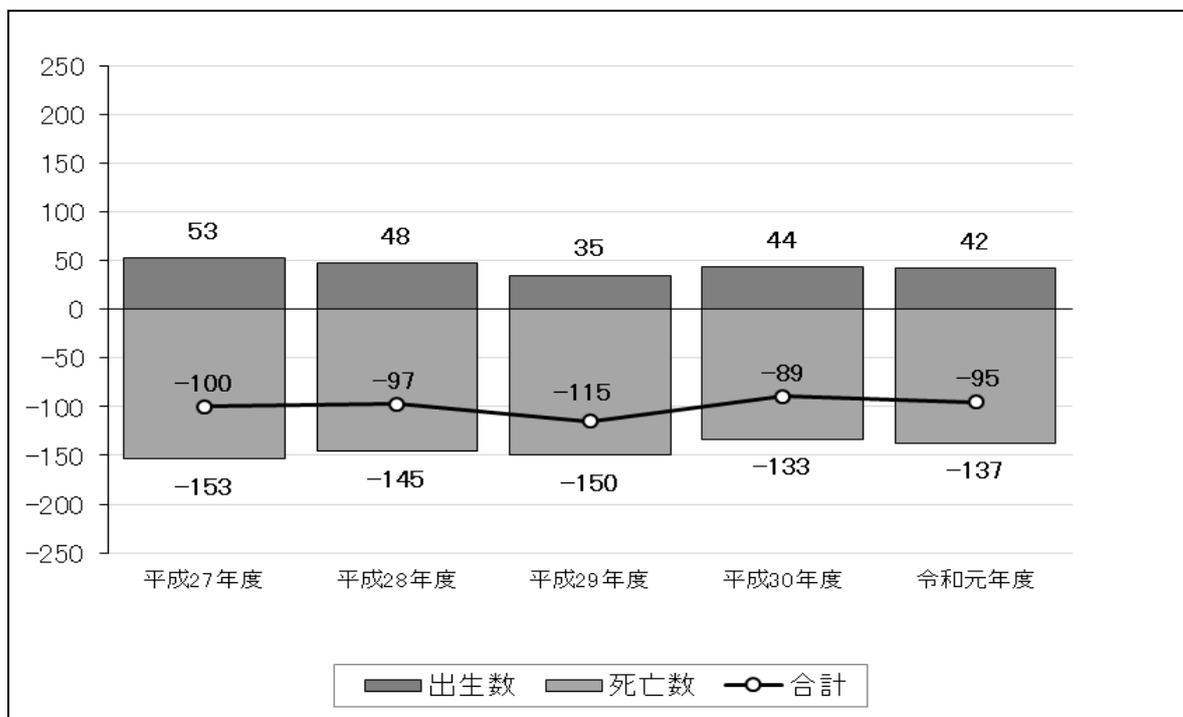
資料：越生町月別人口表

エ 自然動態の推移

本町では、出生率(人口千対)は一貫して国や県を下回っている一方、死亡率(人口千対)は国や県を上回っています。過去5年間いずれにおいても死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

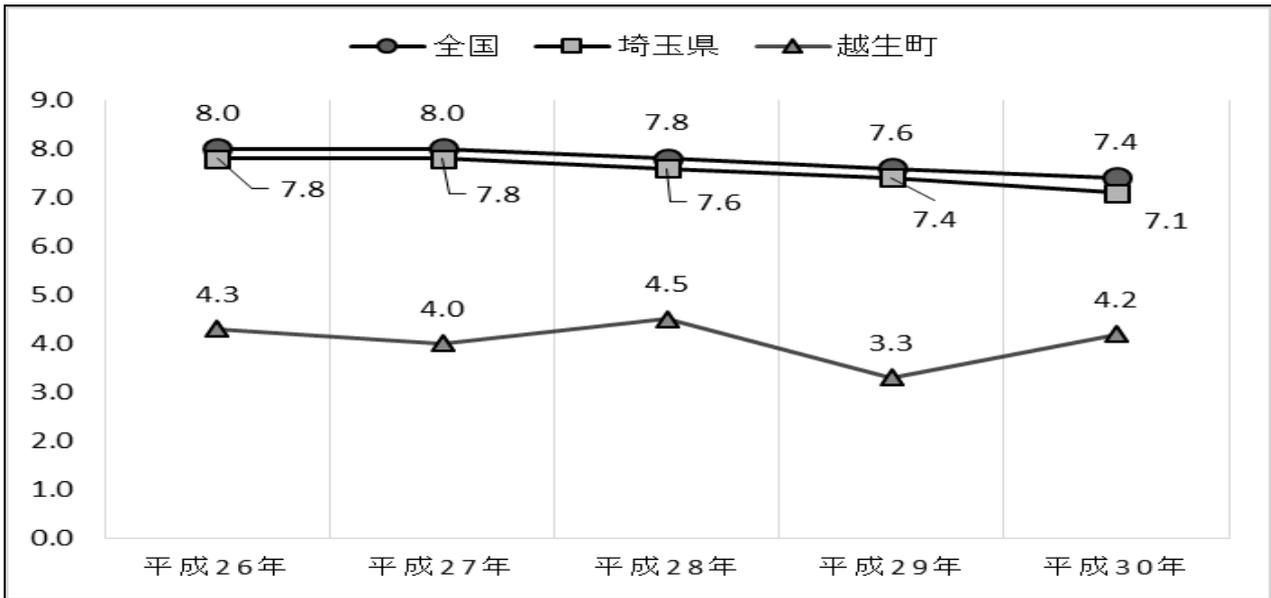
自然動態推移

(単位：人)



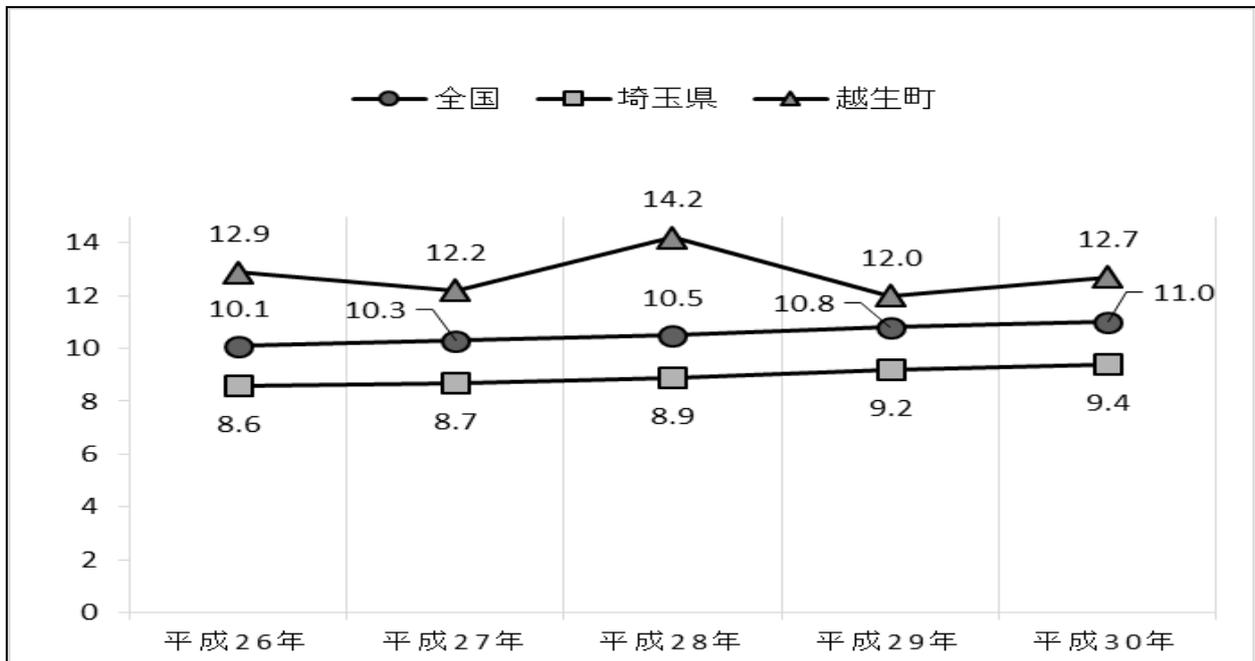
資料：埼玉県の人口動態概況

出生率（人口千対）推移



資料：埼玉県の人口動態概況

死亡率（人口千対）推移



資料：埼玉県の人口動態概況

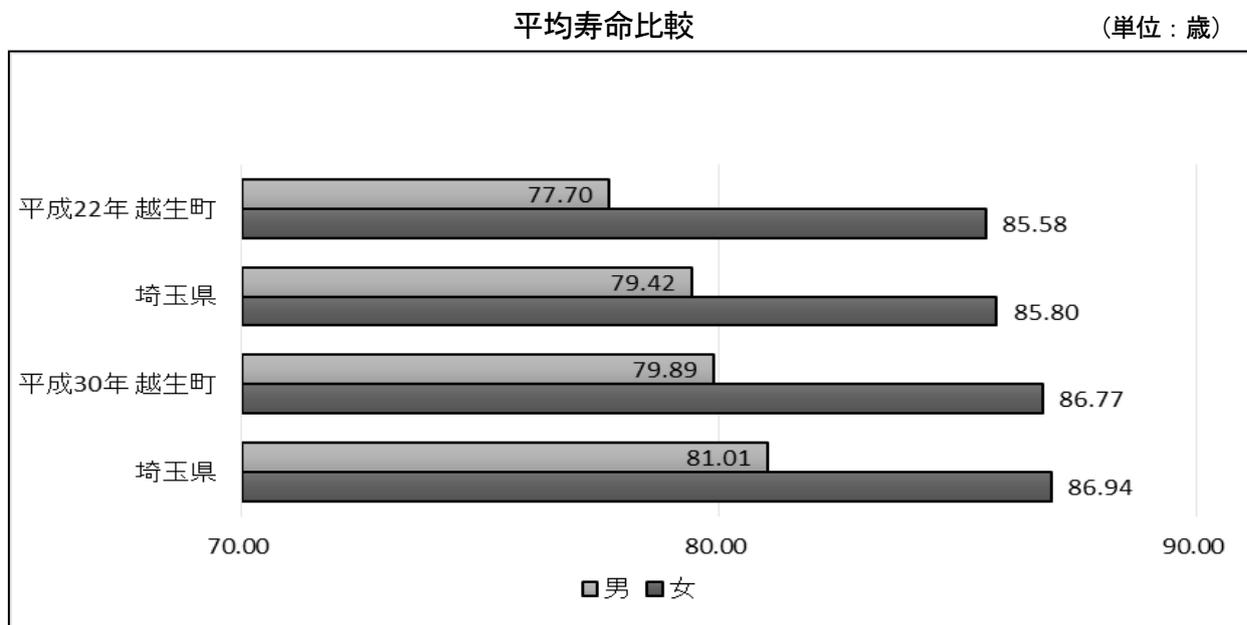
人口千対の率とは

出生率や死亡率は、人口千対の率で表しています。これは、1,000人の人口集団での発生比率のことをいいます。例えば死亡率(人口千対)では、人口1,000人あたりで、どのくらいの方が死亡したかを表しています。

(2) 平均寿命と65歳健康寿命

平成30年の平均寿命は、男性は79.89歳、女性は86.77歳で、いずれも県を下回っています。また、平成22年と比較すると、男性では2.19歳、女性では1.19歳長くなっています。

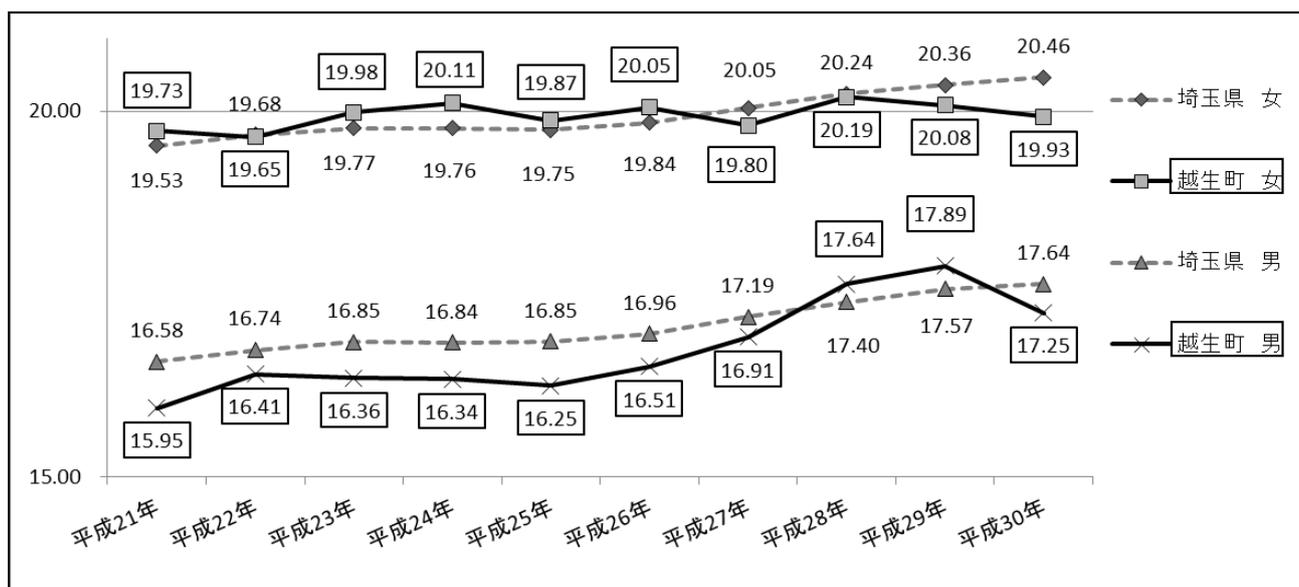
平成30年の65歳健康寿命は、男性は17.25年、女性は19.93年で、いずれも県を下回っています。



資料：埼玉県衛生研究所

65歳健康寿命の推移 (平成21年～平成30年)

(単位：年)



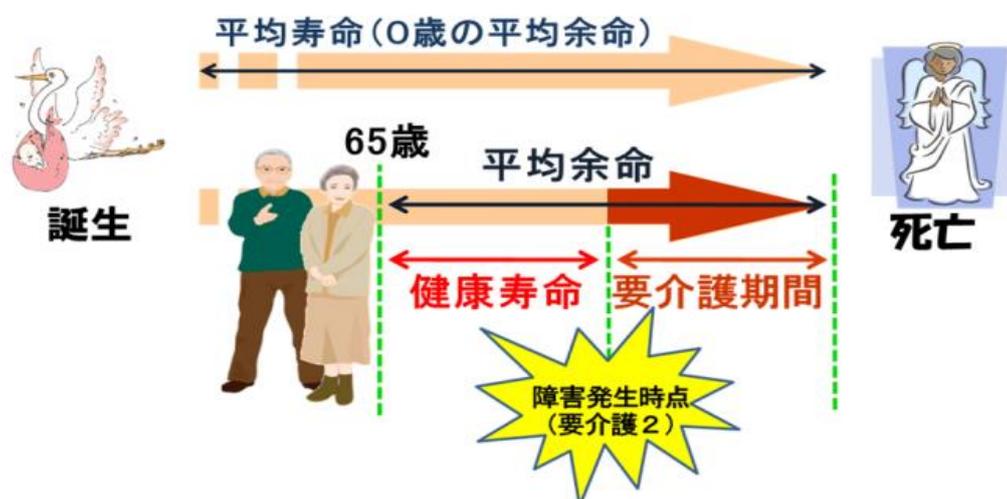
資料：埼玉県衛生研究所

埼玉県の65歳健康寿命の算出方法

埼玉県では、65歳の方が自立した生活を送ることができる期間を健康寿命として独自に算出しています。具体的には65歳から要介護2以上になるまでの平均的な年数です。

埼玉県の健康寿命

65歳に達した県民が、健康で自立した生活を送る期間、
具体的には、「要介護2以上」になるまでの期間



注) 厚生労働省による都道府県別健康寿命とは算出方法が違います。

(3) 疾病等の状況

ア 40歳以上の死因順位

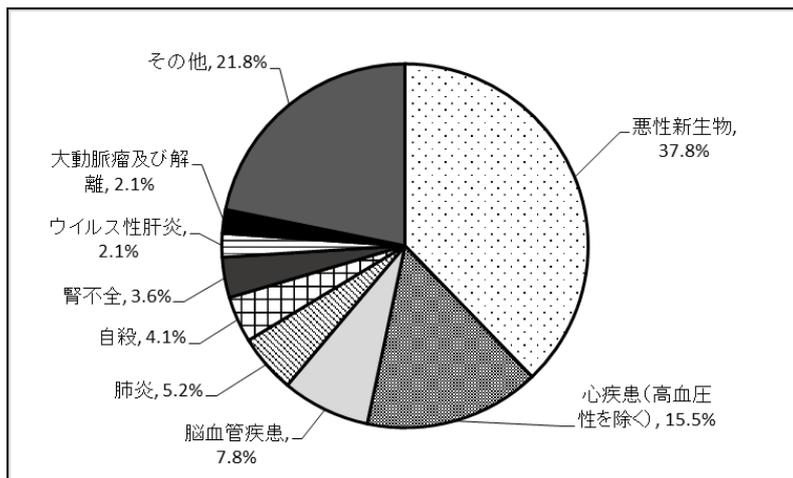
平成26年から平成30年の40歳以上74歳以下の死因順位は、悪性新生物、心疾患(高血圧性を除く)、脳血管疾患、肺炎の順に、75歳以上の死因順位は、悪性新生物、心疾患(高血圧性を除く)、肺炎、脳血管疾患の順になっています。

40歳以上の死因順位

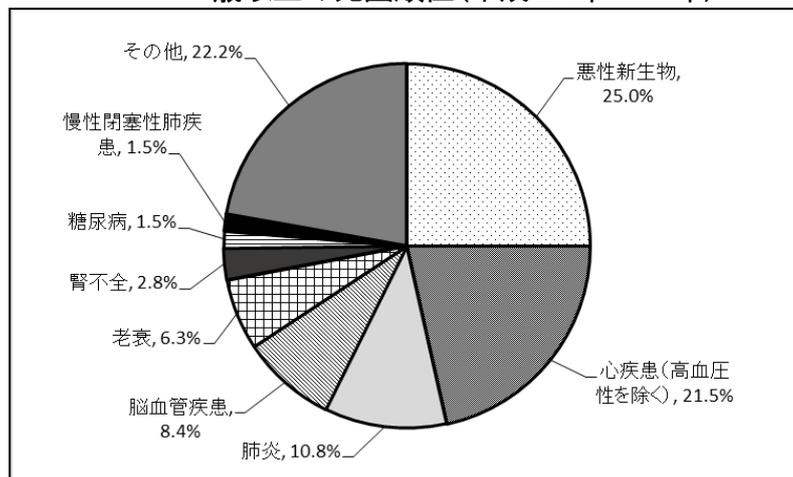
(平成26年～30年)

| | 40～74歳 | 75歳以上 |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 第1位 | 悪性新生物 37.8% | 悪性新生物 25% |
| 第2位 | 心疾患(高血圧性を除く) 15.5% | 心疾患(高血圧性を除く) 21.5% |
| 第3位 | 脳血管疾患 7.8% | 肺炎 10.8% |
| 第4位 | 肺炎 5.2% | 脳血管疾患 8.4% |
| 第5位 | 自殺 4.1% | 老衰 6.3% |
| 第6位 | 腎不全 3.6% | 腎不全 2.8% |
| 第7位 | ウイルス性肝炎 2.1% | 糖尿病 1.5% |
| 第8位 | 大動脈瘤及び解離 2.1% | 慢性閉塞性肺疾患 1.5% |
| | その他 21.8% | その他 22.2% |

40歳～74歳の死因順位(平成26年～30年)



75歳以上の死因順位(平成26年～30年)



資料：埼玉県衛生研究所

悪性新生物とは

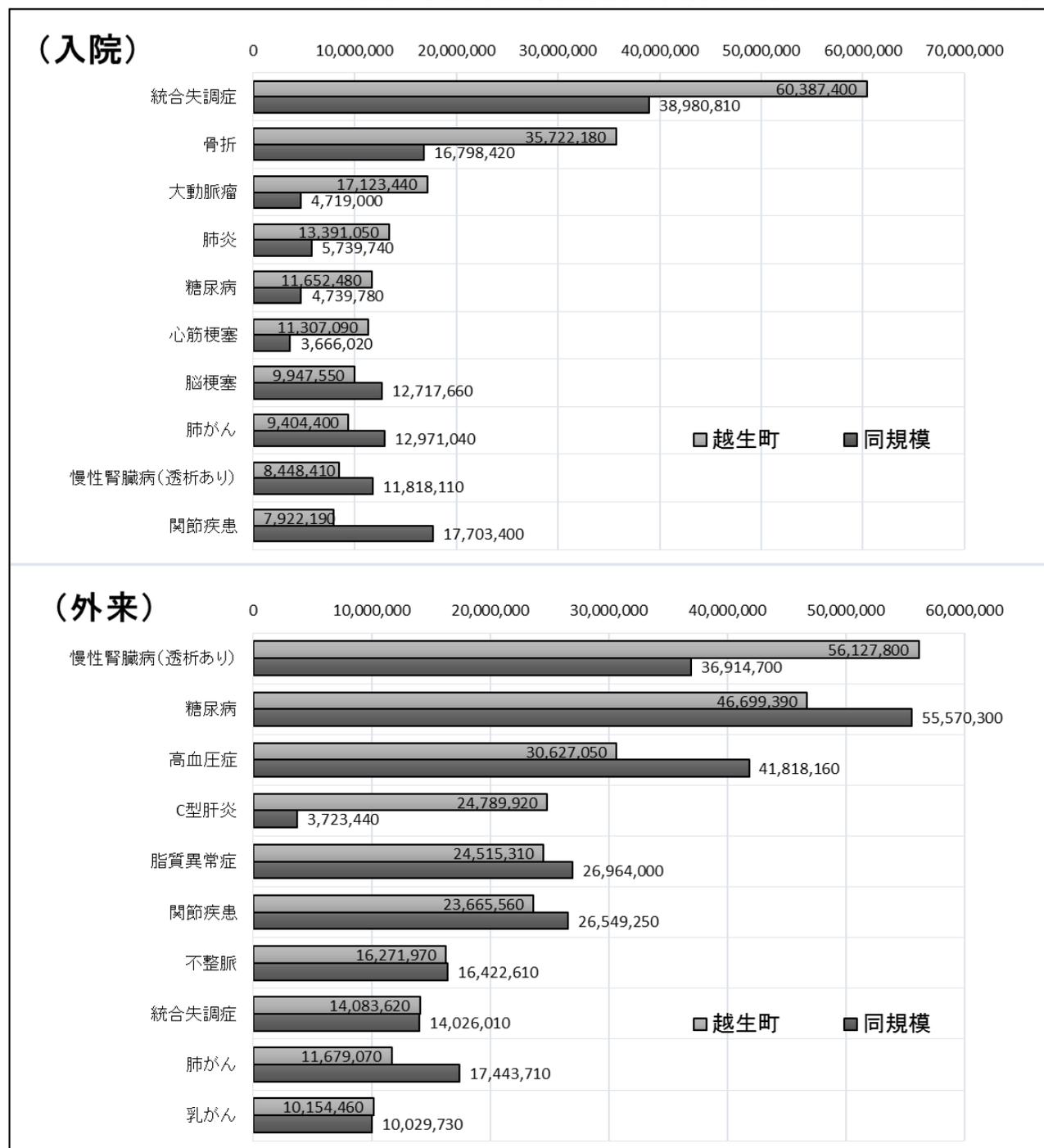
「悪性腫瘍」のことで「がん」とも呼ばれます。臓器などにできるがん、骨や筋肉にできる肉腫、血液のがんである白血病などが含まれます。

イ 医療費の状況

本町の国民健康保険における令和元年度の入院・外来別に見た疾病別医療費は、入院では統合失調症、骨折、大動脈瘤が多く、同規模（人口や被保険者をもとに保険者規模を分類した区分）と比較しても医療費が高くなっています。また、外来では、慢性腎臓病（透析あり）、糖尿病、高血圧症が多く、慢性腎臓病（透析あり）については同規模と比較しても高くなっています。

1 保険者当たり疾病別医療費（令和元年度）

（単位：円）



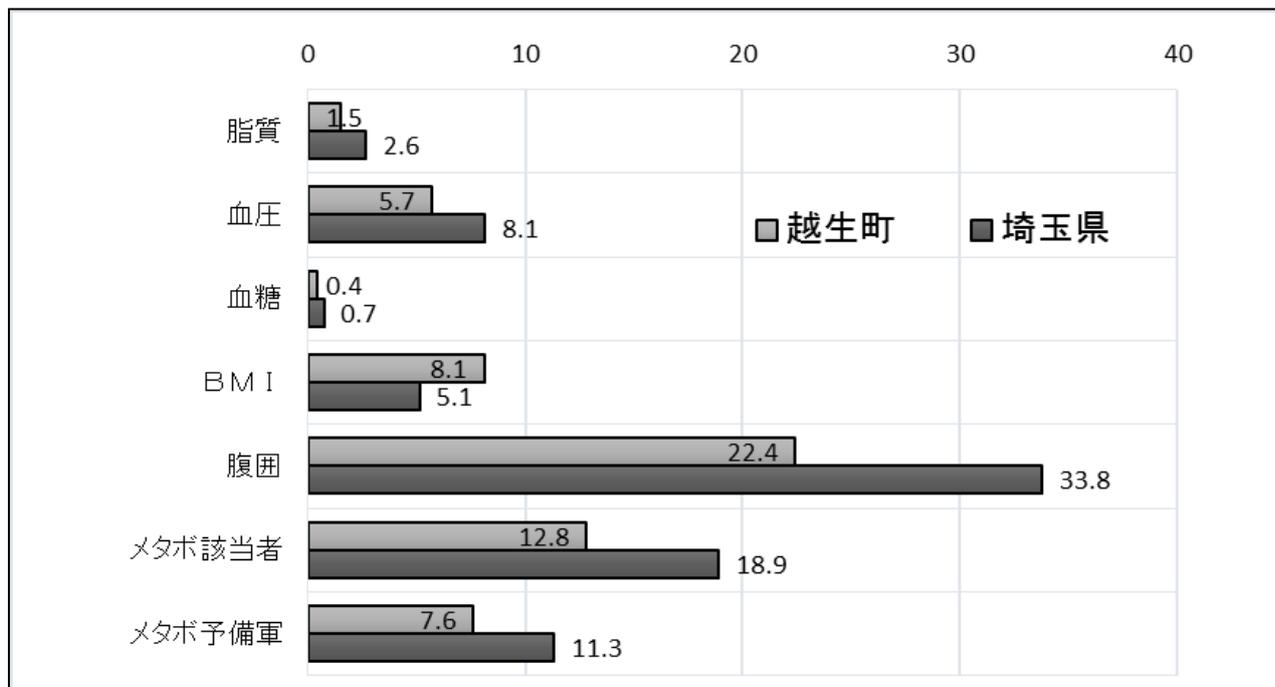
資料：町民課

ウ 特定健康診査からみる内臓脂肪症候群の状況

本町の令和元年度の国民健康保険における特定健康診査結果有所見率では、脂質、血圧、血糖、腹囲、メタボ(メタボリックシンドローム)該当者、メタボ(メタボリックシンドローム)予備軍の項目で県と比べて低くなっていますが、BMIは県と比べて高くなっています。

特定健康診査結果有所見率（令和元年度）

（単位：％）



資料：町民課

メタボ（メタボリックシンドローム）とは

内臓脂肪症候群のことで、内臓脂肪型肥満に高血圧、脂質異常、高血糖などの異常が重なって、将来的に心筋梗塞や脳卒中を起こすリスクが高まっている状態をいいます。

BMI(body mass index)とは

ボディマス指数。肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数で、[体重(kg)]÷[身長(m)の2乗]で求められます（身長は、cmではなく、mで計算します）。肥満の判定基準は国により異なり、日本肥満学会の定めた基準では、18.5未満が低体重（やせ）、18.5以上25未満が普通体重、25以上の場合を肥満とし、22になるときの体重が標準体重とされています。

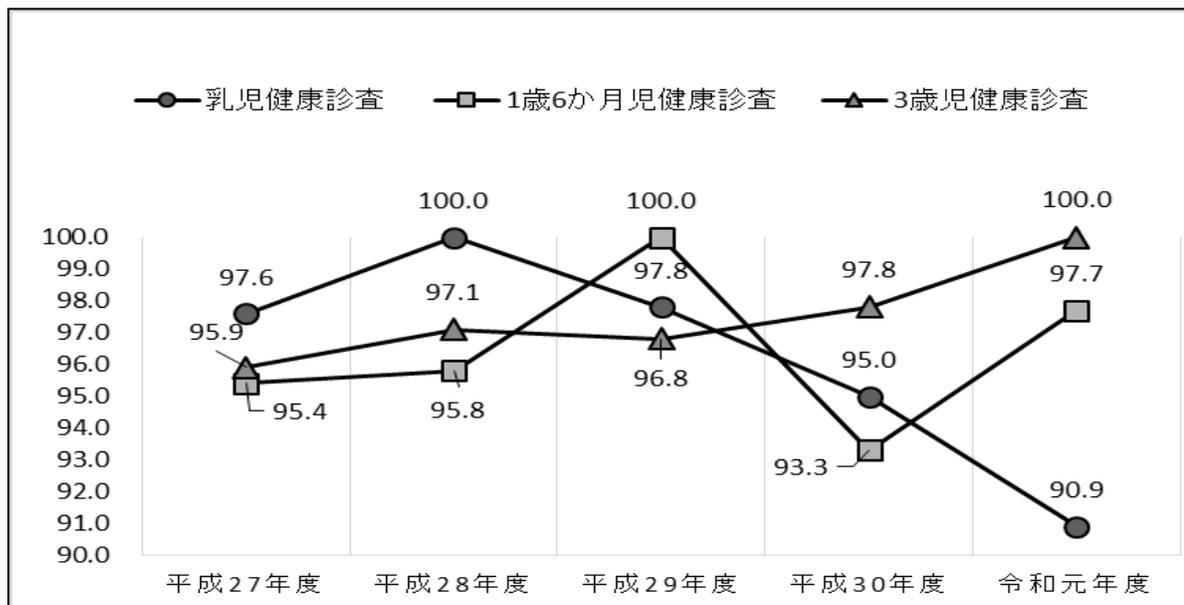
(4) 健（検）診等の状況

ア 乳幼児健康診査受診率

乳幼児健康診査の受診率は、増減はあるものの、令和元年度には1歳6か月児健康診査97.7%、3歳児健康診査100%と高い受診率となっています。しかし、乳児健康診査では、平成28年度の100%以降減少傾向となっています。

乳幼児健康診査受診率

(単位：%)



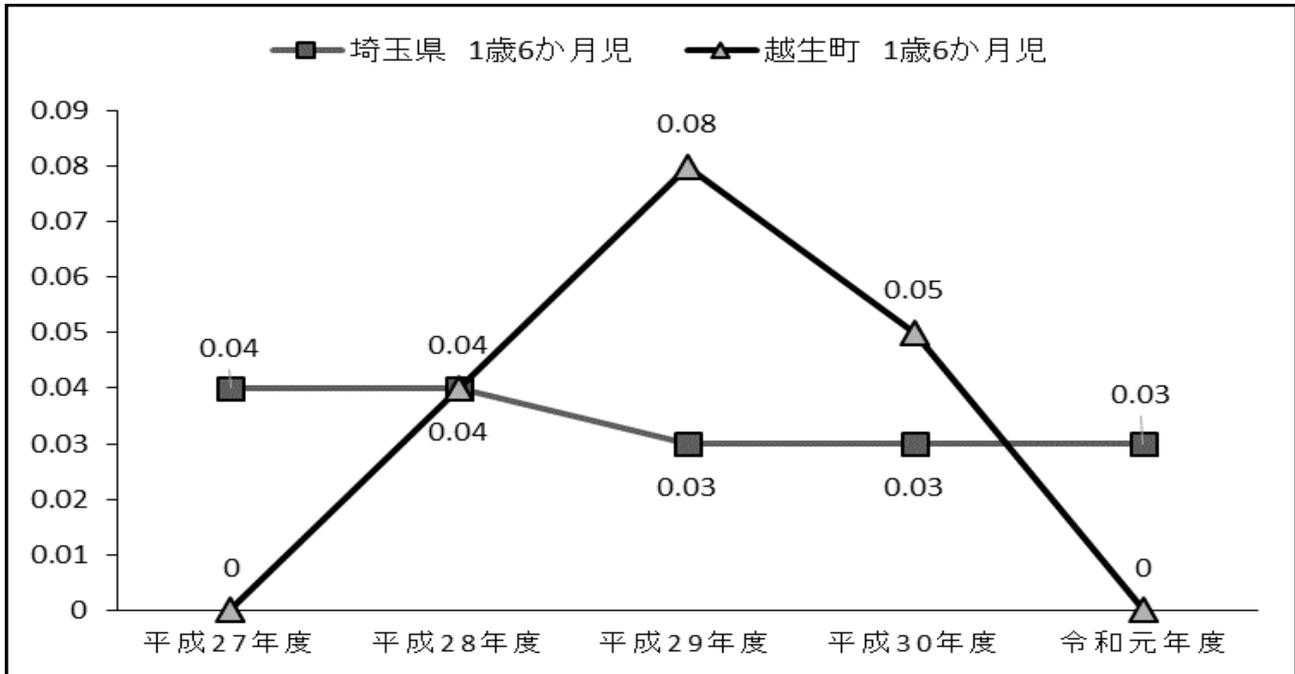
資料：越生町行政報告

イ 幼児一人平均むし歯本数の推移

1歳6か月児健康診査の一人平均むし歯本数は、平成29年度までは増加し、平成30年度以降減少しています。3歳児健康診査では、平成27年度以降増加傾向が続いており、一貫して県の割合を上回っています。

1歳6か月児健康診査の一人平均むし歯本数の推移

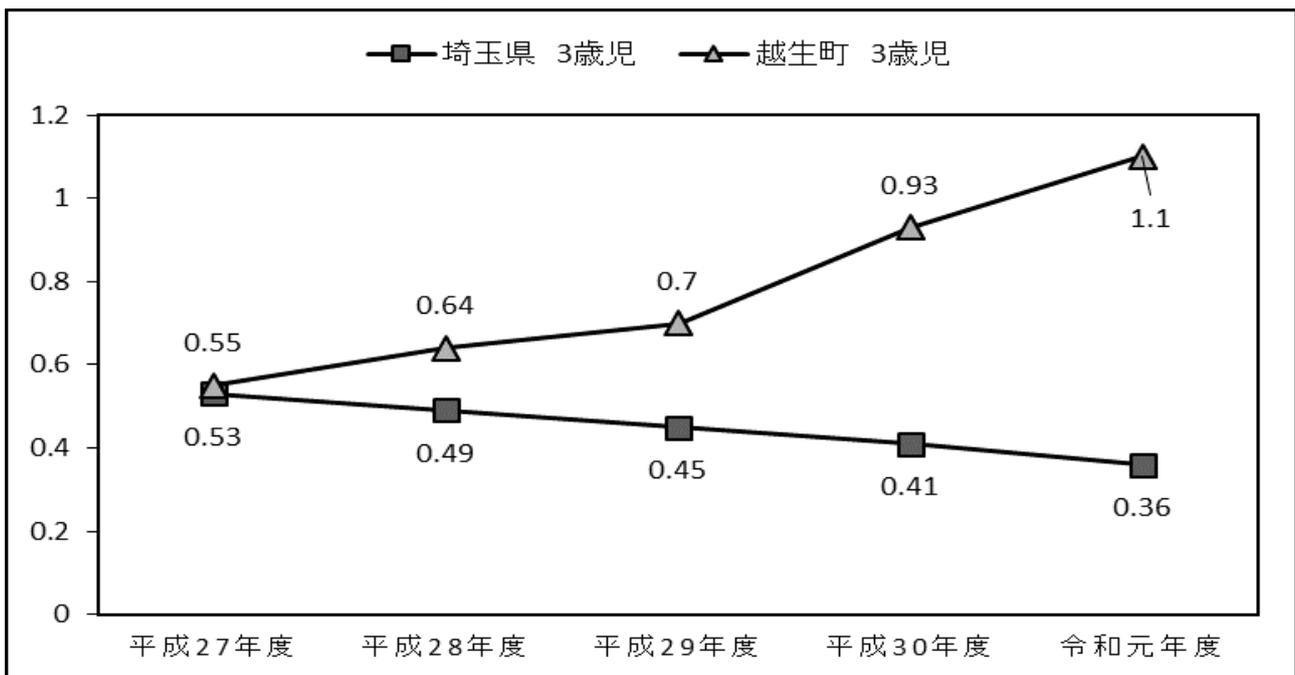
(単位：本)



資料：母子保健医療推進事業報告

3歳児健康診査の一人平均むし歯本数の推移

(単位：本)



資料：母子保健医療推進事業報告

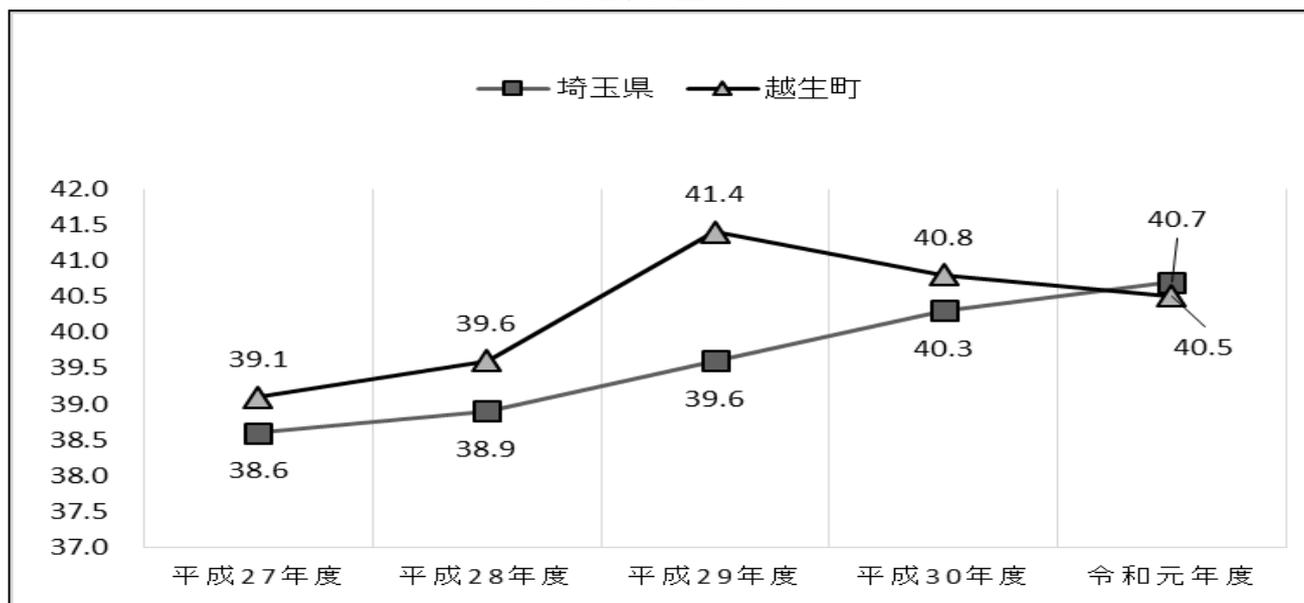
ウ 特定健康診査等受診率・特定保健指導実施率

本町の国民健康保険における特定健康診査受診率は、平成29年度まで増加したものの、平成30年度以降減少傾向にあります。また、後期高齢者医療健康診査受診率は、平成27年度以降ほぼ横ばいとなっています。

特定保健指導の実施率は、平成27年度は県と比べ高い実施率でしたが、平成28年度以降は県と比較して同程度の実施率となっています。

特定健康診査受診率

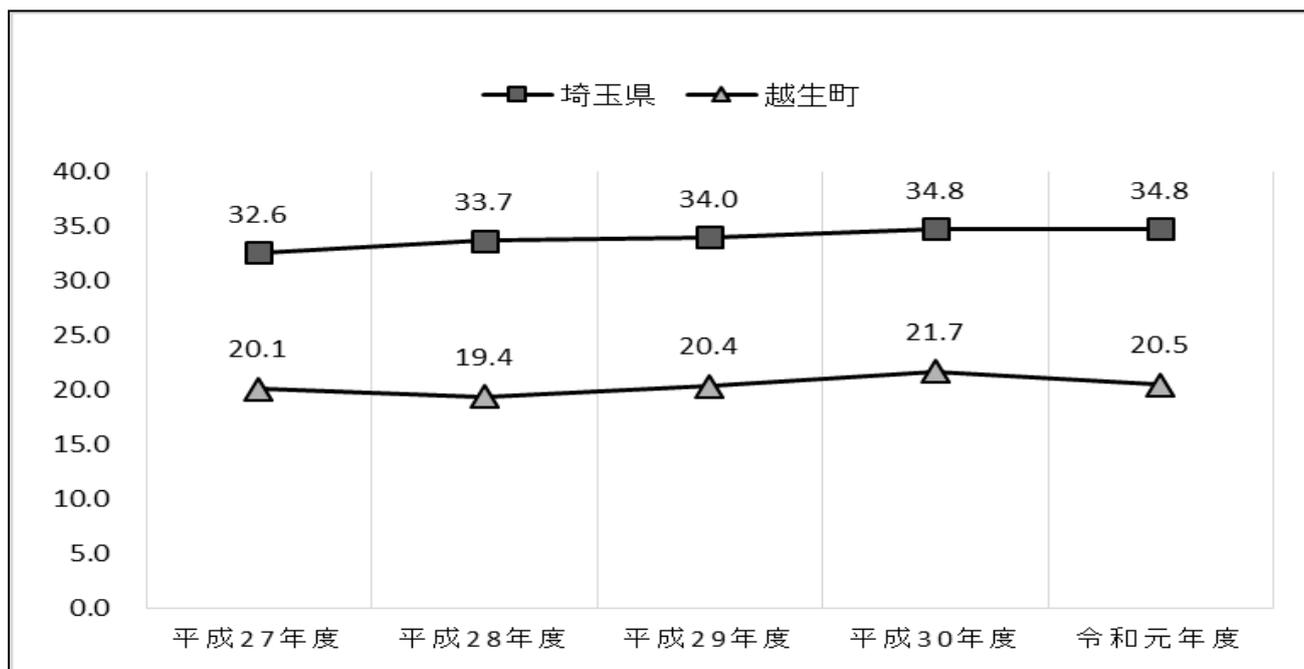
(単位：%)



資料：町民課

後期高齢者医療健康診査受診率の推移

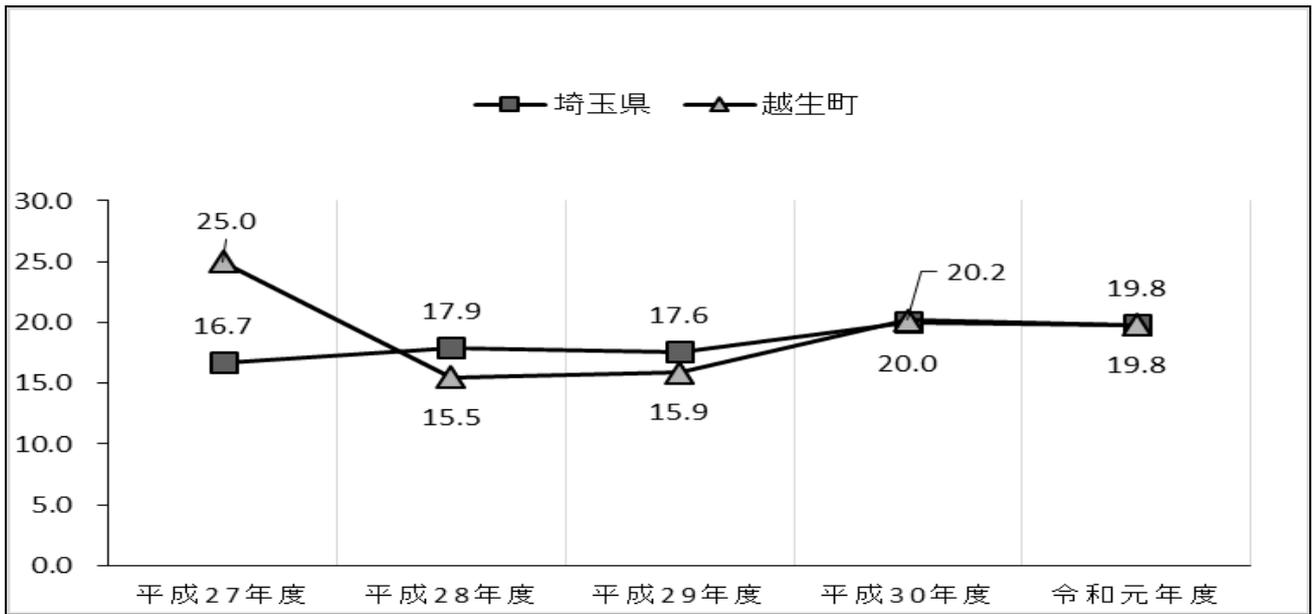
(単位：%)



資料：町民課

特定保健指導実施率

(単位：%)



資料：町民課

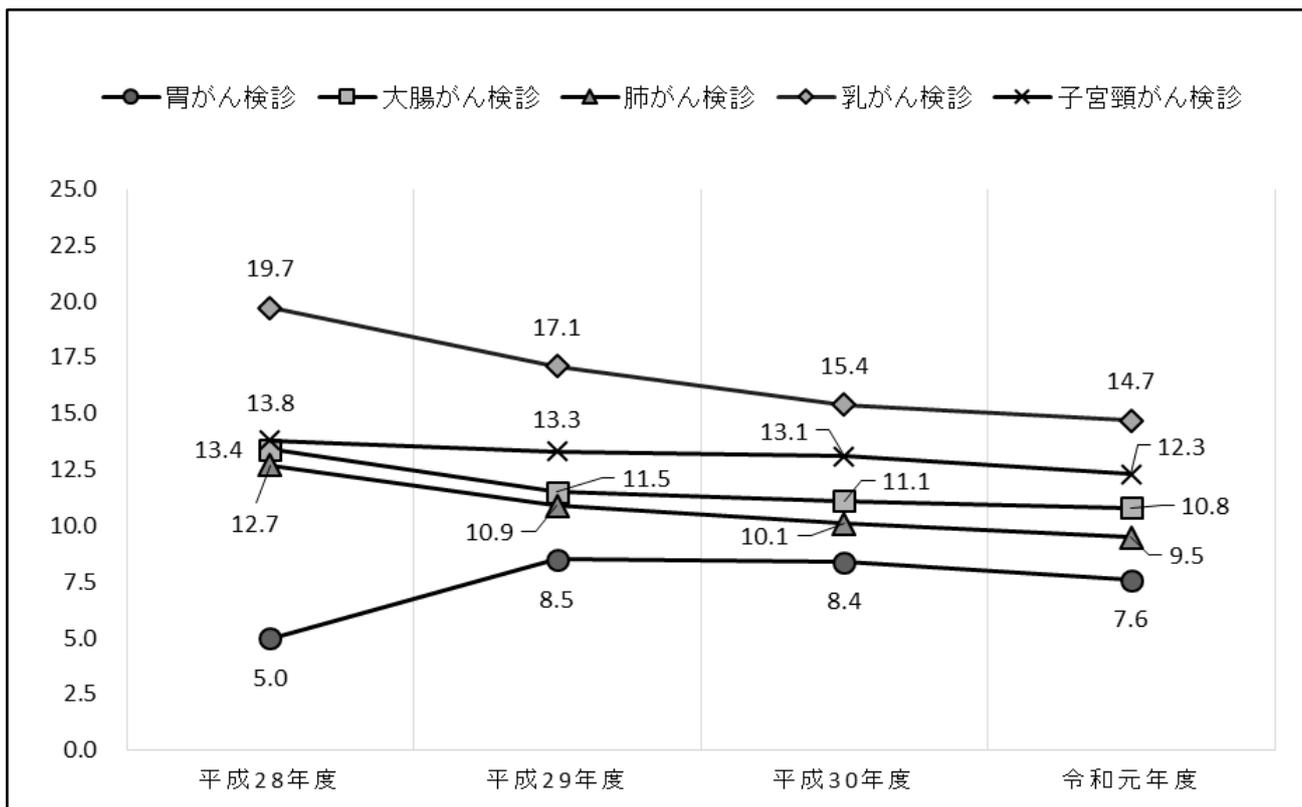
エ がん検診

各種がん検診の受診機会について、胃がん検診（バリウム検査）・肺がん検診・大腸がん検診は年1回、乳がん検診、子宮頸がん検診は2年に1回と定められています。また、検診対象者の年齢は、子宮頸がん検診は20歳以上、他の検診は40歳以上と定められています。

本町におけるがん検診の受診率は、いずれの検診においても平成29年度以降減少傾向にあります。

がん検診受診率の推移

(単位：%)



資料：越生町行政報告

がん検診受診率の算定

平成28年度から、受診率算定対象年齢を地域保健健康増進事業報告に合わせて算定方法を変更したため、平成28年度以降のグラフとなっています。

国のがん検診受診率の算定方法と異なり、町のがん検診受診率には職域等での受診は含まれていません。

オ 骨粗しょう症検診

本町では、30歳以上の男女を対象に年1回、40歳以上の女性を対象に年1回、合計2回骨粗しょう症検診を実施しています。

骨粗しょう症検診受診者数 (単位：人)

| 年度 | 受診者数 | 異常なし | 要指導 | 要医療 |
|--------|------|------|-----|-----|
| 平成27年度 | 258 | 76 | 54 | 128 |
| 平成28年度 | 283 | 90 | 54 | 139 |
| 平成29年度 | 294 | 68 | 63 | 163 |
| 平成30年度 | 268 | 62 | 57 | 149 |
| 令和元年度 | 278 | 61 | 65 | 152 |

資料：越生町行政報告

カ 歯周病検診

本町では、40歳以上の方を対象に保健センターで実施する集団での歯周病検診のほか、10歳ごとの節目対象者に対しては、医療機関で実施する個別での歯周病検診を実施しています。

歯周病検診受診者数 (単位：人)

| 年度 | 受診者数 | 異常なし | 要指導 | 要精密検査 |
|--------|------|------|-----|-------|
| 平成27年度 | 38 | 18 | 7 | 13 |
| 平成28年度 | 40 | 13 | 15 | 12 |
| 平成29年度 | 46 | 21 | 17 | 8 |
| 平成30年度 | 32 | 12 | 11 | 9 |
| 令和元年度 | 39 | 15 | 17 | 7 |

資料：越生町行政報告

2 健康づくりに関するアンケート調査結果から見た現状

(1) 栄養・食生活

ア バランスのとれた食事

設問：普段、主食・主菜・副菜のそろった食事を食べていますか。

【幼児】

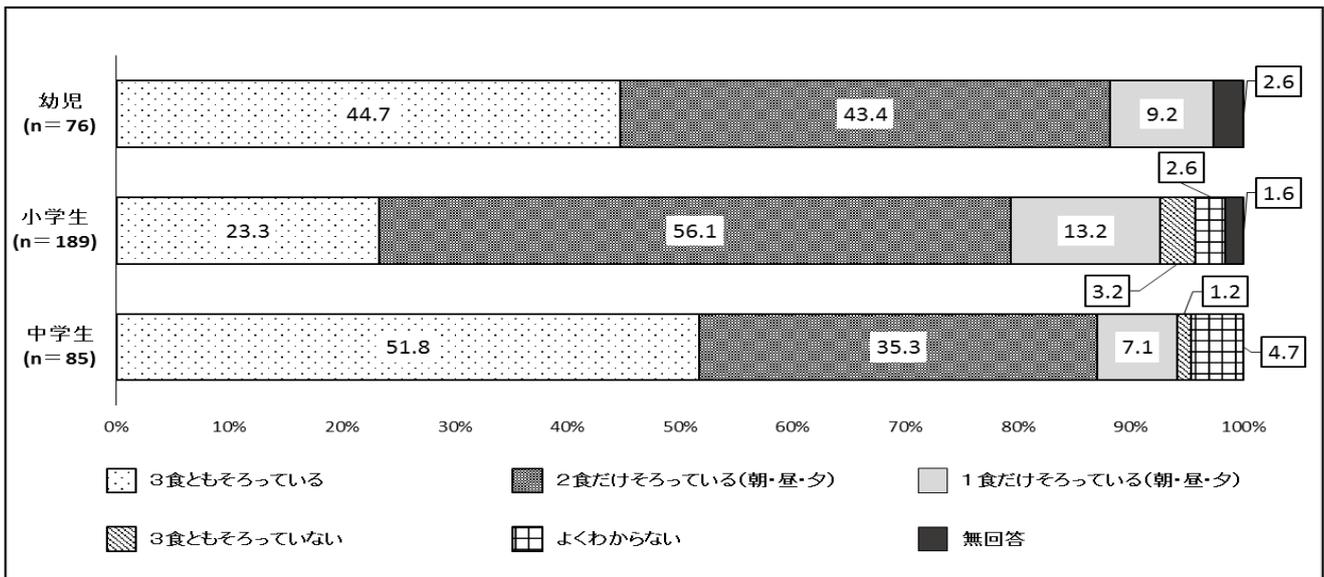
主食・主菜・副菜が「3食ともそろっている」が44.7%、「2食だけそろっている」が43.4%でした。

【小学生】

主食・主菜・副菜が「3食ともそろっている」が23.3%、「2食だけそろっている」が56.1%でした。

【中学生】

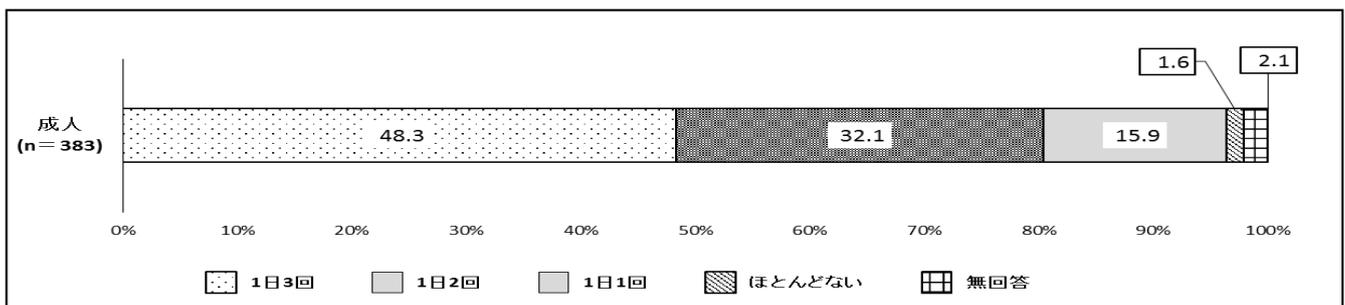
主食・主菜・副菜が「3食ともそろっている」が51.8%、「2食だけそろっている」が35.3%でした。



設問：主食・主菜・副菜がそろった食事は一日何回ありますか。

【成人】

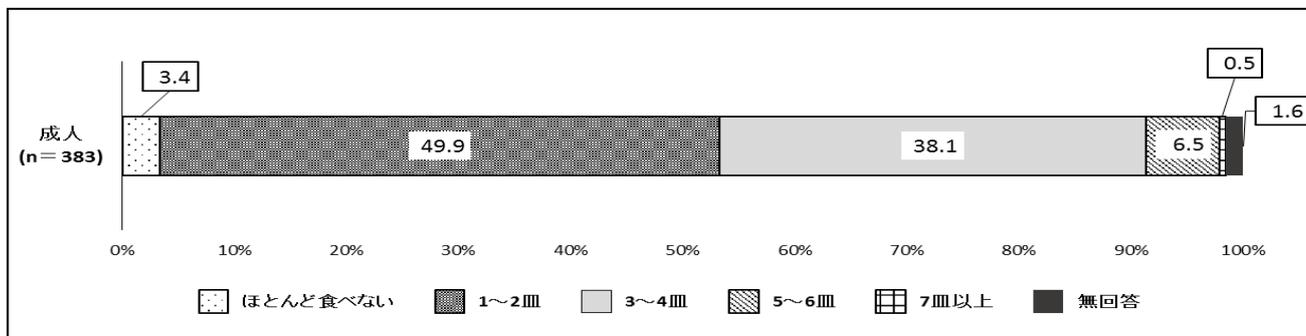
主食・主菜・副菜がそろえて食べることが「1日3回」ある割合が48.3%、次いで「1日2回」が32.1%、「1日1回」が15.9%でした。



設問：普段、一日に野菜料理（野菜を主な食材とした料理）を皿数で数えると何皿食べていますか。

【成人】

野菜の摂取量について、「1～2皿」が49.9%、「3～4皿」が38.1%、「5～6皿」が6.5%でした。



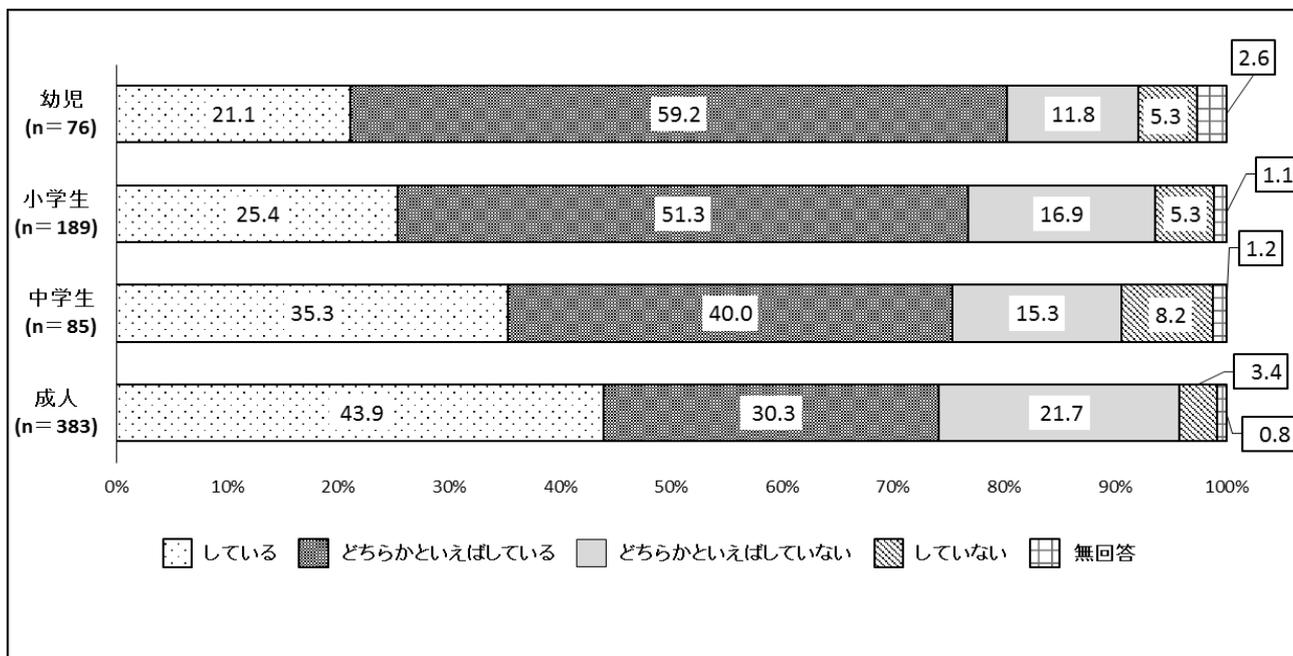
設問：塩分をとりすぎないようにしていますか。

【幼児・小学生・中学生】

塩分をとりすぎないようにしているかについて、「どちらかといえばしている」が最も多く、幼児59.2%、小学生51.3%、中学生40%でした。

【成人】

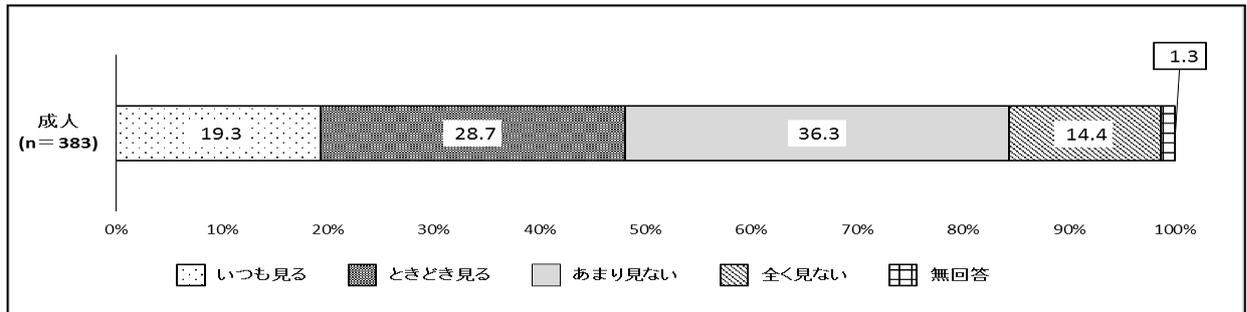
塩分をとりすぎないようにしているかについて、「している」が43.9%で最も多くなっていました。



設問：外食するときや食品を購入するとき、カロリーや塩分などの栄養成分表示を見ますか。

【成人】

栄養成分表示を見るかについて、「あまり見ない」が36.3%で最も多く、次いで「ときどき見る」が28.7%、「いつも見る」が19.3%でした。

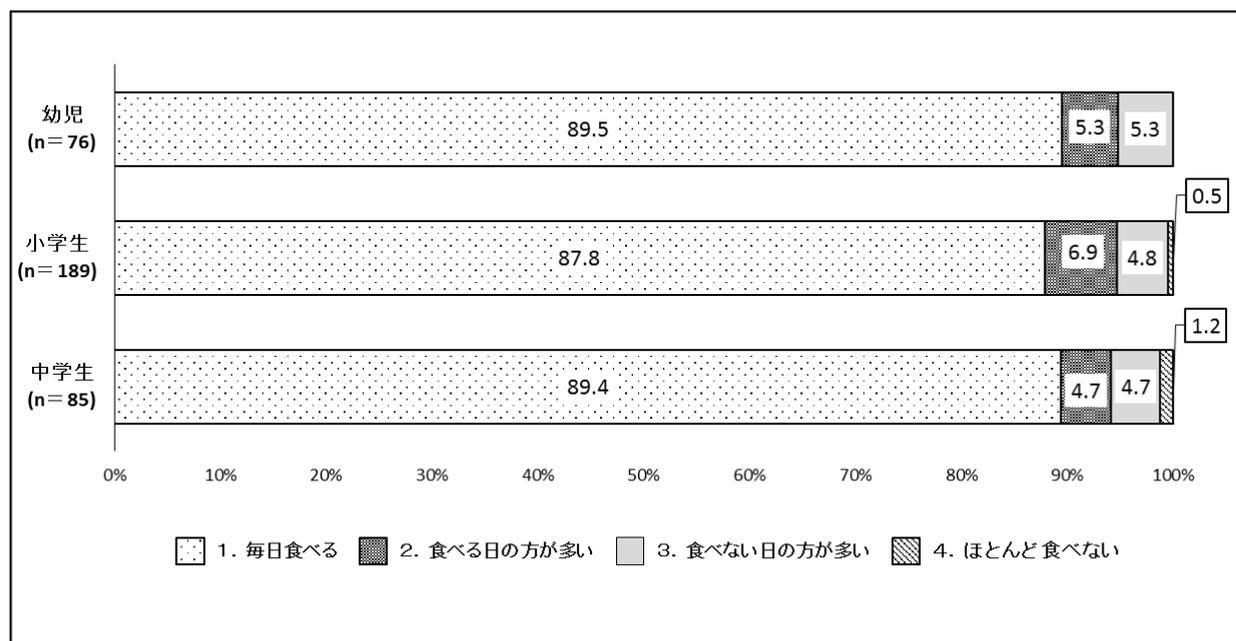


イ 規則正しい生活習慣と朝食摂取

設問：お子さんは、朝食を食べていますか。

【幼児・小学生・中学生】

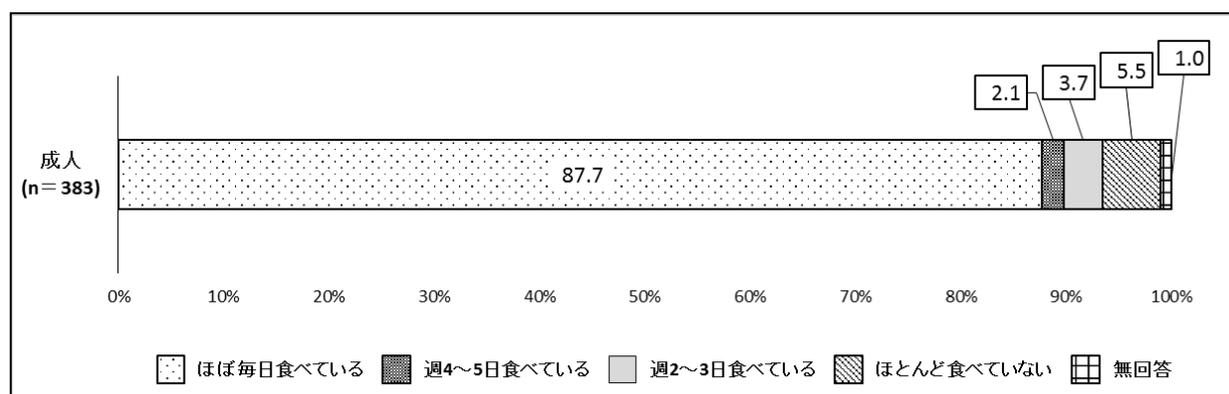
朝食を食べているかについて、「毎日食べる」が最も多く幼児 89.5%、小学生 87.8%、中学生 89.4%でした。



設問：普段、朝食を食べていますか。

【成人】

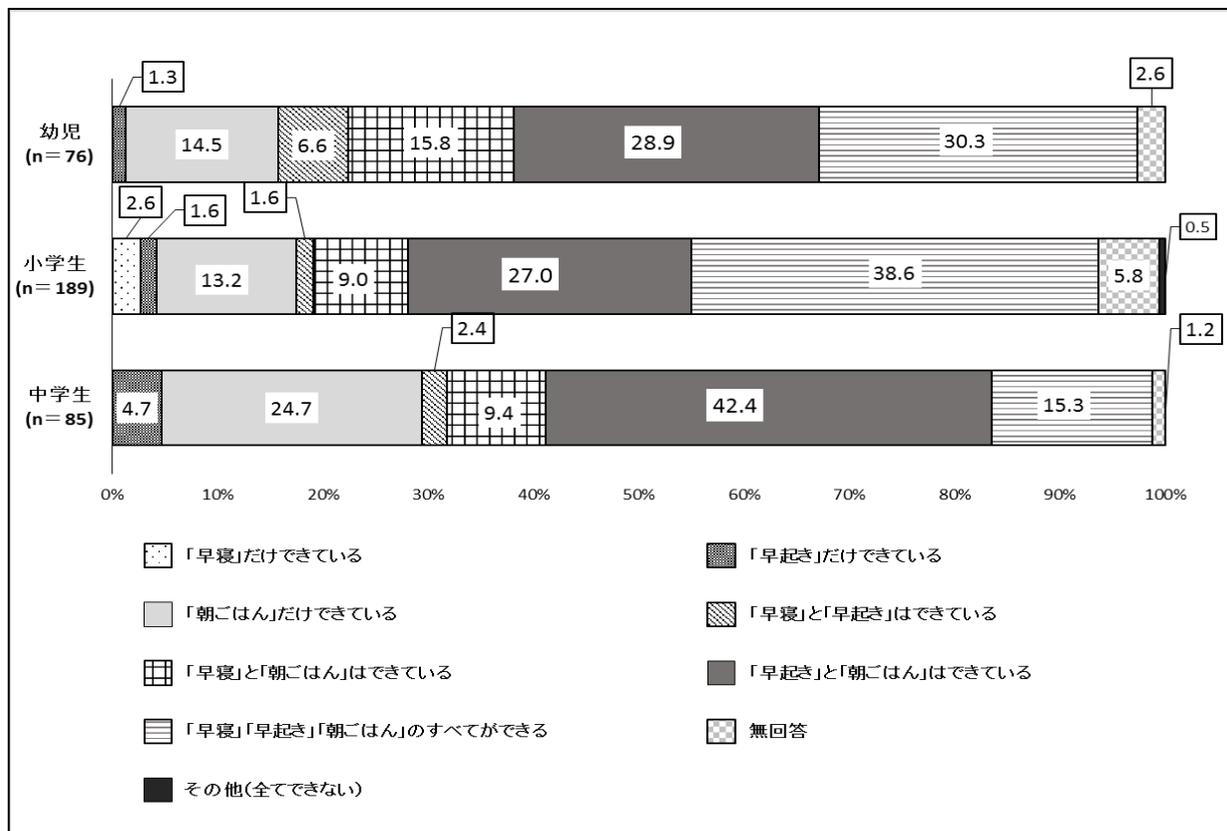
普段、朝食を食べているかについて、「ほぼ毎日食べている」が 87.7%と最も多く、次いで「ほとんど食べていない」が 5.5%、「週 2~3 回食べている」が 3.7%でした。



設問：お子さんは（中学生の場合あなたは）「早寝」「早起き」「朝ごはん」で、できているものはありますか。

【幼児・小学生・中学生】

「早寝」「早起き」「朝ごはん」のすべてができていると答えた方は、幼児30.3%、小学生38.6%、中学生15.3%でした。



ウ 共食

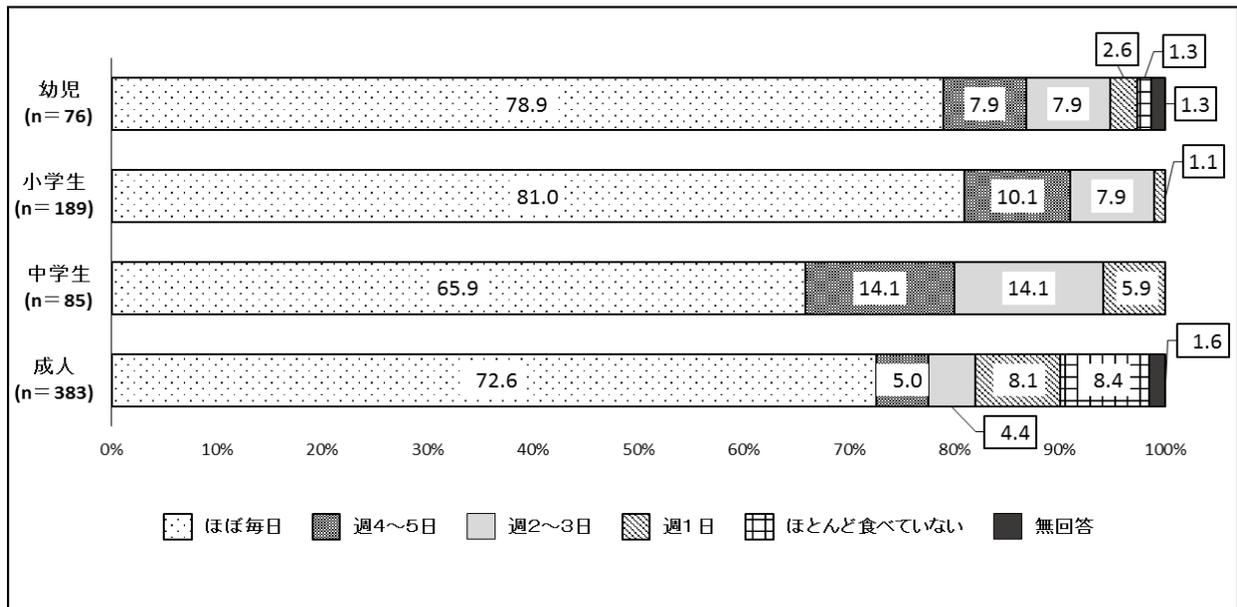
設問：家族で食事をする日はどのくらいありますか。

【幼児・小学生・中学生】

家族で食事をする日はどのくらいあるかについて、「ほぼ毎日」と答えた方が最も多く、幼児78.9%、小学生81.0%、中学生65.9%でした。

【成人】

家族や友人と食事をする日はどのくらいあるかについて、「ほぼ毎日」が72.6%と最も多く、「ほとんど食べていない」が8.4%、「週1回程度」が8.1%でした。

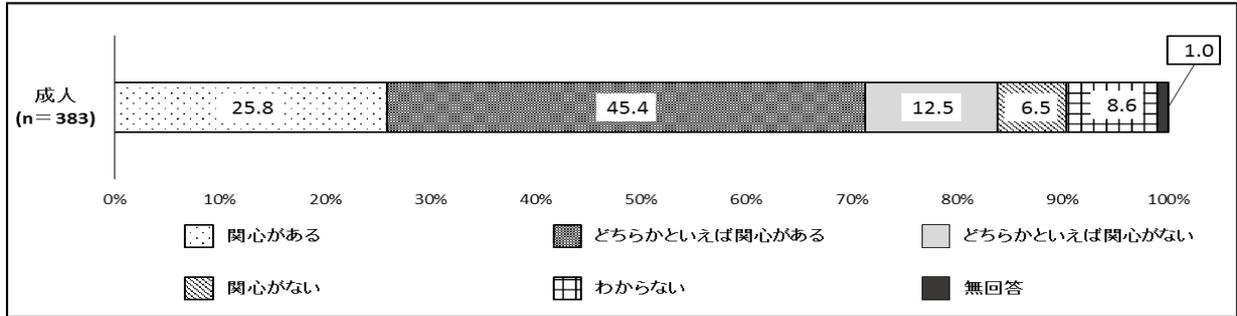


エ 食育への関心

設問：食育に関心がありますか。

【成人】

食育の関心について、「関心がある」「どちらかといえば関心がある」を合わせると71.2%、「どちらかといえば関心がない」「関心がない」を合わせると19.0%でした。



オ 食品ロス

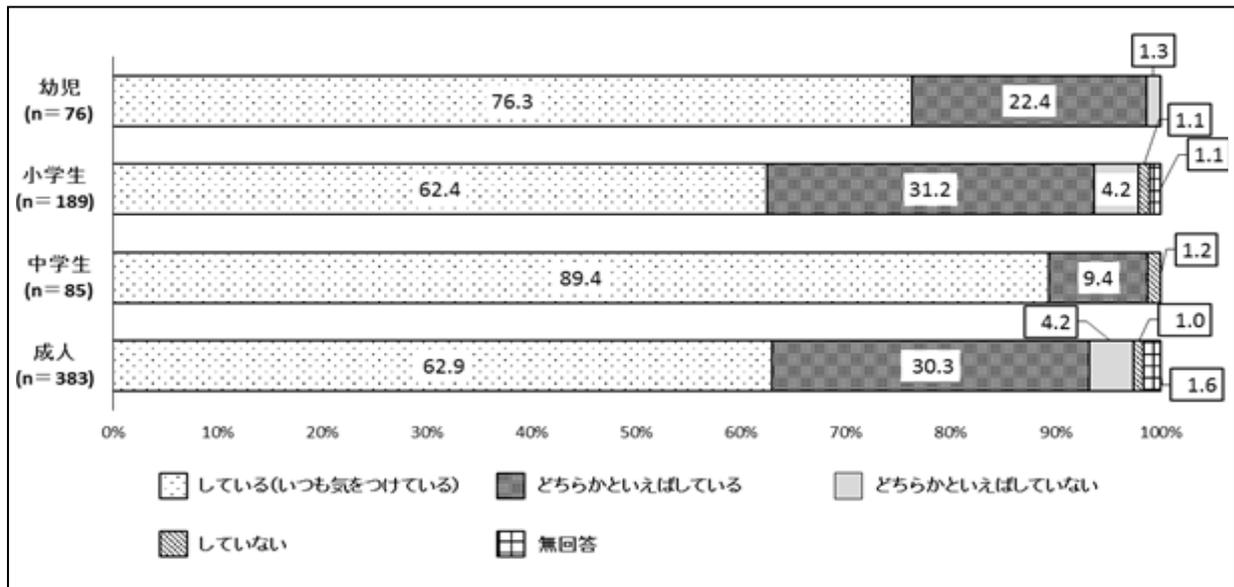
設問：残さず食べるようにしていますか。

【幼児・小学生・中学生】

残さず食べるようにしているかについて、「している（いつも気をつけている）」は、幼児76.3%、小学生62.4%、中学生89.4%でした。

【成人】

残さず食べるようにしているかについて、「している（いつも気をつけている）」が62.9%、「どちらかといえばしている」が30.3%でした。

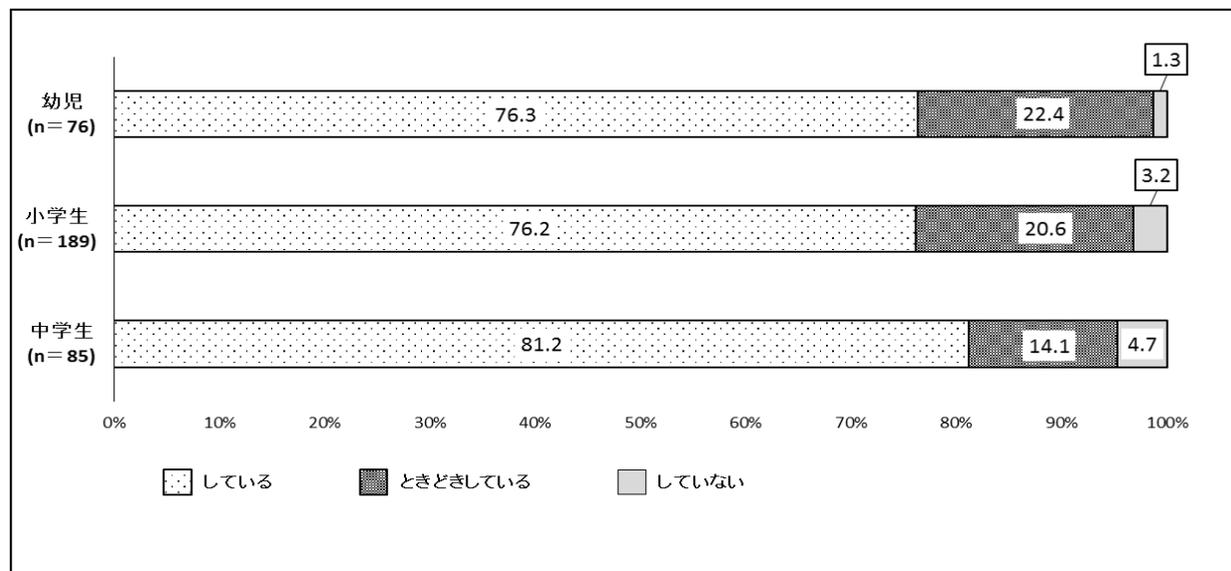


カ 食への感謝

設問：家族で食事をする時、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしますか。

【幼児・小学生・中学生】

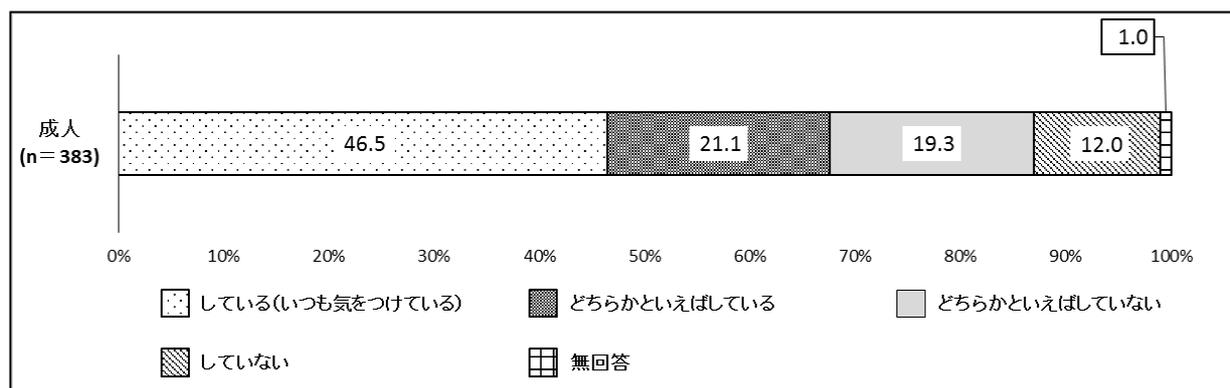
食事の時のあいさつを「している」は、幼児76.3%、小学生76.2%、中学生81.2%でした。



設問：「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしていますか。（気をつけていますか）

【成人】

食事の時のあいさつについて、「している（いつも気をつけている）」が46.5%、「どちらかといえばしている」が21.1%、「どちらかといえばしていない」が19.3%でした。

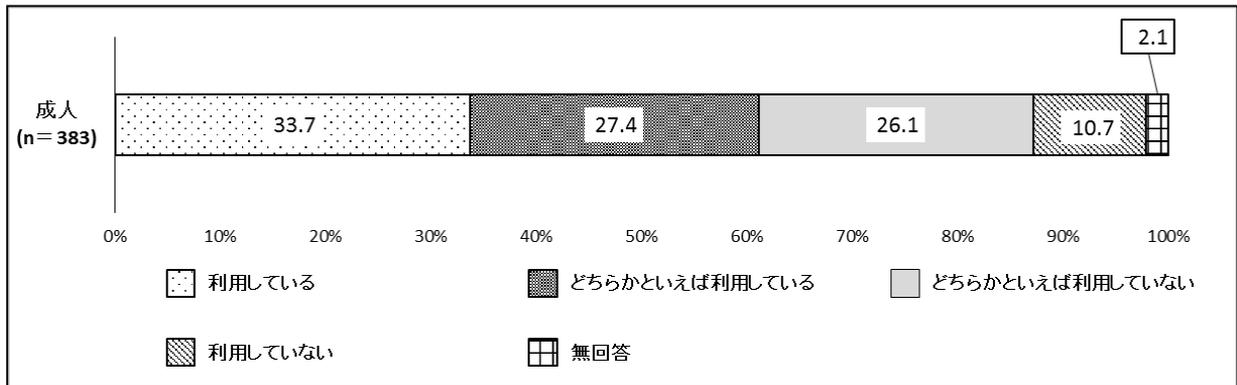


キ 地産地消

設問：地元の食材を利用していますか。

【成人】

地元の食材を利用しているかについて、「利用している」「どちらかといえば利用している」をあわせると61.1%、「どちらかといえば利用していない」「利用していない」が36.8%でした。

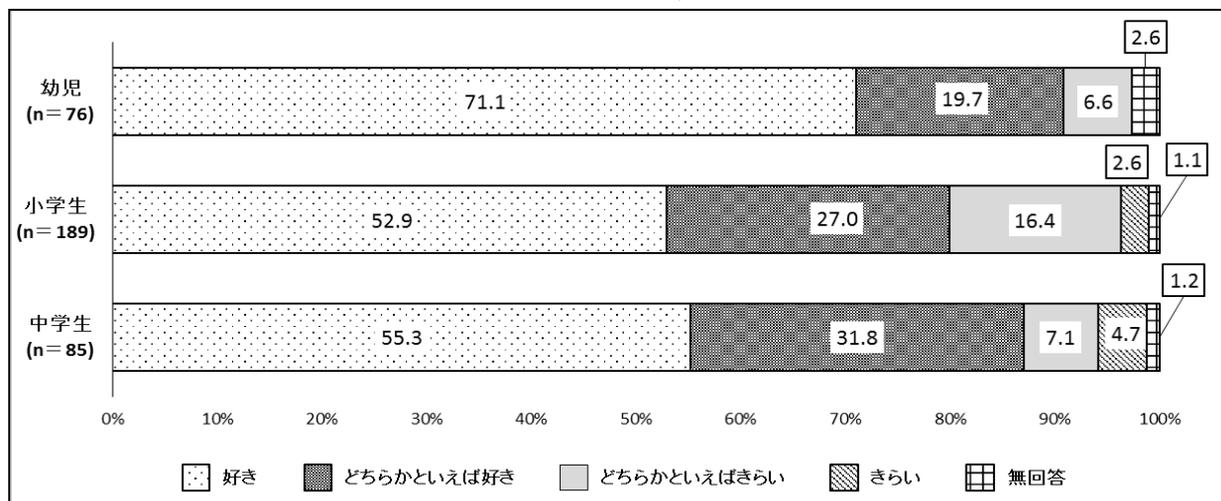


(2) 運動・身体活動

設問：からだを動かすのは好きですか。

【幼児・小学生・中学生】

からだを動かすことが好きかについては、「好き」「どちらかといえば好き」を合わせると幼児90.8%、小学生79.9%、中学生87.1%でした。



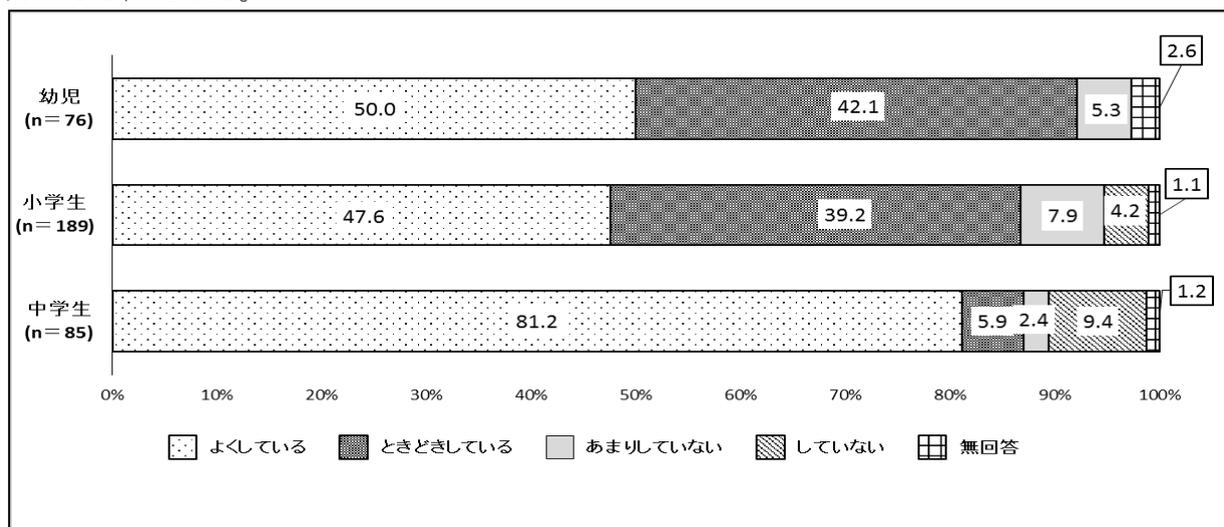
設問：からだを動かす運動をしていますか。

【幼児・小学生】

からだを動かす運動を「よくしている」と回答された方は、幼児50.0%、小学生47.6%でした。

【中学生】

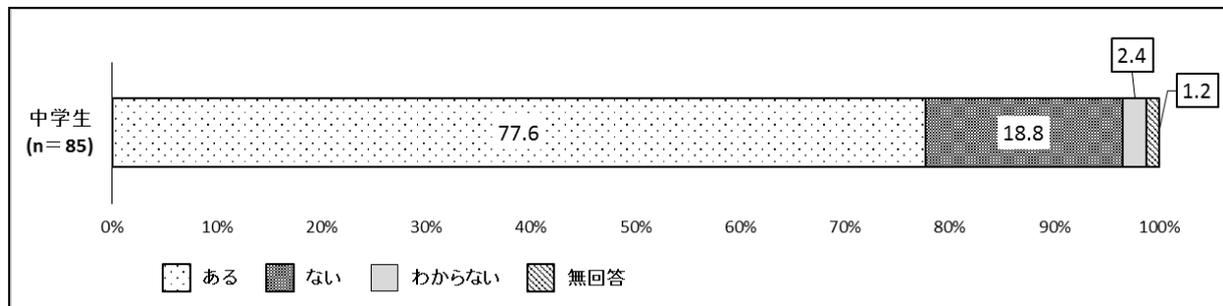
からだを動かす運動（部活動やスポーツクラブなど含む）を「よくしている」と回答された方は81.2%でした。



設問：町で実施しているハイキング大会（七福神めぐりなど）やスポーツ大会（越生町体育祭など）に参加したことがありますか。

【中学生】

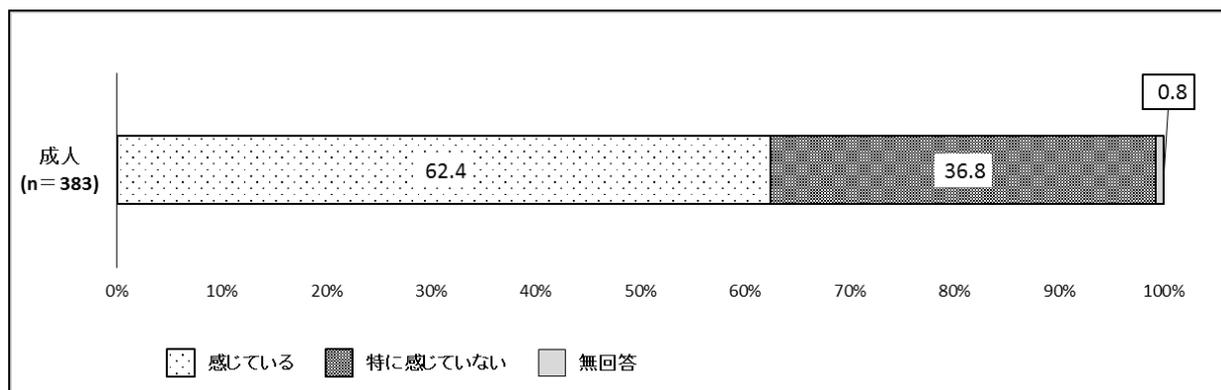
ハイキング大会や体育祭など町のイベントに参加したことがある中学生は77.6%でした。



設問：あなたは、普段の暮らしの中で運動不足を感じていますか。

【成人】

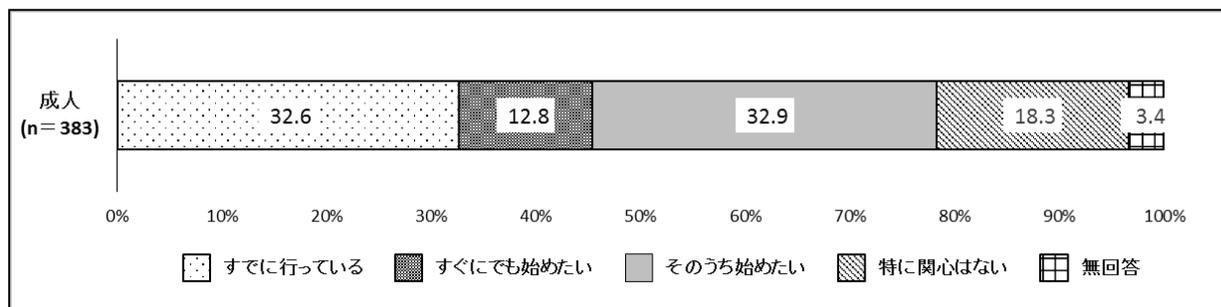
運動不足を感じているかについて、「感じている」が62.4%、「特に感じていない」が36.8%と半数以上が運動不足を感じていました。



設問：今後、健康のために運動を始めたいと思いますか。

【成人】

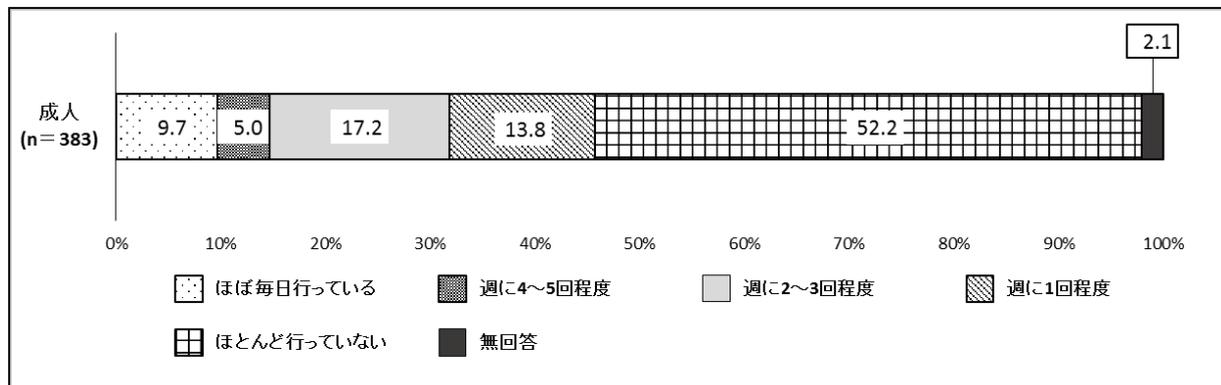
健康のために運動を始めたいかについては、32.6%の方が「すでに行っている」と回答していました。



設問：あなたは、仕事以外に汗をかくような運動を意識的にしていますか。

【成人】

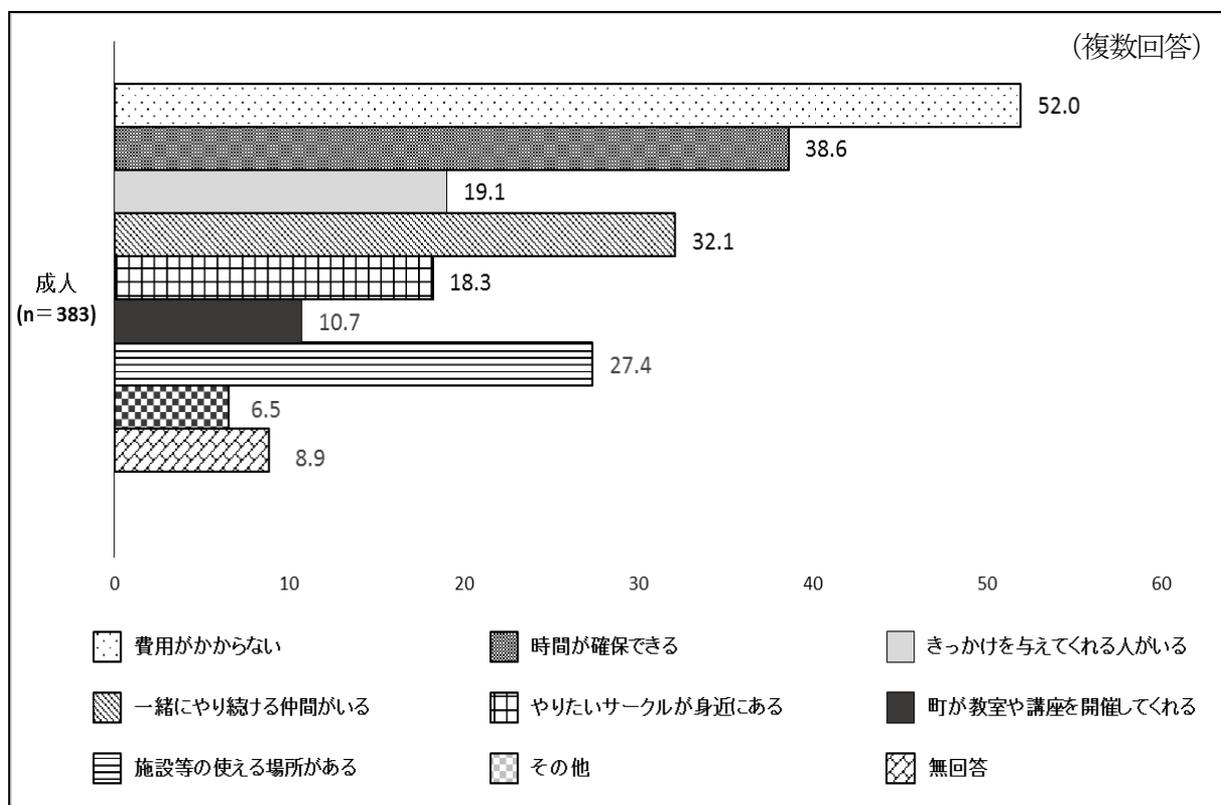
仕事以外に汗をかく運動の実施状況は、「ほぼ毎日行っている」が9.7%、「週に4～5回程度」が5.0%、「週に2～3回程度」が17.2%、「週1回程度」が13.8%で、これらを合わせると45.7%でした。



設問：あなたが運動やスポーツを始めたり、続けたりするために、どのような条件があればよいと思いますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

【成人】

運動する上での条件については、「費用がかからない」が52.0%、「時間が確保できるが38.6%、「一緒にやり続ける仲間がいる」が32.1%でした。



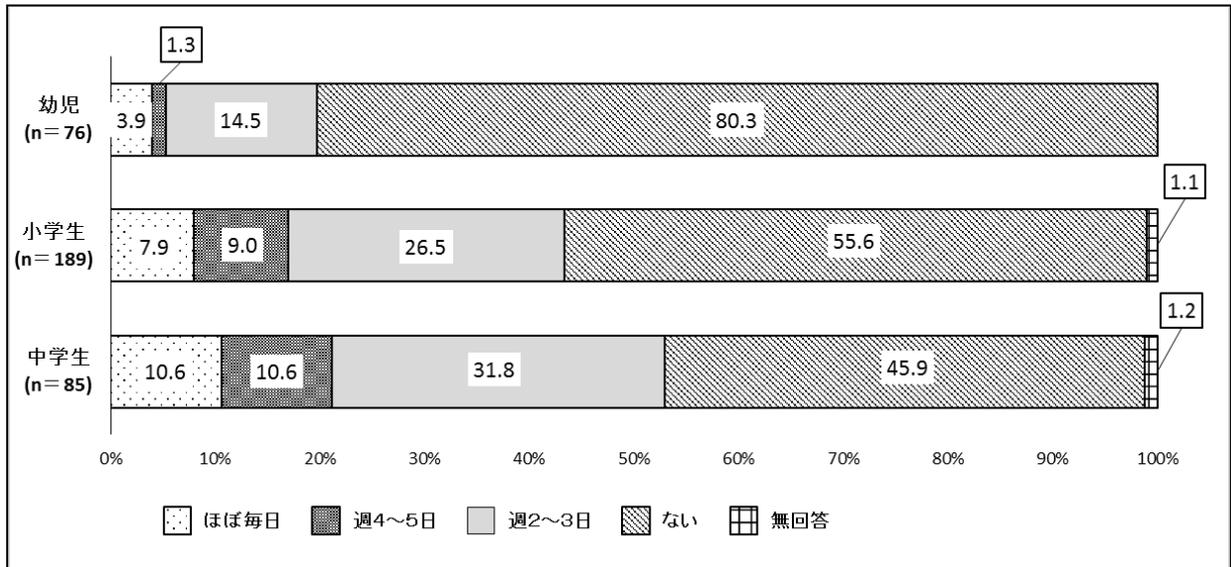
(3) こころの健康

ア 睡眠と休養

設問：お子さんはスマートフォンやゲームをしていて、寝る時間が遅くなることがありますか。

【幼児・小学生・中学生】

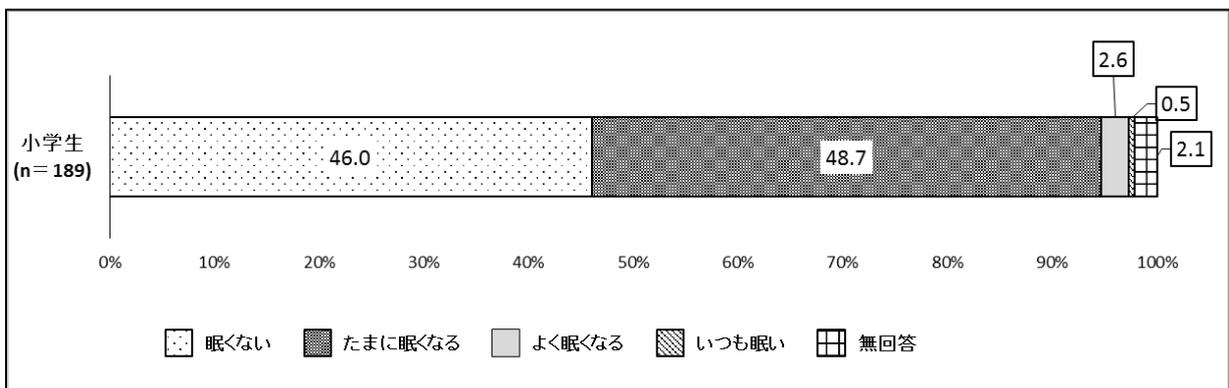
スマートフォンやゲームをしていて寝る時間が遅くなる方は、「ほぼ毎日」「週4～5日」「週2～3日」を合わせると幼児19.7%、小学生43.4%、中学生53.0%でした。



設問：学校で眠くなることはありますか。

【小学生】

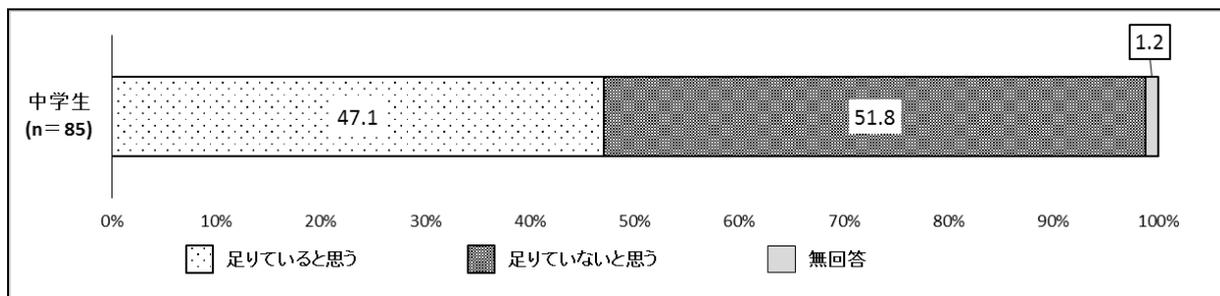
小学生で、学校で「たまに眠くなる」「よく眠くなる」「いつも眠い」を合わせると51.8%でした。



設問：睡眠時間は足りていると思いますか。

【中学生】

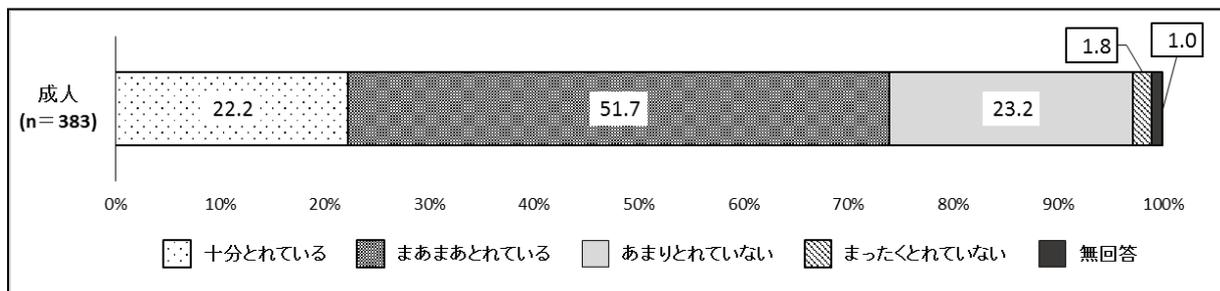
睡眠が足りていないと思う方は51.8%でした。



設問：あなたは、いつもとっている睡眠で、疲れが十分とれていると思いますか。

【成人】

睡眠で疲れがとれたかについて、「あまりとれていない」が23.2%、「まったくとれていない」が1.8%でした。

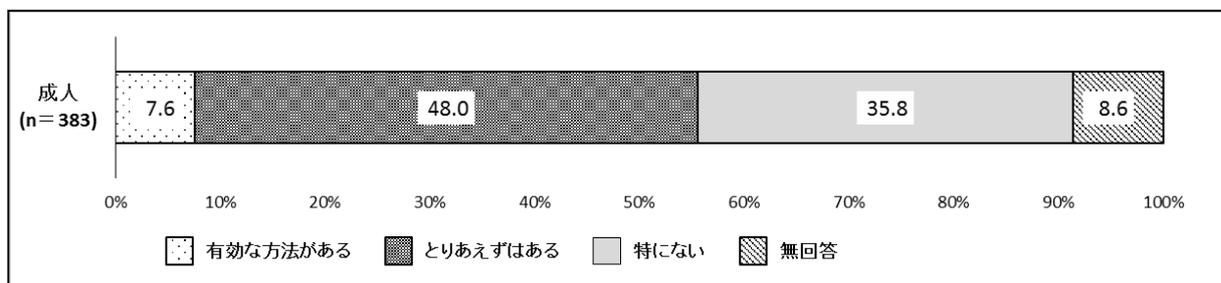


イ ストレスと相談相手

設問：あなたは、自分なりのストレスの解消方法がありますか。

【成人】

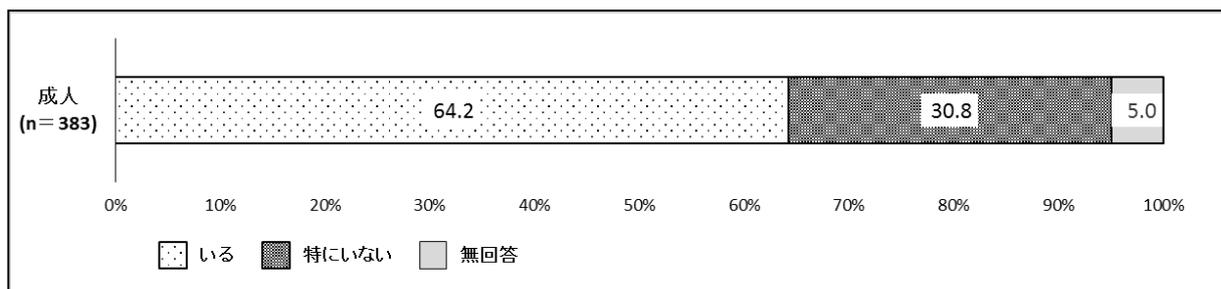
自分なりのストレスの解消方法について、「特にない」が35.8%でした。



設問：悩みを打ち明け、相談できる相手はいますか。

【成人】

相談できる相手について、「いる」が64.2%、「特にない」が30.8%でした。

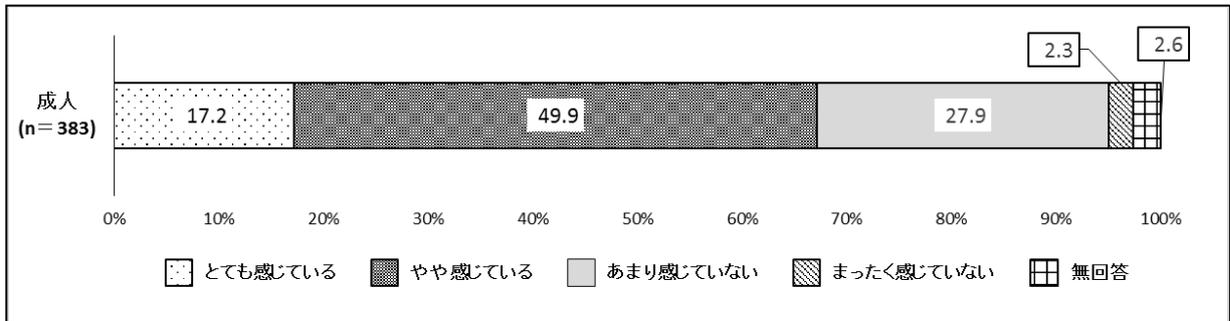


ウ 生きがいと社会参加

設問：普段の暮らしで生きがいを感じることはありますか。

【成人】

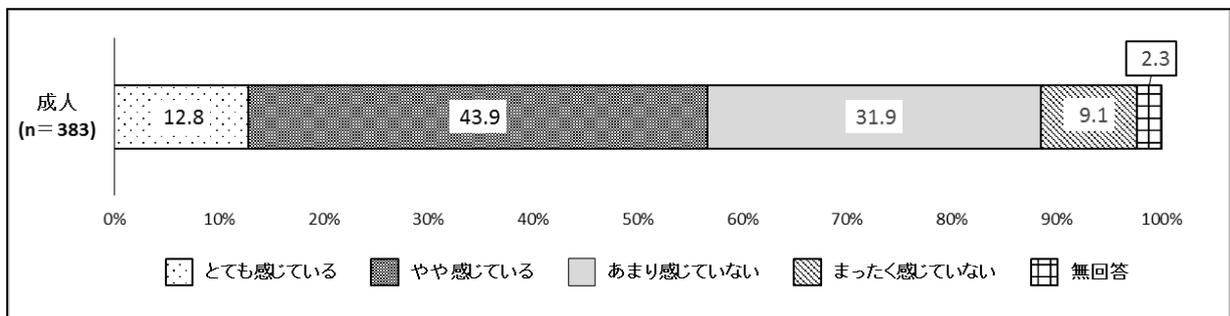
普段の暮らしでの生きがいについて、「あまり感じていない」「まったく感じていない」を合わせると30.2%でした。



設問：家庭や仕事、地域で社会的な役割を果たしていると感じていますか。

【成人】

家庭や仕事、地域で社会的な役割を果たしていると感じるかについて、「とても感じている」「やや感じている」を合わせると56.7%でした。

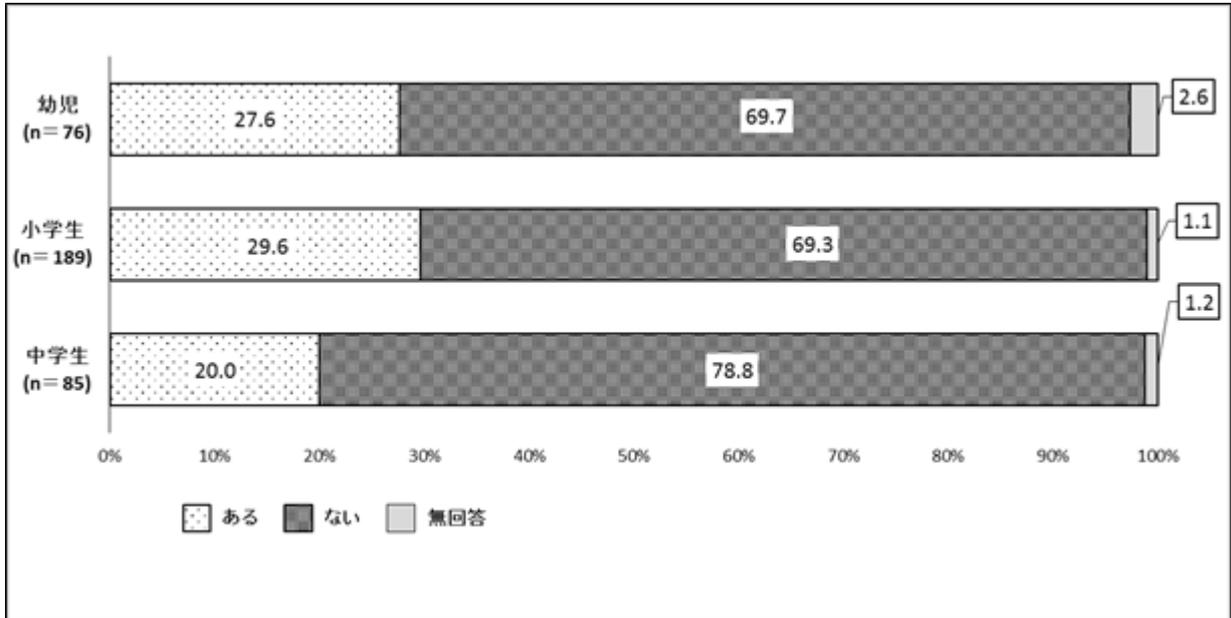


(4) 歯・口の健康

設問：むし歯があるといわれていますか。

【幼児・小学生・中学生】

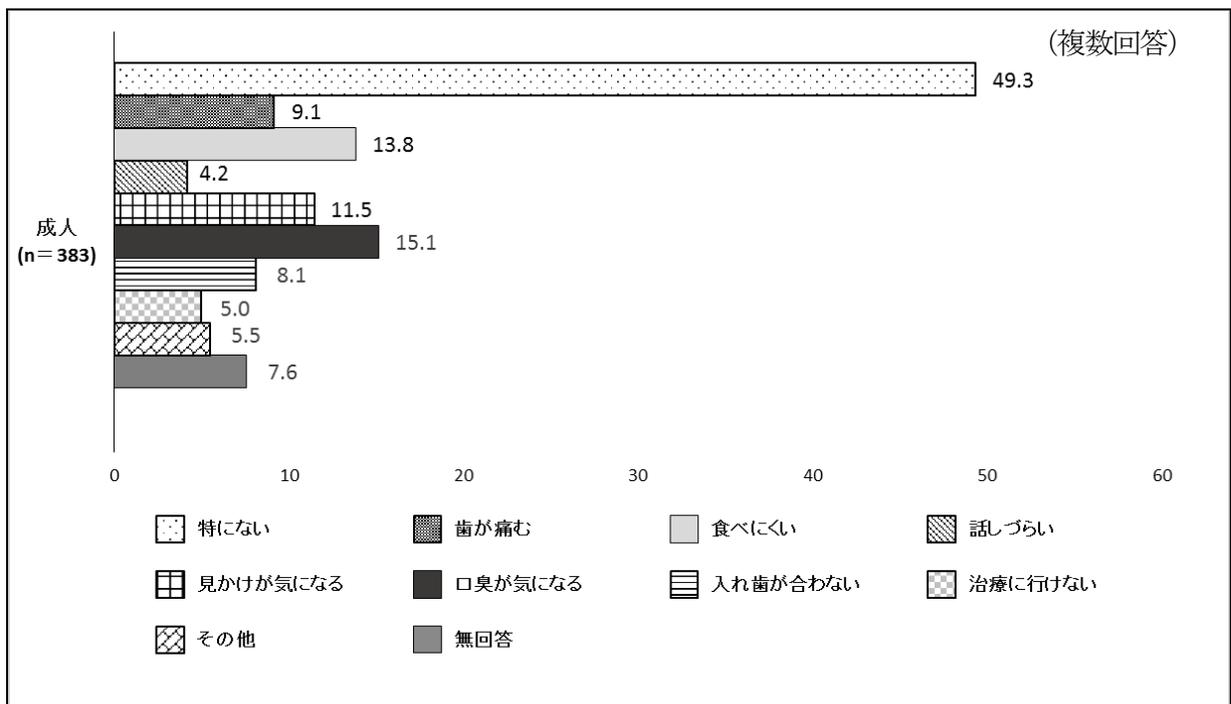
むし歯があるかについて、「ある」と答えた方は、幼児 27.6%、小学生 29.6%、中学生 20.0%でした。



設問：歯や歯ぐきのことで困っていることはありますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

【成人】

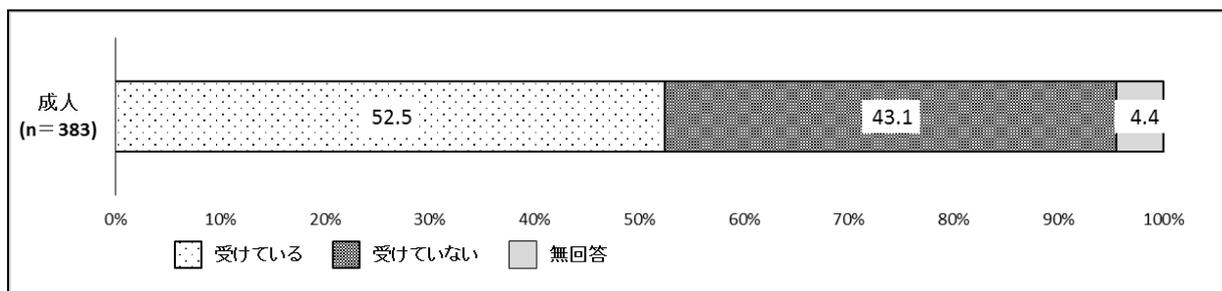
歯や歯ぐきのことで、何らかの困りごとがあると答えた方は 43.1% でした。



設問：歯科医院等で定期的に歯石を取ってもらったり、検診を受けたりしていますか。

【成人】

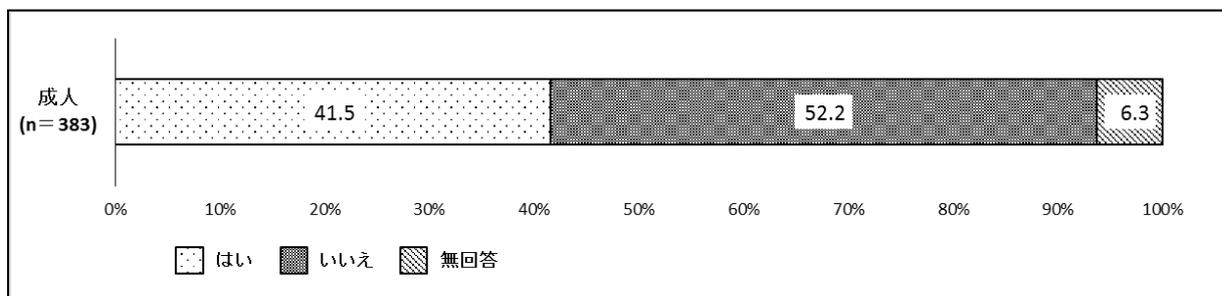
歯科検診の定期的な受診の有無について、「受けている」が52.5%、「受けていない」が43.1%でした。



設問：歯周病を指摘されたことがありますか。

【成人】

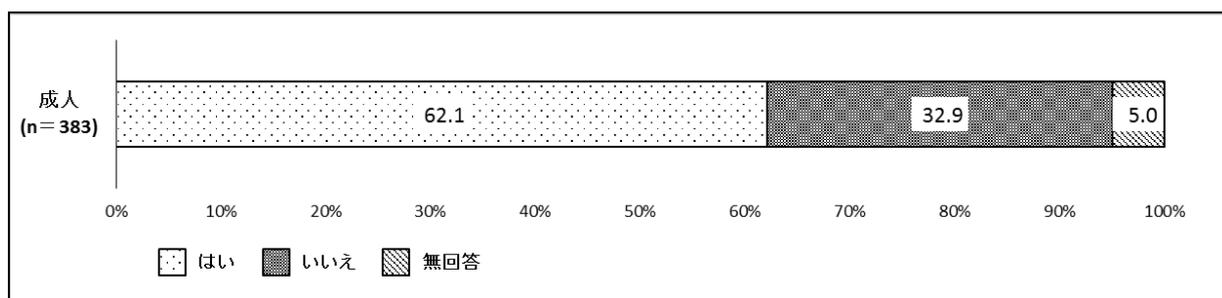
歯周病を指摘されたことがある方は41.5%でした。



設問：歯周病が糖尿病や心筋梗塞など身体の病気に影響及ぼすことを知っていますか。

【成人】

歯周病が身体の病気に影響を及ぼすことを知っている方は62.1%でした。



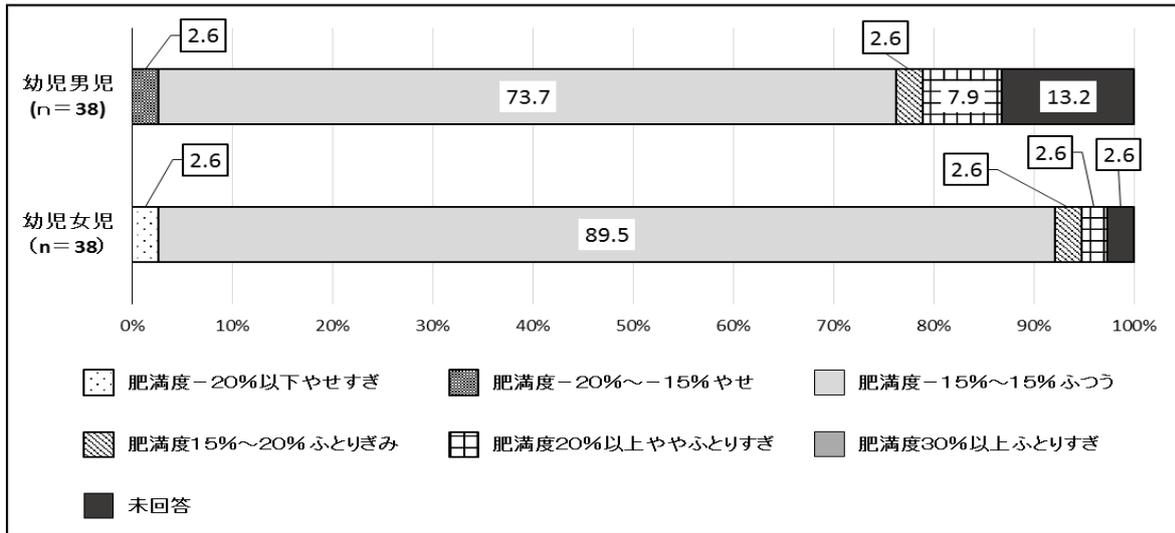
(5) からだの健康

ア 肥満

設問：あなた（お子さん）の身長と体重を教えてください。

【幼児】

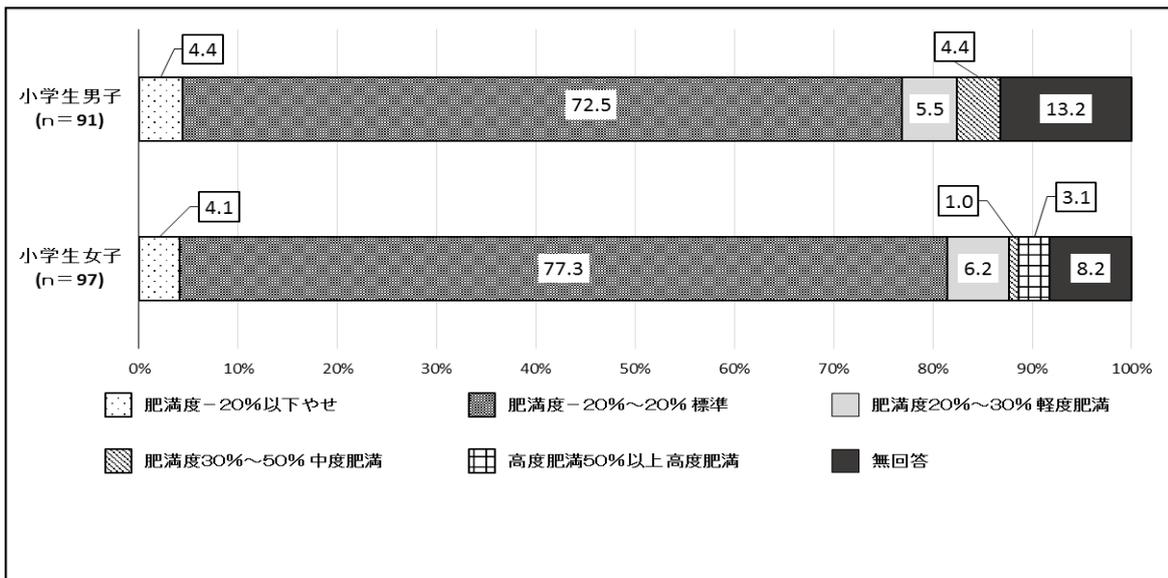
男児、女児ともにふとりすぎの子はいませんでした。男児ではふとりぎみは2.6%、ややふとりすぎは7.9%でした。女児ではふとりぎみは2.6%、ややふとりすぎは2.6%でした。



※肥満度は、厚生労働省の乳幼児身体発育調査（2010）のデータにもとに算出しました。

【小学生】

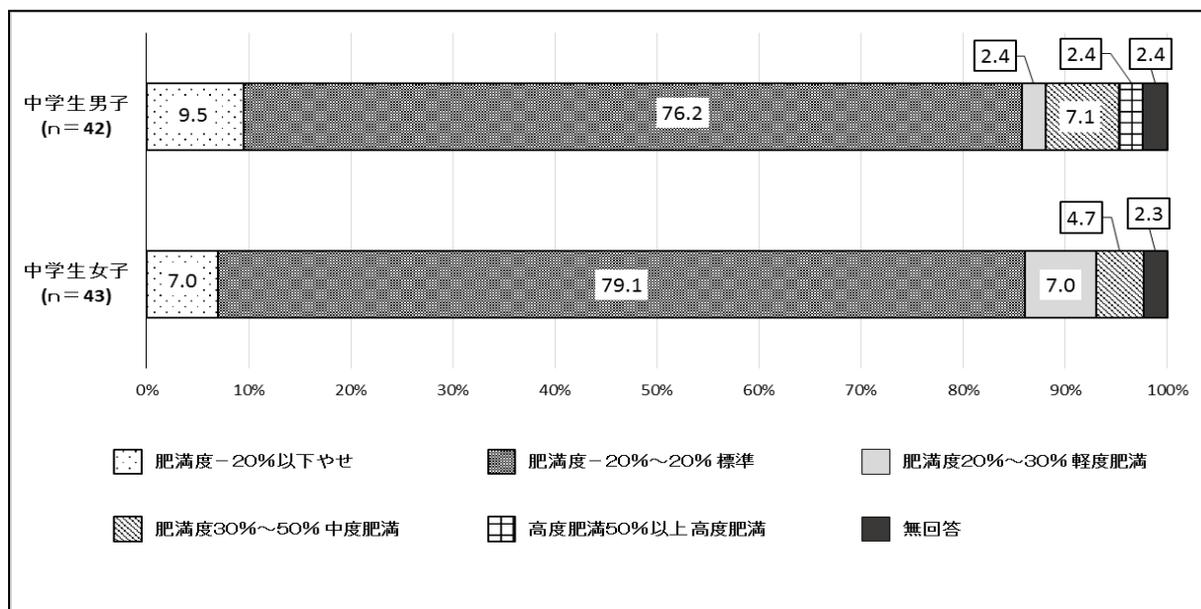
男子では軽度肥満が5.5%、中度肥満が4.4%でした。女子では軽度肥満が6.2%、中度肥満が1.0%、高度肥満が3.1%でした。



※肥満度は、公益財団法人日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル(平成27年度改訂版)」をもとに算出しました。

【中学生】

男子では軽度肥満が2.4%、中度肥満が7.1%、高度肥満が2.4%でした。女子では軽度肥満が7.0%、中度肥満が4.7%でした。



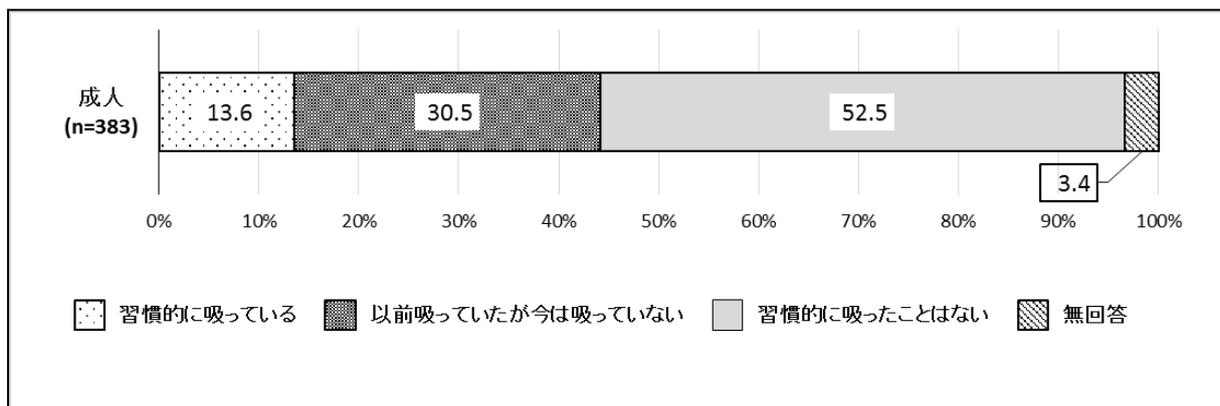
※肥満度は、公益財団法人日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル(平成27年度改訂版)」をもとに算出しました。年齢は調査実施の時期(中学2年生の2月)を考慮して15歳として計算しました。

イ たばこ

設問：現在、たばこを吸っていますか。

【成人】

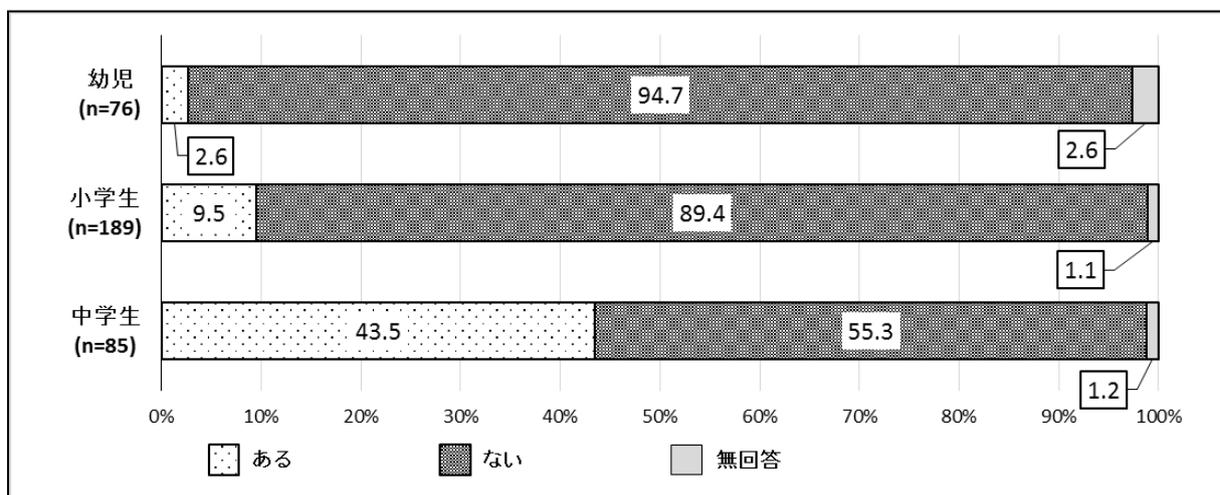
「習慣的に吸っている」と回答された方は13.6%、「以前吸っていたが今は吸っていない」「習慣的に吸ったことはない」を合わせると、現在吸っていないと答えた方は83.0%でした。



設問：最近1か月の間で、受動喫煙で不快な思いをしたことがありますか。

【幼児・小学生・中学生】

最近1か月の間で、受動喫煙で不快な思いをした方は、幼児2.6%、小学生9.5%、中学生43.5%でした。

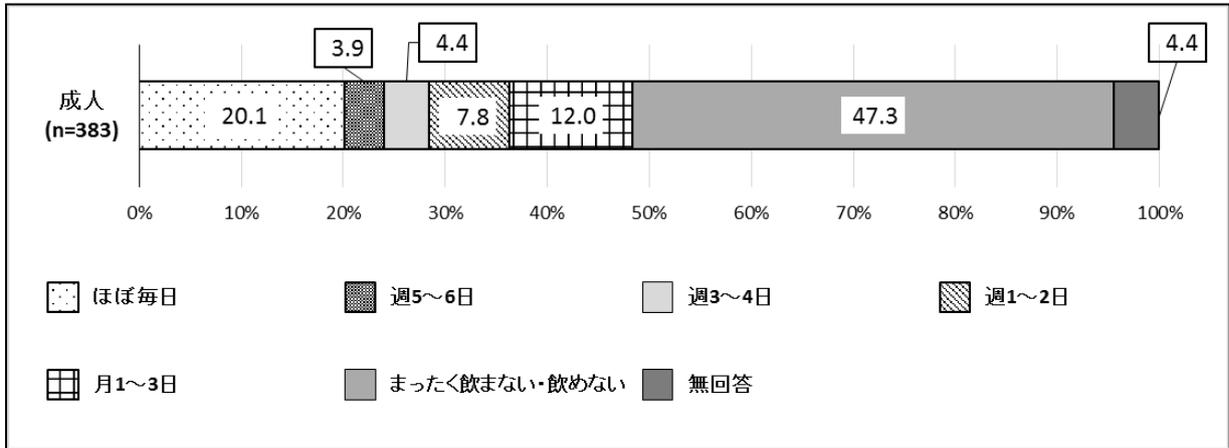


ウ アルコール

設問：あなたは、お酒をどのくらい飲みますか。

【成人】

ほぼ毎日飲酒している方は、20.1%でした。

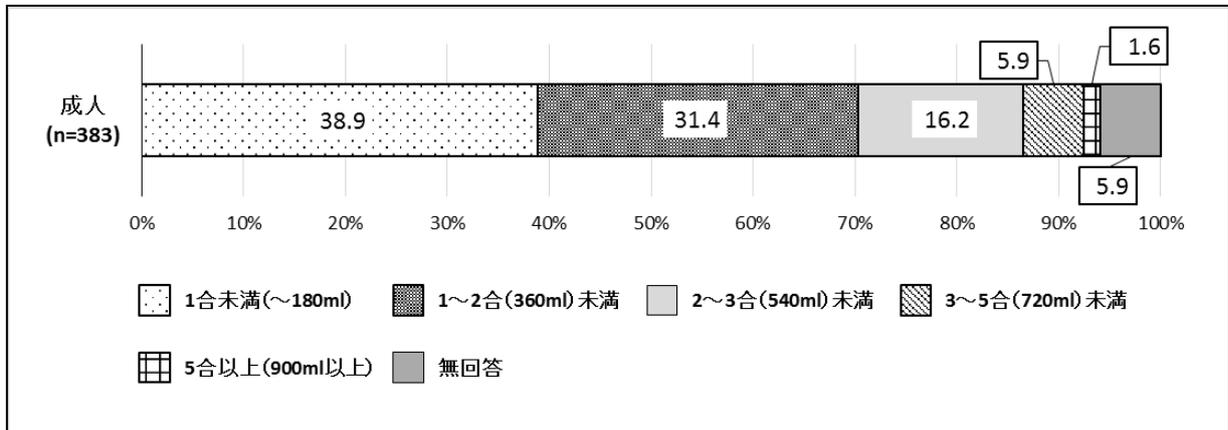


設問：一日に飲む量は全部でどのくらいですか。下の換算表を見てお答えください。

日本酒1合(180ml)換算は、ビール中ビン1本(500ml)、ウイスキーダブル(60ml)焼酎0.5合(90ml)、ワイン2杯(240ml)

【成人】

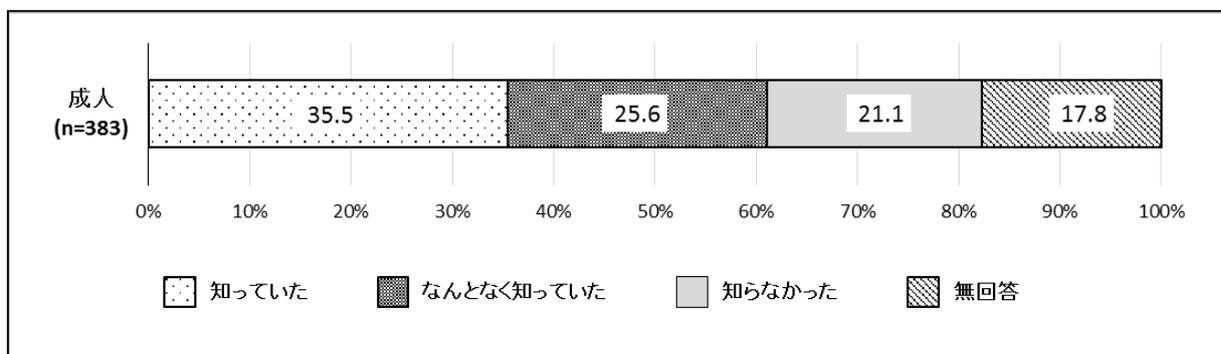
飲酒している方の一日の飲酒量は、1合以上飲んでいると回答した方が55.1%でした。



設問：一日当たりの適正な飲酒量は、日本酒換算で1合程度です。あなたはこのことをご存じでしたか。

【成人】

一日当たりの適正な飲酒量を知っていた方は、「知っていた」「なんとなく知っていた」を合わせると61.1%でした。

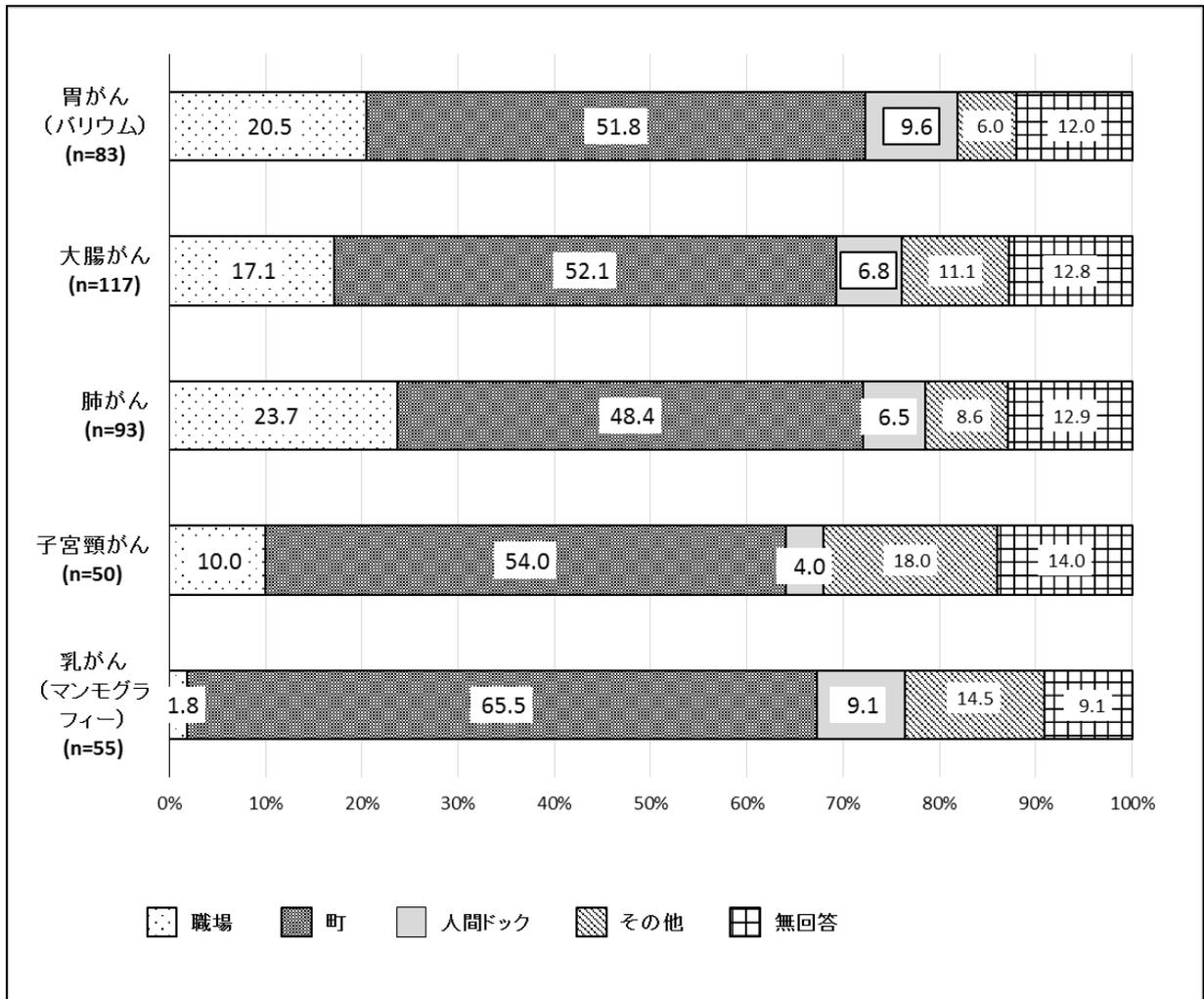


エ がん検診

設問：がん検診を受診する会場はどこですか。

【成人】

健康増進法に基づくがん検診（肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん）すべてで、おおよそ半数以上の方が町の検診を利用していました。



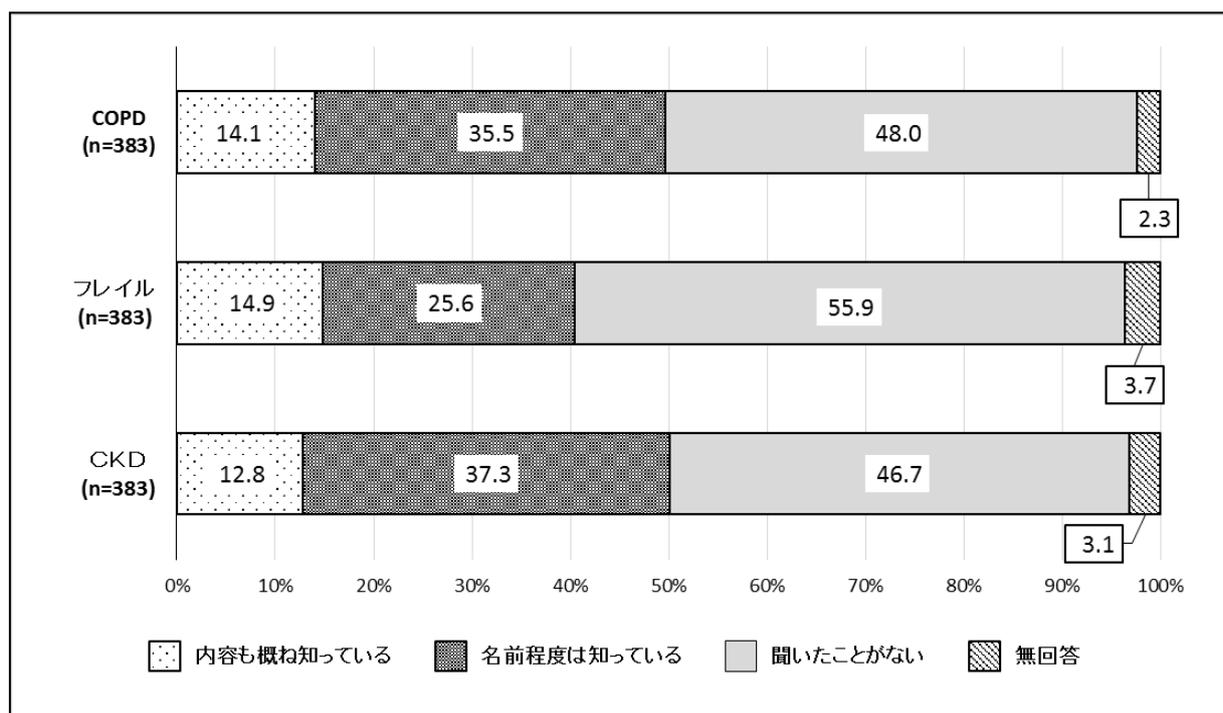
オ COPD、フレイル、CKDの認知度

設問：あなたは、次の言葉をご存じですか。

| |
|--|
| COPD（慢性閉塞性肺疾患） |
| 主として長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを伴いながら、徐々に呼吸障害が進行していきます。 |
| フレイル（虚弱、老衰、脆弱） |
| 加齢とともに心身の活力（運動面・認知面など）が低下し、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態をいいます。一方、適切な介入・支援（栄養摂取・運動）により、生活機能を良好な状態に戻すことが可能な時期でもあります。 |
| CKD（慢性腎臓病） |
| 腎臓の働きが健康な人の60%以下に低下するか、あるいはタンパク尿が出るといった腎臓の異常が続く状態を言います。 |

【成人】

COPD、フレイル、CKDという言葉を知っていると答えた方は、「内容も概ね知っている」、「名前程度は知っている」を合わせると、COPDが49.6%、フレイルが40.5%、CKDが50.1%でした。



グラフの構成比(%)について

小数点第2位を四捨五入したものです。

端数処理の関係上、構成比(%)の計が100とならないことがあります。

「フレイル・ドミノ」を予防しましょう

食事と口腔機能を維持し（栄養）、意識的にからだを動かし（身体活動）、社会とのつながりをできるだけ多く持つ（社会参加）こと、この3点がフレイル予防ポイントとなります。

フレイルを起こす要因はさまざまですが、社会や人とのつながりが失ったとき、最初のリスクが現れるといわれています。「退職した」「けが等で家から出られなくなった」「家族や友人との別れ」などをきっかけとして、生活範囲が狭まり、こころが落ち込み、口の健康が保たれなくなり、栄養状態が悪化し、からだが衰えてしまう恐れがあります。

できるだけ、早めに対策をして、健康な状態に戻すことが大切です。



引用：飯島勝矢／東京大学高齢社会総合研究機構フレイルハンドブックより改変

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

本町では、上位計画である「越生町長期総合計画」において、「町民との協働による暮らしやすさと活力のあるまち」をまちの将来像と定めており、健康・福祉・社会保障の分野では、「健康で心豊かに安心して暮らせるまち」を基本目標としています。

この目標を達成するため、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、地域、関係機関、行政それぞれが健康意識を高め、連携することで町全体の健康が高まっていくよう、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】 健康で心豊かに安心して暮らせるまち

2 基本目標

本計画では、国の健康増進計画である「健康日本21（第2次）」で示された5つの「健康の増進に関する基本的な方向」を、基本目標として取り入れます。

- 基本目標1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
生活習慣の改善や社会環境の整備によって達成すべき最終的な目標です。
- 基本目標2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策を推進します。
- 基本目標3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
こころの健康、次世代（妊婦や子ども）の健康、高齢者の健康づくりを推進します。
- 基本目標4 健康を支え、守るための社会環境の整備
地域のつながりを強化し、助け合いながら健康を守る環境づくりを推進します。
- 基本目標5 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善
各生活習慣の改善を図るとともに、健康を守る環境づくりを推進します。

3 計画の体系

本計画では、基本理念、基本目標のもと、健康目標を設定します。健康目標では、健康づくりの指標と目標値を設定します。

なお、健康づくりの指標の現状値は令和元年度値を、目標値は国の「健康日本21（第2次）」及び「第3次食育推進基本計画」で示されている数値等を参考に設定しました。

| 計画の体系 | | |
|--|----------------------------------|---|
| 基本理念 | | |
| 健康で心豊かに安心して暮らせるまち | | |
| 基本目標 | | |
| 1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小 2 生活習慣病の発症予防（生活習慣の改善）と重症化予防の徹底 3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上 4 健康を支え、守るための社会環境の整備 5 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善 | | |
| 健康目標 | | |
| 1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小 | 健康寿命の延伸を目指します。 | |
| | 取組 | ○健康目標2～6の取組を実施します。 |
| 2. 栄養・食生活 [越生町食育推進計画] | 食を通じた健康づくりと人間形成を目指します。 | |
| | 取組 | ○健やかなからだを育むために正しい知識を啓発します。 ○食を通じて豊かなこころを育てるための支援をします。 |
| 3. 運動・身体活動 | 運動を楽しみ、健やかなこころとからだを育みます。 | |
| | 取組 | ○日頃から、からだを動かす習慣が身につくように支援します。 ○楽しみながら運動できるよう、機会や場の提供をします。 |
| 4. こころの健康 (睡眠・休養・生きがい・社会参加を含む) | がんばりを認め、こころとからだを労わります。 | |
| | 取組 | ○こころの健康に関する教育を推進します。 ○安心して生活できるよう、相談窓口を充実します。 ○生きがいを持った活動ができるよう支援します。 |
| 5. 歯・口の健康 | いつまでも、おいしく食べ、楽しく話せる歯・口を維持します。 | |
| | 取組 | ○歯と口の健康が保てるよう歯科保健の充実を図ります。 |
| 6. からだの健康 (たばこ・アルコール含む) | 健康に関心を持ち、生活習慣病の原因となるものは、最小限にします。 | |
| | 取組 | ○からだの健康に関する教育を推進します。 ○疾病の発症予防、早期発見、重症化予防を推進します。 |

第4章 取組の展開

1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

■健康目標1■

健康寿命の延伸を目指します。

(1) 現状と課題

県では65歳の方が自立した生活を送ることができる期間を健康寿命としています。

本町の平成30年度の65歳健康寿命は、男性17.25年、女性19.93年で、県の男性17.64年、女性20.46年をいずれも下回っています。県と比較すると、男性は0.39年、女性は0.53年の格差があります。

本町でも、「健康で心豊かに安心して暮らせるまち」の実現にむけて、地域全体で健康寿命の延伸を目指していきたいと考えています。

(2) 施策・取組

健康目標2以降の取り組みを推進することにより、健康寿命の延伸を目指します。

(3) 健康づくりの指標と目標値

| 指標 | 現状値 【平成30年度】 | ⇒ | 目標値 【令和12年度】 | データソース |
|---------|------------------------|---|------------------------|--------------------|
| 65歳健康寿命 | 男性：17.25年 女性：19.93年 | ⇒ | 男性：19.70年 女性：20.43年 | 衛生研究所 健康指標総合ソフト |

取組の紹介 「健康づくり協力員」

健康づくり協力員は、各地区から選出され、健康づくり地区活動などを通して、健康づくりの普及・啓発活動を行っています。

健康まつりや健康づくり講演会などで町の健康づくり事業への協力もしています。

越生町ウォーキングマップは、健康づくり協力員の協力のもと作成され、ウォーキングの推奨など、健康づくりに活用されています。



越生町健康づくりウォーキングマップ



健康づくり協力員研修会の様子

2 栄養・食生活 [越生町食育推進計画]

■健康目標2■

食を通じた健康づくりと人間形成を目指します。

(1) 現状と課題

ア バランスのとれた食事

主食・主菜・副菜がそろった食事を1日2食以上摂取する人は8～9割いました。野菜の摂取量は1日5～6皿以上であることが望ましいとされていますが、達成できている人の割合は1割に満たず低くなっています。また、塩分をとりすぎないようにしている人は7～8割でした。しかし、カロリーや塩分などの栄養成分表示を見る人の割合は、約5割にとどまっています。

1日に必要な量の野菜を摂取し、減塩に気をつけて摂取ができるよう、食事に関する正しい知識の普及・啓発が必要です。

イ 規則正しい生活習慣と朝食摂取

ほぼ毎日朝ごはんを食べている人は、約9割いました。また、幼児、小学生、中学生のすべてで、朝食を食べない理由をとして一番多くあがったのは、「食べる時間がない」ことでした。

また、「早寝、早起き、朝ごはん」がすべてできている子どもは、幼児、小学生が3～4割いますが、中学生は2割以下にとどまっています。子どものうちから生活習慣を整えることは、心身の成長発達に良い影響を与えるだけでなく、大人になってからの生活習慣病予防に役立つため重要です。

ウ 共食

ほぼ毎日家族や友人と食事をする人は、6～8割いました。食事の楽しさ、豊かな心を育てるために、「食育」とともに「共食」の実践をいっそう啓発していく必要があります。

エ 食育への関心

食育に関心を持っている人は、約7割いました。毎日の食生活を通じて正しい食習慣や生活リズムを身につけていくよう取り組むことは健全なからだを育むために、必要なことです。食育は健康づくりの第一歩と言えることから、より一層関心を高めるための働きかけが必要です。

オ 食品ロス

アンケート調査では、残さず食べるようにしている人は、中学生は約9割と高く、幼児、小学生、成人では6～7割いました。食品ロスとはまだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。食品ロスを減らすことは、ごみの減量化により環境を守ることや食糧自給率をあげることなどの効果があります。残さずに食べることは「もったいない」と思う日本文化を取り戻し、食べ物のみならず周りの人やものを大切に思い、尊敬する心も育てる効果が期待できます。

カ 食への感謝

「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしている人は、幼児、小学生、中学生は7～8割、成人は約5割いました。生きていくうえで食べることは欠かせない営みであり、動植物に命をいただき、私たちの命につないでいることや、さまざまな過程、人の関わりを経て私たちは食べることができていることなどに感謝することは大切です。

キ 地産地消

地元の食材を利用している人は、約6割いました。地域で生産されたものを地域で消費することで、食べ物の関心と知識を深めるとともに、地域農業への貢献、食品の輸送等に伴う経費やエネルギーの軽減など多様な効果が期待できることから、地産地消を推進することは大切です。

取組の紹介 「越生町食育の会」

越生町食育の会は、郷土料理教室やお正月料理教室、子どもフェスティバルや健康まつりなどのイベント参加、離乳食教室や幼児食教室など保健センター事業の協力などの活動をしています。

食を通じて地域の健康づくりを行っています。



健康まつりでの様子（手軽にできるおやつを試食）

(2) 施策・取組

| ■個人、家庭ができること■ | |
|---|--|
| <p>○主食・主菜・副菜のそろったバランスのよい食事を心がけましょう。</p> <p>○野菜を今より1皿多く食べるようにしましょう。</p> <p>○塩分のとりすぎに気をつけましょう。</p> <p>○早寝、早起き、朝ごはんなど、規則正しい生活習慣を身につけましょう。</p> <p>○ゆっくりよく噛んで、味わって食べましょう。</p> <p>○家族や友達と一緒に楽しく食べる機会を持ちましょう。</p> <p>○食品表示や生産者表示に興味を持ち、食への関心を高めましょう。</p> <p>○食材は食べきれる量を考えて購入しましょう。</p> <p>○「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしましょう。</p> <p>○地元の食材を意識して利用しましょう。</p> | |
| ■町が取り組むこと■ | 担当課 |
| <p>○健やかなからだを育むために正しい知識を啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事や、野菜の摂取量を増やす工夫、栄養成分表示の見方など、栄養バランスについて伝えます。 ・規則正しい生活習慣を身につけ、食生活のリズムを作るためのアドバイスをします。 | <p>町民課 健康福祉課 子育て支援課 学務課 生涯学習課</p> |
| <p>○食を通じて豊かな心を育てるための支援をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族そろって、楽しい食事になるよう「共食」の大切さを伝えます。 ・食育や郷土料理など、食文化を継承する活動を推進します。 ・食品ロスの削減を推進します。 ・地産地消を推進します。 | <p>健康福祉課 子育て支援課 まちづくり整備課 学務課 生涯学習課 産業観光課 水道課</p> |

(3) 健康づくりの指標と目標値

| 指標 | 現状値 【令和元年度】 | ➡ | 目標値 【令和12年度】 | データソース |
|--|--|---|-----------------|---------|
| 主食・主菜・副菜がそろった食事を1日2食以上摂取する人の割合 | 幼児：88.1% 小学生：79.4% 中学生：87.1% 成人：80.4% | ➡ | 85%以上 | アンケート調査 |
| 1日に野菜を小鉢5皿以上食べる人の割合 | 成人：7.0% | ➡ | 15% | |
| 塩分をとりすぎないように気をつけている人の割合 | 幼児：80.3% 小学生：76.7% 中学生：75.3% 成人：74.2% | ➡ | 80%以上 | |
| 外食するときや食品を購入するとき、カロリーや塩分などの栄養成分表示を見る人の割合 | 成人：48% | ➡ | 60% | |
| ほぼ毎日朝ごはんを食べている人の割合 | 幼児：89.5% 小学生：87.8% 中学生：89.4% 成人：87.7% | ➡ | 90%以上 | |
| 「早寝、早起き、朝ごはん」がすべてできている子どもの割合 | 幼児：30.3% 小学生：38.6% 中学生：15.3% | ➡ | 40% | |
| ほぼ毎日家族や友人と食事をする人の割合 | 幼児：78.9% 小学生：81.0% 中学生：65.9% 成人：72.6% | ➡ | 80%以上 | |
| 食育に関心を持っている人の割合 | 成人：71.2% | ➡ | 90% | |
| 残さず食べるようにしている（いつも気をつけている）人の割合 | 幼児：76.3% 小学生：62.4% 中学生：89.4% | ➡ | 80%以上 | |
| | 成人：62.9% | | 70% | |
| 「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしている（いつも気をつけている）人の割合 | 幼児：76.3% 小学生：76.2% 中学生：81.2% 成人：46.5% | ➡ | 90% | |
| 地元の食材を利用している人の割合 | 成人：61.1% | ➡ | 70% | |

3 運動・身体活動

■健康目標3■

運動を楽しみ、健やかなところとからだを育みます。

(1) 現状と課題

ア 運動を楽しむ子ども

からだを動かすことが好きな子どもは8～9割いました。運動をよくする子どもは、幼児、小学生は約5割、中学生は約8割いました。また、ハイキング大会や体育祭など、町のイベントに参加したことがある中学生は約8割いました。

大人になっても健康なからだを維持するためには、子どものころから運動を楽しみと思える体験を積み重ねて行くことが大切です。

イ 成人の運動習慣

健康のために運動を行っている人は約3割いました。一方で、成人で運動不足を感じている人は約6割いました。仕事以外に汗をかくような運動をほとんど行っていない人が約5割いました。運動を始めたり、続けたりするためには「費用がかからない」「時間が確保できる」ことを条件としている人が多いです。

運動の機会を増やし、定期的にからだを動かすことは生活習慣病の予防となり、生活の質の向上についても重要となります。費用や時間がなくても、身近なところから簡単に始められる運動を継続していくことが大切です。

(2) 施策・取組

| ■個人、家庭ができること■ | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ウォーキングやラジオ体操など、自分にあった運動を見つけましょう。 ○日常生活の中で意識的にからだを動かすように心がけましょう。 ○楽しみながら運動をしましょう。 | |
| ■町が取り組むこと■ | 担当課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○日頃から、からだを動かす習慣が身につくように支援します。 ・個々にあった運動や日常生活の中でからだを動かすポイントをアドバイスします。 ・運動教室や体操教室などを実施します。 | 町民課 健康福祉課 子育て支援課 学務課 生涯学習課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○楽しみながら運動できるよう、機会や場の提供をします。 ・ハイキング・ウォーキング大会、体育祭、運動会などのイベントを開催します。 ・ウォーキングなどの運動ができる環境を提供するため、遊歩道や公園を整備します。 ・住民主体の健康づくり活動や介護予防活動が行われるよう、担い手の育成や支援を行います。 | 総務課 健康福祉課 子育て支援課 産業観光課 まちづくり整備課 学務課 生涯学習課 |

(3) 健康づくりの指標と目標値

| 指標 | 現状値 【令和元年度】 | ⇒ | 目標値 【令和12年度】 | データソース |
|-----------------------------------|-------------------------------------|---|---------------------------------|---------|
| からだを動かすことが「好き」「どちらかといえば好き」な子どもの割合 | 幼 児：90.8% 小学生：79.9% 中学生：87.1% | ⇒ | 90%以上 | アンケート調査 |
| 運動をよくする子どもの割合 | 幼 児：50.0% 小学生：47.6% 中学生：81.2% | ⇒ | 幼 児：60% 小学生：60% 中学生：80%以上 | |
| 運動不足を感じている人の割合 | 成 人：62.4% | ⇒ | 50% | |
| 健康のために運動を行っている人の割合 | 成 人：32.6% | ⇒ | 40% | |
| 仕事以外に汗をかくような運動をほとんど行っていない人の割合 | 成 人：52.2% | ⇒ | 40% | |

取組の紹介 「越生町スポーツ推進委員」

越生町スポーツ推進委員は、スポーツの推進や健康づくり、体力向上を図るための活動をしています。

越生町体育祭や健康まつりなど、町の健康づくり事業への協力を行ったり、町民に対してスポーツの実技指導や助言を行ったりしています。



健康まつりでの様子（生涯スポーツ紹介）

4 こころの健康（睡眠・休養・生きがい・社会参加を含む）

■健康目標4■

がんばりを認め、こころとからだを労わります。

（1）現状と課題

ア 睡眠と休養

スマートフォンやゲームをしていて寝る時間が遅くなる方は、幼児が約2割、小学生が約4割、中学生約5割と年齢が上がるにつれ割合が高くなっています。学校で眠くなる、睡眠が足りていないと思う小・中学生は約5割にのぼり、睡眠不足が生活に影響を与えていると考えられます。成長ホルモンの働きを高め、注意力や集中力を向上させ、心身に安定をもたらす睡眠の必要性について周知・啓発が必要です。

成人では、4人に1人がいつもとっている睡眠で疲れが十分とれていないと答えています。質のよい睡眠は、生活リズムを整え心身の健康づくりに役立つことから、睡眠や休養の必要性について、意識の向上を図ることが必要です。

イ ストレスと相談相手

自分なりのストレス解消方法がないと感じている人は3割以上いました。また、相談できる相手が特にないない人は約3割いました。ストレスがあっても誰かに相談したり、相談窓口を活用したりできるように、身近で気軽に利用できる相談窓口の提供及び情報提供手段の多様化が必要です。

ウ 生きがいと社会参加

普段の暮らしで生きがいを感じていない人は約3割いました。また、家庭や仕事、地域で社会的な役割を果たしていると感じている人は6割に満たない状況です。誰もが趣味や生きがいを持ち生き生きと地域で暮らせるよう、地域での交流の場を提供し交流を促すことが必要です。

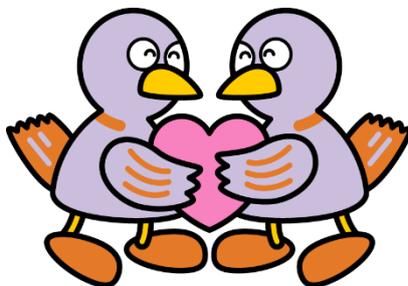
(2) 施策・取組

| ■個人、家庭ができること■ | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○十分な睡眠をとりましょう。 ○自分なりのストレス解消法を見つけましょう。 ○身近に相談できる人を作りましょう。 ○友達や地域の方との交流を持つようにしましょう。 | |
| ■町が取り組むこと■ | 担当課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○こころの健康に関する教育を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・良い睡眠や休養の取り方について啓発します。 ・こころの病気についての理解が広がるよう啓発するとともに、ゲートキーパー養成研修など自殺対策に取り組みます。 ・生活リズムを整えることの大切さや、ストレスとの上手なつきあい方などを啓発します。 | 健康福祉課 子育て支援課 学務課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○安心して生活できるよう、相談窓口を充実します。 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する情報提供やふれあいの場、仲間づくりを支援します。 ・教育相談、こころの健康相談、電話相談等の充実を図ります。 | 総務課 健康福祉課 子育て支援課 学務課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○生きがいを持った活動ができるよう支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域での助け合いや、交流を促進します。 | 総務課 企画財政課 健康福祉課 子育て支援課 学務課 生涯学習課 |

取組の紹介 「ゲートキーパー養成研修」

本町では、平成31年3月に「誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地のよいまち」を目指して、越生町のいのちを支える自殺対策計画を策定しました。

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。ゲートキーパーの養成や相談体制の充実など、こころの健康づくりを推進しています。



埼玉県マスコット「コバトン」

(3) 健康づくりの指標と目標値

| 指標 | 現状値 【令和元年度】 | ➡ | 目標値 【令和12年度】 | データソース |
|----------------------------------|------------------------------------|---|------------------------------|---------|
| スマートフォンやゲームで寝る時間が遅くなる子の割合 | 幼児：19.7% 小学生：43.4% 中学生：53.0% | ➡ | 幼児：10% 小学生：35% 中学生：45% | アンケート調査 |
| 学校で眠くなる子の割合 | 小学生：51.8% | ➡ | 40% | |
| 睡眠が足りていないと思う子の割合 | 中学生：51.8% | ➡ | 40% | |
| いつもとっている睡眠で、疲れが十分とれていない人の割合 | 成人：25.0% | ➡ | 15% | |
| 自分なりのストレス解消方法がない人の割合 | 成人：35.8% | ➡ | 25% | |
| 相談できる相手がいない人の割合 | 成人：30.8% | ➡ | 20% | |
| 普段の暮らしで生きがいを感じていない人の割合 | 成人：30.2% | ➡ | 20% | |
| 家庭や仕事、地域で社会的な役割を果たしていると感じている人の割合 | 成人：56.7% | ➡ | 65% | |

5 歯・口の健康

■健康目標5■

いつまでも、おいしく食べ、楽しく話せる歯・口を維持します。

(1) 現状と課題

ア 子どものむし歯

令和元年度の一人平均むし歯本数は、1歳6か月児健康診査では0本ですが、3歳児健康診査では1.1本で県の0.36本を大きく上回っています。また、アンケート調査で「むし歯がある」と回答した子は2～3割でした。子どものうちから、むし歯予防や適切な受診行動に関する正しい知識の普及・啓発を行うことが必要です。

イ 成人の歯・口の健康

歯や口に何らかの困りごとがある人は約4割いました。また、歯科医院に定期的に通院している人は約5割でした。また、歯周病が糖尿病や心筋梗塞など身体の病気に影響を及ぼすことを知っている人は約6割いました。

歯周病は、生活習慣病と密接に関係しており、歯が抜ける原因の第1位でもあります。歯周病をはじめとした歯と口の健康に関する理解をさらに深めるよう、正しい知識の普及啓発を続けていくことが必要です。

(2) 施策・取組

| ■個人、家庭ができること■ | |
|--|------------------------|
| ○食後や寝る前の歯みがきをしっかり行いましょう。 | |
| ○かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診を受けましょう。 | |
| ○歯と口の健康が全身の健康と密接に関わっていることを理解しましょう。 | |
| ○歯や口によい食生活を心がけましょう。 | |
| ■町が取り組むこと■ | 担当課 |
| ○歯と口の健康が保てるよう歯科保健の充実を図ります。 ・歯や口の健康を保つために必要な知識を啓発します。 ・歯科検診や歯科教室、歯周病検診を実施します。 ・8020運動を推進します。 | 健康福祉課 学務課 子育て支援課 |

8020運動とは

「80歳で20本以上、自分の歯を残し、何でもよく噛める快適な状態を保とう」という運動です。

(3) 健康づくりの指標と目標値

| 指標 | 現状値 【令和元年度】 | ⇒ | 目標値 【令和12年度】 | データソース |
|--|---|---|-------------------------------------|---------------|
| 1歳6か月児健診・3歳児健診におけるむし歯の本数及び幼児期学童期のむし歯保有者率 | 1歳6か月児 : 0本 | ⇒ | 1歳6か月児 : 0本 | 1歳6か月児健康診査の結果 |
| | 3歳児 : 1.1本 | ⇒ | 3歳児 : 0.5本 | 3歳児健康診査の結果 |
| | 幼 児 : 27.6% 小学生 : 29.6% 中学生 : 20% | ⇒ | 幼 児 : 17% 小学生 : 19% 中学生 : 10% | アンケート調査 |
| 歯周病が糖尿病や心筋梗塞など身体の病気に影響を及ぼすことを知っている割合 | 成 人 : 62.1% | ⇒ | 72% | アンケート調査 |
| 歯科医院に定期的に通院している人の割合 | 成 人 : 52.5% | ⇒ | 60% | |

取組の紹介「入間郡市歯科医師会」

入間郡市歯科医師会第4支部では、歯と口の健康を守るために地域に根ざした歯科保健活動を行っています。

歯科医院での診療のほか、幼児歯科健診や学校等での歯科検診、町で実施している歯周病検診など、赤ちゃんから高齢者まで生涯を通じて、健康を守る活動をしています。

健康まつりでは歯科コーナーを設置し、口腔がん検診・歯みがき指導・フッ化洗口を行い、歯科保健の普及啓発を行っています。



健康まつりでの様子（歯科コーナー）

6 からだの健康（たばこ・アルコール含む）

■健康目標6■

健康に関心を持ち、生活習慣病の原因となるものは、最小限にします。

(1) 現状と課題

ア 肥満

小学生、中学生の肥満は約1割でした。子どもの肥満は将来の生活習慣病に影響を及ぼす恐れがあると言われてしています。子どものうちから食事や運動など正しい生活習慣を身につけ、肥満の予防を図っていく必要があります。

一方、本町の国民健康保険における特定健康診査受診者の結果では、脂質、血圧、血糖、腹囲、メタボ（メタボリックシンドローム）該当者及び予備軍のいずれの項目でも、県に比べて低い結果となっていました。しかし、BMIは県と比べ高くなっています。

肥満は、生活習慣病の予防のため重要な指標となり、肥満が健康に及ぼす影響について、引き続き普及・啓発していくことが必要です。

イ たばこ

習慣的にたばこを吸っている人は約1割、現在習慣的にたばこを吸っていない人は約8割でした。

また、最近1か月の間で、受動喫煙で不快な思いをした幼児、小学生は1割未満でしたが、中学生は約4割いました。年齢が上がり、生活圏が広がるにつれ割合が上がっています。

国では望まない受動喫煙をなくすことを目標にしており、禁煙や分煙に向けた取り組みが行われています。喫煙や受動喫煙はCOPD（慢性閉塞性肺疾患）や、がん、妊婦や子どもの健康に害があることが知られています。たばこは嗜好品ですが、禁煙を望む人への支援や受動喫煙を防ぐ対策が必要です。今後も正しい知識の普及や啓発を推進していく必要があります。

ウ アルコール

ほぼ毎日飲酒している人は約2割いました。飲酒している人の一日の飲酒量は、1合以上飲んでいる人が5割以上いました。また、適正な飲酒量は1合程度ということを知っている人は約6割いました。このことから、適正な飲酒量を知っているにもかかわらず、飲みすぎてしまう人がいる可能性が考えられます。

過度な飲酒は、肝臓や胃腸の病気、アルコール依存症や高血圧などの原因となり、注意が必要です。また、妊婦や授乳中の女性が飲酒することにより、胎児や乳児の健康を害する恐れがあります。今後も適正飲酒や禁酒について、知識の普及や啓発をしていく必要があります。

エ がん検診

がんは日本人の死因の第1位であり、総死亡数の約3割を占めています。本町でも、がんは死因第1位で総死亡数の約3割を占めています。

国は「がん対策推進基本計画」に基づき、がん検診の受診率50%を目指しています。本町の令和元年度のがん検診受診率は、一番高い乳がん検診でも14.7%であり、すべてのがん検診において受診率の向上を図る必要があります。

ただし、国における受診率の算定方法と異なり、町のがん検診の受診率には職域等での受診が含まれていないため、町民全体に対する正確な受診率の把握は難しいのが現状です。今後も、がん検診の必要性や重要性を啓発するとともに、受診勧奨の工夫や受診しやすい体制の整備などを進めることが重要です。

オ 健康診査

令和元年度の国民健康保険における特定健康診査受診率は40.5%で、特定健康診査等実施計画の目標受診率44%には到達していません。

生活習慣病の早期発見や重症化予防には、年に1回の健康診査は大切です。引き続き未受診者に対する受診勧奨を行なうことが必要です。

カ CKD（慢性腎臓病）

CKDという言葉について、「内容も概ね知っている」と回答した人は約1割でした。

CKDは腎臓の異常が続く状態で、生活習慣病が原因のものが多く、進行すると心筋梗塞や脳卒中の発症頻度が高いといわれています。初期には自覚症状はほとんどなく、自覚症状が現れたときにはかなり進行している場合が多いといわれています。将来透析が必要になる可能性があり、予防対策はとても重要です。引き続き、生活習慣改善や慢性腎臓病についての正しい知識の普及啓発が大切です。

キ フレイル（虚弱、老衰、脆弱）

フレイルという言葉について、「内容も概ね知っている」人は2割に満たず、半数以上の人が「聞いたことがない」と答えています。

フレイルは身体的な虚弱だけではなく、からだどころと社会性への総合的なアプローチが大切で、健康寿命の延伸には重要な要素となります。今後もフレイル予防についての取り組む必要があります。

ク 感染症対策

予防接種は、多くの疾病の流行の防止に大きな成果をあげ、感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少をもたらすなど、わが国の感染症対策上きわめて大きな役割を果たしています。

本町では、定期予防接種のほか定期外予防接種についても費用の一部助成を実施してきました。引き続き、感染症予防の観点から、予防接種の受診勧奨に取り組む必要があります。また、感染症予防のための正しい知識の普及や啓発も継続して取り組む必要があります。

ケ 薬物乱用防止

薬物乱用については、重大な健康被害を及ぼすとともに、生まれてくる子どもに対しても被害を及ぼすことがわかっています。本町では、小・中学校で、薬物乱用防止教育に取り組んでいるほか、住民に対して啓発活動を行っています。

薬物乱用の恐ろしさを十分に理解し「絶対にしない」ようにするため、今後も知識の普及啓発を推進していく必要があります。

取組の紹介「薬物乱用防止」

保健センターでは、薬物乱用防止の啓発を行っています。「ゲートウエイドラッグ」という言葉があります。ある薬物Aを乱用すると、結果的に次の薬物Bの乱用につながりやすくなる場合、薬物Aは薬物B乱用への入り口という意味でゲートウエイドラッグと言われます。未成年者にとっては、飲酒や喫煙もゲートウエイドラッグとなることから、学校教育でも薬物乱用防止教育に喫煙や飲酒が含まれています。

近年SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が普及し、子どもたちの周りにも多くの危険があります。未成年者には心身への影響の深刻さから、喫煙や飲酒は法律で禁止されています。周りの大人がしっかりと子どもを守ることが大切です。



健康まつりでの様子（薬物乱用防止パネルの掲示）

(2) 施策・取組

| ■個人、家庭ができること■ | |
|---|---------------------------------|
| <p>○たばこが健康に与える害を理解し、禁煙及び受動喫煙の防止に努めましょう。</p> <p>○適切な飲酒量について理解し、節度ある飲酒を心がけましょう。</p> <p>○元気なうちから、健（検）診を受診しましょう。</p> <p>○生活習慣病について、正しく理解し、予防に努めましょう。</p> <p>○手洗いや換気、咳エチケットなど、感染症予防に努めましょう。</p> | |
| ■町が取り組むこと■ | 担当課 |
| <p>○からだの健康に関する教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的継続的に、楽しみながら健康づくりができるよう支援します。 ・喫煙が健康に与える影響や受動喫煙防止について、周知・啓発を行います。 ・飲酒が健康に与える影響や適正飲酒について、周知・啓発を行います。 ・薬物乱用防止について、周知・啓発を行います。 | <p>健康福祉課 学務課 子育て支援課</p> |
| <p>○疾病の発症予防、早期発見、重症化予防を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健（検）診を実施します。 ・越生町腎臓病・糖尿病重症化予防事業を継続実施します。 ・感染症予防のため予防接種を行い、正しい知識の普及に努めます。 | <p>総務課 町民課 健康福祉課</p> |

(3) 健康づくりの指標と目標値

| 指標 | 現状値 【令和元年度】 | ⇒ | 目標値 【令和12年度】 | データソース |
|---------------------|--|---|-----------------------------|---------------------|
| 肥満の割合 | 小学生：10.1% 中学生：11.8% 成人：22.4% | ⇒ | 小学生：9% 中学生：10% 成人：21% | アンケート調査 |
| 習慣的に喫煙している割合 | 成人：13.6% | ⇒ | 10% | |
| 適正な飲酒量を知っている割合 | 成人：61.1% | ⇒ | 70% | |
| がん検診の受診率 | 胃がん：7.6% 肺がん：9.5% 大腸がん：10.8% 子宮頸がん：12.3% 乳がん：14.7% | ⇒ | すべてのがん検診：50% | 町が実施するがん検診を受診した人の割合 |
| 特定健診の受診率 | 40.5% | ⇒ | 60% | 特定健診・特定保健指導実施結果報告 |
| CKDの内容も知っている割合 | 12.8% | ⇒ | 30% | アンケート調査 |
| フレイルの内容も知っている割合 | 14.9% | ⇒ | 30% | |
| 正しい感染症対策を実践している人の状況 | 未把握 | ⇒ | 把握する | |

ライフステージに応じた健康づくり

| | 養育者と乳幼児期 0～5歳 | 児童・思春期 6～19歳 |
|-------------------------|--|--|
| 各時期の特徴 | 養育者の意識や習慣に基づき、子どもの生活習慣や対人関の基礎が作られます。 | 家庭、地域、学校などさまざまな場面で学び、身体的・精神的に大きく成長します。 |
| 1 栄養・食生活 [食育推進計画] | <ul style="list-style-type: none"> ・素材の味を生かした味つけを工夫しましょう。 ・家族や友達と一緒に楽しく食べる機会を持ちましょう。 ・「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・早寝・早起き・朝ごはんを心がけましょう。 ・食品や栄養についての知識を高めましょう。 ・地域の食文化や食材への関心を高めましょう。 ・ゆっくりよく噛んで、味わって食べましょう。 |
| 2 運動・身体活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・からだを使った遊びを楽しみましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・積極的にからだを動かし、スポーツなどを楽しみましょう。 |
| 3 休養・こころの健康 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内でコミュニケーションをとりましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内でコミュニケーションをとりましょう。 ・悩みがあったら、誰かに相談しましょう。 ・夜更かしせずに、しっかり睡眠をとりましょう。 |
| 4 歯・口の健康 | <ul style="list-style-type: none"> ・歯みがきの習慣を身につけましょう。 ・仕上げ磨きをしましょう。 ・歯科検診を受けましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・歯みがきの習慣を身につけましょう。 ・良く噛んで食べましょう。 ・歯科検診を受けましょう。 |
| 5 からだの健康 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦検診・乳幼児健診を受けましょう。 ・受動喫煙に気をつけましょう。 ・妊娠中、授乳中は飲酒しないようにしましょう。 ・予防接種を受けましょう。 ・感染症予防のため、手洗い・換気・咳エチケットなどをしましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校検診を受けましょう。 ・受動喫煙に気をつけましょう。 ・たばこの害について学びましょう。 ・未成年がお酒を飲むことの害について学びましょう。 ・感染症予防のため、手洗い・換気・咳エチケットなどをしましょう。 |

| <p style="text-align: center;">青・壮年期 20～64歳</p> | <p style="text-align: center;">シニア期 65歳～</p> |
|---|---|
| <p>就職、結婚、育児など人生の節目があり、職場や家庭、地域などで大きな役割を担います。</p> | <p>退職などライフスタイルが大きく変化するため、生きがいづくりが大切になります。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・主食・主菜・副菜のそろった食事を心がけましょう。 ・野菜を今より1皿多く食べましょう。 ・塩分のとりすぎに気をつけましょう。 ・食材は食べきれる量を考えて購入しましょう。 ・地元の食材を意識して利用しましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・バランスの良い食事をとり、低栄養に気をつけましょう。 ・塩分のとりすぎに気をつけましょう。 ・伝統的な料理や食文化を次世代に伝えましょう。 ・食材は食べきれる量を考えて購入しましょう。 ・地元の食材を意識して利用しましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自分にあった運動を見つけましょう。 ・日常生活の中で意識的にからだを動かすように心がけましょう。 ・楽しみながら運動をしましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分にあった運動を見つけましょう。 ・日常生活の中で意識的にからだを動かすように心がけましょう。 ・意識して筋力をつけ、転倒を予防しましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自分なりのストレス解消法を見つけましょう。 ・身近に相談できる人を作りましょう。 ・友達や地域の方と交流を持つようにしましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分なりのストレス解消法を見つけましょう。 ・身近に相談できる人を作りましょう。 ・友達や地域と交流を持つようにしましょう。 ・地域活動に積極的に参加しましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・歯科検診を受けましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・歯科検診を受けましょう。 ・よく噛んで食べましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・健（検）診を受けましょう。 ・健（検）診の結果に応じて、必要な検査や治療、保健指導を受けましょう。 ・たばこは吸わない人への配慮とマナーに気をつけましょう。 ・お酒は適量を知り、飲み過ぎないように気をつけましょう。 ・感染症予防のため、手洗い・換気・咳エチケットなどをしましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・健（検）診を受けましょう。 ・健（検）診の結果に応じて、必要な検査や治療、保健指導を受けましょう。 ・たばこは吸わない人への配慮とマナーに気をつけましょう。 ・お酒は適量を知り、飲み過ぎないように気をつけましょう。 ・感染症予防のため、手洗い・換気・咳エチケットなどをしましょう。 |

関連資料

1 越生町健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 越生町に、越生町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、町民の生活に密着した総合的な健康づくり対策に関する事項について協議を行い推進を図る。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療の関係者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

(役員)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は町長とし、副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(推進委員)

第5条 協議会の推進を図るため、推進委員を置くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は必要と認めるとき会長が招集し、議長となる。

2 協議会の議事は出席者の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月28日から施行する。

2 越生町健康づくり推進協議会名簿

| | 職 名 | 氏 名 |
|----|-------------------|--------|
| 1 | 越生町長 | 新井 康之 |
| 2 | 埼玉県坂戸保健所長 | 荒井 和子 |
| 3 | 越生町医師会代表 | 市川 正之 |
| 4 | 越生町歯科医師会代表 | 荒井 洋充 |
| 5 | 越生町薬剤師会代表 | 新井 正夫 |
| 6 | 越生町議会議長 | 宮島 サイ子 |
| 7 | 越生町国民健康保険運営協議会会長 | 町田 貞雄 |
| 8 | 越生町区長会会長 | 町田 憲昭 |
| 9 | 越生町民生委員・児童委員協議会会長 | 原口 孝幸 |
| 10 | 越生町たかとりクラブ連合会会長 | 川端 進 |
| 11 | 越生町スポーツ推進委員会委員長 | 岩鼻 昭夫 |
| 12 | 越生町赤十字奉仕団委員長 | 渡邊 静子 |
| 13 | 越生町健康づくり協力員委員長 | 金子 典子 |
| 14 | 越生町食育の会会長 | 手島 正子 |
| 15 | 越生町社会福祉協議会事務局次長 | 坂口 淳 |

3 越生町健康増進計画・食育推進計画庁内策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 越生町健康増進計画・食育推進計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に推進するため、越生町健康増進・食育推進計画庁内策定委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内委員会は、次に掲げる事項を所掌し、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

(1) 計画の策定、見直し及び推進に関すること。

(2) その他、健康増進・食育推進のために、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内委員会は、別表1に掲げる者をもって組織し、町長が任命する。

2 庁内委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は総務課長をもって充てる。

4 副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、庁内委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 所掌事務に係る必要な事項を検討するため、庁内委員会に部会を置くことができる。

2 部会員は別表2に掲げる者をもって充て、町長が任命する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は部会員の互選により定め、部会を総理する。

(会議)

第6条 庁内委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長になる。

2 委員は会議に出席できないときは、代理者を会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要に応じて町の関係職員及び関係機関の出席を要請することができる。

(庶務)

第7条 庁内委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

2 部会の庶務は健康福祉課において処理し、会議の報告を委員長に行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1（第3条関係）

| |
|-----------|
| 議会議務局長 |
| 総務課長 |
| 企画財政課長 |
| 税務課長 |
| 会計課長 |
| 町民課長 |
| 健康福祉課長 |
| 子育て支援課長 |
| 産業観光課長 |
| まちづくり整備課長 |
| 水道課長 |
| 学務課長 |
| 生涯学習課長 |

別表2（第5条関係）

| |
|---|
| 総務課、町民課、健康福祉課、子育て支援課、産業観光課、まちづくり整備課、水道課、学務課、生涯学習課から必要と認めた職員 |
|---|

4 計画の策定経過

| 期 日 | 内 容 |
|----------------------------------|--|
| 令和2年 1月28日(火) | 令和元年度第1回越生町健康づくり推進協議会 ・健康増進計画・食育推進計画の策定について ・アンケート調査の実施について ・健康増進計画・食育推進計画の策定スケジュールについて |
| 2月4日(火) | 園長会 ・各園長へアンケート調査の実施についての説明及び協力依頼 |
| 2月5日(水) | 校長会 ・各学校長へアンケート調査の実施についての説明及び協力依頼 |
| 2月6日(木) | 梅園小学校保護者会 ・学校より保護者へアンケート調査の実施についての説明 |
| 2月12日(水) 2月13日(木) 2月14日(金) | 越生小学校保護者会 ・学校より保護者へアンケート調査の実施についての説明 |
| 2月 | 越生中学校朝の会 ・学校より生徒へアンケート調査の実施についての説明、回答、回収 |
| 3月～5月 | アンケート調査票の回収、集計、分析 |
| 8月19日(水) | 令和2年度第1回越生町健康づくり推進協議会 ・健康づくりに関するアンケート調査結果について ・越生町健康増進計画・食育推進計画(仮称)策定について |
| 10月6日(火) | 第1回越生町健康増進計画・食育推進計画庁内策定委員会作業部会 ・越生町健康増進計画・食育推進計画(仮称)策定について ・健康づくりに関するアンケート調査結果について ・越生町健康増進計画・食育推進計画(仮称)骨子(案)について |
| 12月 | 各課ヒアリング |
| 令和3年 1月15日(金) | 第2回越生町健康増進計画・食育推進計画庁内策定委員会作業部会 ・越生町健康増進計画・食育推進計画(素案)について |
| 1月25日(月) | 第1回越生町健康増進計画・食育推進計画庁内策定委員会(書面開催) ・越生町健康増進計画・食育推進計画(素案)について |
| 2月3日(水) | 令和2年度第2回越生町健康づくり推進協議会(書面開催) ・越生町健康増進計画・食育推進計画(素案)について |
| 2月12日(金)～ 3月5日(金) | 越生町健康増進計画・食育推進計画(素案)にかかるパブリックコメントの実施 |
| 3月26日(金) | 令和2年度第3回越生町健康づくり推進協議会(書面開催) ・越生町健康増進計画・食育推進計画のパブリックコメントの結果について ・越生町健康増進計画・食育推進計画策定について |

5 健康増進法

健康増進法

発令 平成 14 年 8 月 2 日号外法律第 103 号

最終改正：令和 1 年 6 月 7 日号外法律第 26 号

改正内容：平成 30 年 7 月 25 日号外法律第 78 号[令和 2 年 4 月 1 日]

○健康増進法

[平成十四年八月二日号外法律第百三号]

[総理・総務・財務・文部科学・厚生労働大臣署名]

健康増進法をここに公布する。

健康増進法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針等（第七条—第九条）

第三章 国民健康・栄養調査等（第十条—第十六条の二）

第四章 保健指導等（第十七条—第十九条の四）

第五章 特定給食施設（第二十条—第二十四条）

第六章 受動喫煙防止

第一節 総則（第二十五条—第二十八条）

第二節 受動喫煙を防止するための措置（第二十九条—第四十二条）

第七章 特別用途表示等（第四十三条—第六十七条）

第八章 雑則（第六十八条・第六十九条）

第九章 罰則（第七十条—第七十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（国民の責務）

第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

（健康増進事業実施者の責務）

第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業（以下「健康増進事業」という。）を積極的に推進するよう努めなければならない。

（関係者の協力）

第五条 国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合又は健康保険組合連合会
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会
- 三 国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）の規定により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）の規定により健康増進事業を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により健康増進事業を行う日本私立学校振興・共済事業団
- 七 学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）の規定により健康増進事業を行う者
- 八 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）の規定により健康増進事業を行う市町村
- 九 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定により健康増進事業を行う事業者
- 十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合
- 十一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により健康増進事業を行う市町村
- 十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村
- 十三 その他健康増進事業を行う者であつて、政令で定めるもの

第二章 基本方針等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
 - 二 国民の健康の増進の目標に関する事項
 - 三 次条第一項の都道府県健康増進計画及び同条第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
 - 四 第十条第一項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
 - 五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項
 - 六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
 - 七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（都道府県健康増進計画等）

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

（健康診査の実施等に関する指針）

第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳（自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。）の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（以下「健康診査等指針」という。）を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 国民健康・栄養調査等

（国民健康・栄養調査の実施）

第十条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

（調査世帯）

第十一条 国民健康・栄養調査の対象の選定は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによって行う。

2 前項の規定により指定された調査世帯に属する者は、国民健康・栄養調査の実施に協力しなければならない。

（国民健康・栄養調査員）

第十二条 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、国民健康・栄養調査員に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

（国の負担）

第十三条 国は、国民健康・栄養調査に要する費用を負担する。

（調査票の使用制限）

第十四条 国民健康・栄養調査のために集められた調査票は、第十条第一項に定める調査の目的以外の目的のために使用してはならない。

（省令への委任）

第十五条 第十条から前条までに定めるもののほか、国民健康・栄養調査の方法及び調査項目その他国民健康・栄養調査の実施に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（生活習慣病の発生の状況の把握）

第十六条 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病（以下単に「生活習慣病」という。）との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。

（食事摂取基準）

第十六条の二 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準（以下この条において「食事摂取基準」という。）を定めるものとする。

2 食事摂取基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量に関する事項

二 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい次に掲げる栄養素の量に関する事項

イ 国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素

ロ 国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素

3 厚生労働大臣は、食事摂取基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第四章 保健指導等

（市町村による生活習慣相談等の実施）

第十七条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。

（都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施）

第十八条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。

三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2 都道府県は、前条第一項の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

（栄養指導員）

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務（同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。）を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

（市町村による健康増進事業の実施）

第十九条の二 市町村は、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

（都道府県による健康増進事業に対する技術的援助等の実施）

第十九条の三 都道府県は、前条の規定により市町村が行う事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

（報告の徴収）

第十九条の四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、必要があると認めるときは、第十七条第一項に規定する業務及び第十九条の二に規定する事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

第五章 特定給食施設

（特定給食施設の届出）

第二十条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

（特定給食施設における栄養管理）

第二十一条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するもの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

（指導及び助言）

第二十二条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（催告及び命令）

第二十三条 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなく前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう催告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する催告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくその催告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その催告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（立入検査等）

第二十四条 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 受動喫煙防止

第一節 総則

（国及び地方公共団体の責務）

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（関係者の協力）

第二十六条 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下この章において同じ。）及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。）その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）

第二十七条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

（定義）

第二十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。

二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号及び次節において同じ。）を発生させることをいう。

三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

四 特定施設 第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいう。

五 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

六 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

七 喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。

八 旅客運送事業自動車等 旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。

九 旅客運送事業自動車 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。

十 旅客運送事業航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。

十一 旅客運送事業鉄道等車両 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）及び索道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両又は搬器をいう。

十二 旅客運送事業船舶 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による船舶運航事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に限る。）をいう。

十三 特定屋外喫煙場所 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

十四 喫煙関連研究場所 たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいう。

第二節 受動喫煙を防止するための措置

（特定施設等における喫煙の禁止等）

第二十九条 何人も、正当な理由がなく、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ 特定屋外喫煙場所

ロ 喫煙関連研究場所

二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

- イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所
- ロ 喫煙関連研究場所
- 三 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所
- 四 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所
- 五 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所
- 2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退去を命ずることができる。

(特定施設等の管理権原者等の責務)

- 第三十条 特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。
- 2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退去を求めよう努めなければならない。
 - 3 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めよう努めなければならない。
 - 4 前二項に定めるもののほか、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定施設等の管理権原者等に対する指導及び助言)

第三十一条 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設等の管理権原者等に対する勧告、命令等)

- 第三十二条 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第三十条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(喫煙専用室)

第三十三条 第二種施設等（第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第三十七条第一項第一号において同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室標識」という。）を掲示しなければならない。

- 一 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
- 二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

3 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

一 喫煙専用室（前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設置されている旨

二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙専用室が設置されている第二種施設等（以下この節において「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。

6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。

7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。

(喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等)

第三十四条 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識及び当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識（喫煙専用室設置施設等に複数の喫煙専用室が設置されている場合にあっては、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(喫煙目的室)

第三十五条 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により当該喫煙目的施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室標識」という。）を掲示しなければならない。

- 一 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨
- 二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

3 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙目的室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙目的室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

- 一 喫煙目的室（前項の規定により喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条において同じ。）が設置されている旨
- 二 その他厚生労働省令で定める事項
- 4 喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設（以下この節において「喫煙目的室設置施設」という。）の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。
- 5 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。
- 6 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。以下この項及び第八項において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の第二十八条第七号の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- 7 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。
- 8 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならない。
- 9 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識を除去しなければならない。
- 10 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を除去しなければならない。

（喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告、命令等）

第三十六条 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同号の政令で定める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識（喫煙目的室設置施設に複数の喫煙目的室が設置されている場合にあつては、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（標識の使用制限）

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、特定施設等において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室標識若しくは喫煙目的室設置施設標識（以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。）又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

一 第二種施設等の管理権原者が第三十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合

二 喫煙目的施設の管理権原者が第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合

2 何人も、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

一 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第三十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第三十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合

二 喫煙目的室設置施設の管理権原者が第三十五条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合

（立入検査等）

第三十八条 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（適用関係）

第三十九条 第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、第一種施設の場所としてこの章の規定を適用する。

2 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所において現に運行している旅客運送事業自動車の内部の場所については、旅客運送事業自動車に関するこの章の規定を適用する。

3 旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所としてこの章の規定を適用する。

4 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、特定施設の場所としてこの章の規定を適用する。

5 特定施設の場所において現に運行している旅客運送事業自動車等の内部の場所については、旅客運送事業自動車等に関するこの章の規定を適用する。

（適用除外）

第四十条 次に掲げる場所については、この節の規定（第三十条第四項及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。）は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所（次号に掲げる場所を除く。）

二 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）

三 その他前二号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるもの

2 特定施設等の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設等の場所（当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。）については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設等の場所において一般自動車等（旅客運送事業自動車等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。）が現に運行している場合における当該一般自動車等の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

（受動喫煙に関する調査研究）

第四十一条 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない。

（経過措置）

第四十二条 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 特別用途表示等

(特別用途表示の許可)

第四十三条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、研究所又は内閣総理大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に、第一項の許可を行うについて必要な試験（以下「許可試験」という。）を行わせるものとする。

4 第一項の許可を申請する者は、実費（許可試験に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国に、研究所の行う許可試験にあつては許可試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に、登録試験機関の行う許可試験にあつては当該登録試験機関が内閣総理大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録試験機関に納めなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

6 第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品（以下「特別用途食品」という。）につき、内閣府令で定める事項を内閣府令で定めるところにより表示しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(登録試験機関の登録)

第四十四条 登録試験機関の登録を受けようとする者は、内閣府令で定める手続に従い、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、内閣総理大臣に登録の申請をしなければならない。

(欠格条項)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第四十三条第三項の登録を受けることができない。

一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのない日から二年を経過しないもの

二 第五十五条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

三 第五十五条の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

(登録の基準)

第四十六条 内閣総理大臣は、第四十四条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

一 別表の上欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、かつ、許可試験は同表の中欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者が実施し、その人数が同表の下欄に掲げる数以上であること。

二 次に掲げる許可試験の信頼性の確保のための措置がとられていること。

イ 試験を行う部門に許可試験の種類ごとにそれぞれ専任の管理者を置くこと。

ロ 許可試験の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い許可試験の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。

三 登録申請者が、第四十三条第一項若しくは第六十三条第一項の規定により許可若しくは承認を受けなければならないこととされる食品を製造し、輸入し、又は販売する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第八項に規定する営業者（以下この号及び第五十二条第二項において「特別用途食品営業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特別用途食品営業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特別用途食品営業者の役員又は職員（過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、特別用途食品営業者の役員又は職員（過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録試験機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 登録試験機関が許可試験を行う事業所の名称及び所在地

(登録の更新)

第四十七条 登録試験機関の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(試験の義務)

第四十八条 登録試験機関は、許可試験を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、許可試験を行わなければならない。

(事業所の変更の届出)

第四十九条 登録試験機関は、許可試験を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(試験業務規程)

第五十条 登録試験機関は、許可試験の業務に関する規程（以下「試験業務規程」という。）を定め、許可試験の業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、許可試験の実施方法、許可試験の手数料その他の内閣府令で定める事項を定めておかなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が許可試験の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休止)

第五十一条 登録試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、許可試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十二条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十八条第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 特別用途食品営業者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(秘密保持義務等)

第五十三条 登録試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、許可試験の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 許可試験の業務に従事する登録試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第五十四条 内閣総理大臣は、登録試験機関が第四十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十五条 内閣総理大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて許可試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十五条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十八条、第四十九条、第五十一条、第五十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第五十二条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第五十条第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで許可試験を行ったとき。
- 五 第五十条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 六 不正の手段により第四十三条第三項の登録(第四十七条第一項の登録の更新を含む。)を受けたとき。

(帳簿の記載)

第五十六条 登録試験機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、許可試験に関する業務に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録試験機関以外の者による人を誤認させる行為の禁止)

第五十七条 登録試験機関以外の者は、その行う業務が許可試験であると人を誤認させるような表示その他の行為をしてはならない。

2 内閣総理大臣は、登録試験機関以外の者に対し、その行う業務が許可試験であると人を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第五十八条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第五十九条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第六十条 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第四十三条第三項の登録をしたとき。
- 二 第四十七条第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力を失ったとき。
- 三 第四十九条の規定による届出があったとき。
- 四 第五十一条の規定による許可をしたとき。
- 五 第五十五条の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。

(特別用途食品の検査及び取去)

第六十一条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を取去させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は取去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員が行うものとする。
- 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 5 内閣総理大臣は、研究所に、第一項の規定により取去された食品の試験を行わせるものとする。

(特別用途表示の許可の取消し)

第六十二条 内閣総理大臣は、第四十三条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- 一 第四十三条第六項の規定に違反したとき。
- 二 当該許可に係る食品につき虚偽の表示をしたとき。
- 三 当該許可を受けた日以降における科学的知見の充実により当該許可に係る食品について当該許可に係る特別用途表示をすることが適切でないことが判明するに至ったとき。

(特別用途表示の承認)

第六十三条 本邦において販売に供する食品につき、外国において特別用途表示をしようとする者は、内閣総理大臣の承認を受けることができる。

2 第四十三条第二項から第七項まで及び前条の規定は前項の承認について、第六十一条の規定は同項の承認に係る食品について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは、「貯蔵施設」と読み替えるものとする。

(特別用途表示がされた食品の輸入の許可)

第六十四条 本邦において販売に供する食品であつて、第四十三条第一項の規定による許可又は前条第一項の規定による承認を受けずに特別用途表示がされたものを輸入しようとする者については、その者を第四十三条第一項に規定する特別用途表示をしようとする者とみなして、同条及び第七十二条第二号の規定を適用する。

(誇大表示の禁止)

第六十五条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(次条第三項において「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(勧告等)

第六十六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第六十一条の規定は、食品として販売に供する物であつて健康保持増進効果等についての表示がされたもの(特別用途食品及び第六十三条第一項の承認を受けた食品を除く。)について準用する。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定によりその権限を行使したときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

(再審査請求等)

第六十七条 第六十一条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長が第六十一条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、内閣総理大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第八章 雑則 (事務の区分)

第六十八条 第十条第三項、第十一条第一項及び第六十一条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第六十九条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

4 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

5 地方厚生局長又は地方厚生支局長は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

第九章 罰則

第七十条 国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職にあった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は公務員であった者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときも、同項と同様とする。

3 第五十三条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 第五十五条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十一条 第六十六条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第四十三条第一項の規定に違反した者

三 第五十七条第二項の規定による命令に違反した者

第七十三条 次に掲げる違反があった場合においては、その行為をした登録試験機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の規定による許可を受けずに、許可試験の業務を廃止したとき。

二 第五十六条の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第五十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第六十一条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第三項、第三十四条第三項又は第三十六条第四項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第三項、第三十五条第三項又は第三十七条の規定に違反した者

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二十九条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第七項又は第三十五条第十項の規定に違反した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十五条第六項の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

二 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第五十二条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一四年一二月政令三六〇号により、本文に係る部分は、平成一五・五・一から施行。平成一六年六月政令一九七号により、ただし書に係る部分は、平成一六・八・一から施行〕

(栄養改善法の廃止)

第二条 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する特定給食施設の設置者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から三月を経過する日までの間は、第二十条第一項の届出をしないで、引き続きその事業を行うことができる。

第四条 施行日前にした附則第二条の規定による廃止前の栄養改善法の規定による許可、承認その他の処分又は申請その他の手続は、この附則に別段の定めがある場合を除き、この法律の相当の規定によつてした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(健康保険法の一部改正)

第八条 健康保険法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]
(国民健康保険法の一部改正)
第九条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第十条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
(印紙税法の一部改正)
第十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
(登録免許税法の一部改正)
第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)
第十三条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第十四条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
(私立学校教職員共済法の一部改正)
第十五条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
(学校保健法の一部改正)
第十六条 学校保健法の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
(母子保健法の一部改正)
第十七条 母子保健法の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
(労働安全衛生法の一部改正)
第十八条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
(老人保健法の一部改正)
第十九条 老人保健法の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
(地方自治法の一部改正)
第二十条 地方自治法の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
(独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正)
第二十一条 独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
附 則〔平成一五年五月三〇日法律第五五号抄〕
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一・二 〔略〕
三 〔前略〕附則〔中略〕第三十一条、第三十三条及び第三十五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日
〔平成一五年一二月政令五〇四号により、平成一六・二・二七から施行〕
四・五 〔略〕
附 則〔平成一五年五月三〇日法律第五六号〕
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第三十九条」を「第四十条」に改める部分を除く。)、第六章の章名の改正規定、第三十二条の次に二条を加える改正規定、第三十三条の改正規定、第三十六条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
〔平成一五年一二月政令五〇二号により、本文に係る部分は、平成一六・二・二七から施行。平成一五年八月政令三四八号により、ただし書に係る部分は、平成一五・八・二九から施行〕
(施行前の準備)
第二条 この法律による改正後の健康増進法(以下「新法」という。)第二十六条第三項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十六条の八第一項の規定による試験業務規程の認可の申請についても、同様とする。
(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。
(検討)
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則〔平成一七年六月二九日法律第七七号抄〕
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 〔前略〕附則第四条〔中略〕及び第五十六条の規定 公布の日
二・三 〔略〕
(罰則に関する経過措置)
第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
〔平成一七年七月二六日法律第八七号抄〕
第十二章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

(罰則に関する経過措置)

第五百二十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五百二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一七年七月二六日法律第八七号〕

この法律は、会社法〔平成一七年七月法律第八六号〕の施行の日〔平成一八年五月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一八年六月二一日法律第八三号抄〕

沿革

平成二三年 六月二二日号外法律第七二号〔介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律四条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、〔中略〕第三百三十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二条第二項、〔中略〕第九十七条から第百条まで〔中略〕の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、〔中略〕第百一条〔中略〕の規定 平成二十年十月一日

六 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第三百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第三百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一九年四月二三日法律第三〇号抄〕

沿革

平成一九年 七月 六日号外法律第一〇九号〔日本年金機構法附則六六条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～二 〔略〕

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、〔中略〕第一百五十五条から第一百八条まで〔中略〕の規定 日本年金機構法〔平成一九年七月法律第一〇九号〕の施行の日〔平成二二年一月一日〕

(罰則に関する経過措置)

第四百四十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 〔略〕

(検討)

第四百四十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された雇用保険法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第四百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一九年七月六日法律第一〇九号抄〕

沿革

平成一九年 七月 六日号外法律第一一一号〔厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律附則七条による改正〕

平成二二年 三月三一日号外法律第一九号〔平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律附則一八条による改正〕

平成二三年 八月三〇日号外法律第一〇七号〔平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法附則二二条による改正〕

平成二四年 三月三一日号外法律第二四号〔児童手当法の一部を改正する法律附則三〇条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

二 〔略〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第七十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一九年七月六日法律第一一一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二〇年六月一八日法律第七三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成二一年六月五日法律第四九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日〔平成二一年九月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

二～六 〔略〕

(処分等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則〔平成二二年三月三十一日法律第一九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二三年六月二日法律第七二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条〔中略〕及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

二 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二四年三月三十一日法律第二四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二五年六月二八日法律第七〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

〔平成二七年三月政令六七号により、平成二七・四・一から施行〕

(経過措置)

第十六条 この法律の施行前に附則第四条の規定による改正前の食品衛生法、附則第六条の規定による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律又は附則第十一条の規定による改正前の健康増進法の規定によつてした処分その他の行為であつて、この法律に相当の規定があるものは、当該規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二六年五月二一日法律第三八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二七年二月政令三四号により、平成二七・四・一から施行〕

附 則〔平成二六年六月四日法律第五一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 〔略〕

三 第一条から第三条まで〔中略〕の規定 平成二十八年四月一日

四 〔略〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二六年六月一三日法律第六七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

二 〔略〕

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則〔平成二六年六月一三日法律第六九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日〔平成二八年四月一日〕から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二九年五月三一日法律第四一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成三〇年七月二五日法律第七八号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成三十一年一月政令五号により、平成三一・一・二四から施行〕

三 第二条並びに附則第五条第一項及び第六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

[平成三十一年一月政令五号により、平成三一・七・一から施行]

(既存特定飲食提供施設に関する特例)

第二条 既存特定飲食提供施設についてのこの法律の施行の日から受動喫煙（第三条の規定による改正後の健康増進法（以下「新法」という。）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。附則第五条第一項を除き、以下同じ。）の防止に関する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案し別に法律で定める日までの間における新法第二十九条第一項第二号、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------------------|--------------|--------------|
| 第二十九条第一項第二号イ及び第三十三条の見出し | 喫煙専用室 | 喫煙可能室 |
| 第三十三条第一項 | 一部 | 全部又は一部 |
| | 専ら喫煙 | 喫煙 |
| 第三十三条第二項 | を専ら喫煙 | を喫煙 |
| | この節 | この条及び次条第一項 |
| | 喫煙専用室標識 | 喫煙可能室標識 |
| 第三十三条第二項第一号 | 専ら喫煙 | 喫煙 |
| 第三十三条第三項 | 喫煙専用室標識を | 喫煙可能室標識を |
| | この節 | この条及び次条第一項 |
| | 喫煙専用室設置施設等標識 | 喫煙可能室設置施設等標識 |
| 第三十三条第三項第一号 | 喫煙専用室（ | 喫煙可能室（ |
| | 喫煙専用室標識 | 喫煙可能室標識 |
| 第三十三条第四項 | 喫煙専用室が | 喫煙可能室が |
| | この節 | この条及び次条 |
| | 喫煙専用室設置施設等 | 喫煙可能室設置施設 |
| | 喫煙専用室の | 喫煙可能室の |
| 第三十三条第五項 | 喫煙専用室設置施設等 | 喫煙可能室設置施設 |
| | 喫煙専用室に | 喫煙可能室に |
| 第三十三条第六項 | 喫煙専用室設置施設等 | 喫煙可能室設置施設 |
| | 喫煙専用室の | 喫煙可能室の |
| | 専ら喫煙 | 喫煙 |
| | 喫煙専用室に | 喫煙可能室に |
| | 喫煙専用室標識 | 喫煙可能室標識 |
| 第三十三条第七項 | 喫煙専用室設置施設等の | 喫煙可能室設置施設の |
| | 喫煙専用室の | 喫煙可能室の |
| | 専ら喫煙 | 喫煙 |
| | 喫煙専用室設置施設等に | 喫煙可能室設置施設に |
| | 喫煙専用室設置施設等標識 | 喫煙可能室設置施設等標識 |
| 第三十四条の見出し | 喫煙専用室設置施設等 | 喫煙可能室設置施設 |
| 第三十四条第一項 | 喫煙専用室設置施設等の | 喫煙可能室設置施設の |
| | 喫煙専用室の | 喫煙可能室の |
| | 喫煙専用室に | 喫煙可能室に |
| | 喫煙専用室標識 | 喫煙可能室標識 |
| | 喫煙専用室設置施設等に | 喫煙可能室設置施設に |
| | 喫煙専用室設置施設等標識 | 喫煙可能室設置施設等標識 |
| | 喫煙専用室が | 喫煙可能室が |
| 第三十四条第二項及び第三項 | 喫煙専用室設置施設等 | 喫煙可能室設置施設 |

2 前項の「既存特定飲食提供施設」とは、この法律の施行の際現に存する第二種施設（新法第二十八条第六号に規定する第二種施設をいう。）のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（次の各号に掲げるいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が百平方メートルを超えるものを除く。）をいう。

一 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える会社をいう。次号において同じ。）

二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社のうち、次に掲げるもの

イ 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上を有する会社

ロ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上を有する会社（イに掲げるものを除く。）

3 喫煙可能室設置施設（第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第四項に規定する喫煙可能室設置施設をいう。以下この条及び附則第四条第二項第三号において同じ。）の管理権原者（新法第二十六条に規定する管理権原者をいう。次条第一項及び附則第四条において同じ。）は、前項に規定する既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として厚生労働省令で定めるものを備え、これを保存しなければならない。

4 喫煙可能室設置施設の管理権原者等（新法第三十条第一項に規定する管理権原者等をいう。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）

は、当該喫煙可能室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

5 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。次条第三項において同じ。）は、この条の規定の施行に必要な限度において、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、当該喫煙可能室設置施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

6 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7 第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

8 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三項の規定による書類を備え付けず、又は保存しなかった者

二 第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置）

第三条 新法第三十三条第一項に規定する第二種施設等（以下この項並びに次条第一項第一号及び第四号において「第二種施設等」という。）の管理権原者が当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所を指定たばこ（新法第二十八条第一号に規定するたばこ（以下この項において「たばこ」という。）のうち、当該たばこから発生した煙（蒸気を含む。）が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）のみの喫煙（新法第二十八条第二号に規定する喫煙をいう。）をすることができる場所として定めようとする場合における当該第二種施設等についての新法第二十九条第一項、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、次の表の上欄に掲げる新法規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------------------------|--------------|--|
| 第二十九条第一項第二号イ及び第五号並びに第三十三条の見出し | 喫煙専用室 | 指定たばこ専用喫煙室 |
| 第三十三条第一項 | たばこ | 指定たばこ（たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。） |
| | 専ら喫煙 | 喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。以下この条において同じ。） |
| 第三十三条第二項 | を専ら喫煙 | を喫煙 |
| | この節 | この条及び次条第一項 |
| | 喫煙専用室標識 | 指定たばこ専用喫煙室標識 |
| 第三十三条第二項第一号 | 専ら喫煙 | 喫煙 |
| 第三十三条第三項 | 喫煙専用室標識を | 指定たばこ専用喫煙室標識を |
| | この節 | この条及び次条第一項 |
| | 喫煙専用室設置施設等標識 | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識 |
| 第三十三条第三項第一号 | 喫煙専用室（ | 指定たばこ専用喫煙室（ |
| | 喫煙専用室標識 | 指定たばこ専用喫煙室標識 |
| 第三十三条第四項 | 喫煙専用室が | 指定たばこ専用喫煙室が |
| | この節 | この条及び次条 |
| | 喫煙専用室設置施設等 | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等 |
| | 喫煙専用室の | 指定たばこ専用喫煙室の |
| 第三十三条第五項 | 喫煙専用室設置施設等 | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等 |
| | 喫煙専用室に | 指定たばこ専用喫煙室に |
| 第三十三条第六項 | 喫煙専用室設置施設等 | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等 |
| | 喫煙専用室の | 指定たばこ専用喫煙室の |
| | 専ら喫煙 | 喫煙 |
| | 喫煙専用室に | 指定たばこ専用喫煙室に |

| | 喫煙専用室標識 | 指定たばこ専用喫煙室標識 |
|---------------|--------------|-------------------|
| 第三十三条第七項 | 喫煙専用室設置施設等の | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の |
| | 喫煙専用室の | 指定たばこ専用喫煙室の |
| | 専ら喫煙 | 喫煙 |
| | 喫煙専用室設置施設等に | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等に |
| | 喫煙専用室設置施設等標識 | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識 |
| 第三十四条の見出し | 喫煙専用室設置施設等 | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等 |
| 第三十四条第一項 | 喫煙専用室設置施設等の | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の |
| | 喫煙専用室の | 指定たばこ専用喫煙室の |
| | 喫煙専用室に | 指定たばこ専用喫煙室に |
| | 喫煙専用室標識 | 指定たばこ専用喫煙室標識 |
| | 喫煙専用室設置施設等に | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等に |
| | 喫煙専用室設置施設等標識 | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識 |
| | 喫煙専用室が | 指定たばこ専用喫煙室が |
| 第三十四条第二項及び第三項 | 喫煙専用室設置施設等 | 指定たばこ専用喫煙室設置施設等 |

2 指定たばこ専用喫煙室設置施設等（前項の規定により読み替えられた新法第三十三条第四項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等をいう。以下この条及び次条第二項第四号において同じ。）の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の過料に処する。

（標識の使用制限に関する経過措置）

第四条 何人も、新法第三十七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、新法第二十七条第一項に規定する特定施設等（次条第二項において「特定施設等」という。）において新法第三十三条第二項に規定する喫煙専用室標識（以下この条において「喫煙専用室標識」という。）、新法第三十三条第三項に規定する喫煙専用室設置施設等標識（以下この条において「喫煙専用室設置施設等標識」という。）、新法第三十五条第二項に規定する喫煙目的室標識（以下この条において「喫煙目的室標識」という。）、新法第三十五条第三項に規定する喫煙目的室設置施設標識（以下この条において「喫煙目的室設置施設標識」という。）、附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第二項に規定する喫煙可能室標識（以下この条において「喫煙可能室標識」という。）、附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項に規定する喫煙可能室設置施設標識（以下この条において「喫煙可能室設置施設標識」という。）、前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識（以下この条において「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。）、（以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。）又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

一 第一種施設等の管理権原者が新法第三十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合

二 新法第二十八条第七号に規定する喫煙目的施設の管理権原者が新法第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合

三 附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設の管理権原者が同条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第二項の規定により喫煙可能室標識を掲示する場合又は附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項の規定により喫煙可能室設置施設標識を掲示する場合

四 第二種施設等の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第二項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を掲示する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を掲示する場合

2 何人も、新法第三十七条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

一 新法第三十三条第四項に規定する喫煙専用室設置施設等の管理権原者が同条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は新法第三十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合

二 新法第三十五条第四項に規定する喫煙目的室設置施設の管理権原者が同条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は新法第三十六条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合

三 喫煙可能室設置施設の管理権原者が附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第六項の規定により喫煙可能室標識を除去する場合、附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第七項の規定により喫煙可能室設置施設標識を除去する場合又は附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第一項の規定による勧告若しくは附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識を除去する場合

四 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第六項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を除去する場合、前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第七項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を除去する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第一項の規定による勧告若しくは前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第三項の規定に基づく命令に係る措置として指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を除去する場合

3 前二項の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。
（特定施設等において現に業務に従事する者を使用する者の責務）

第五条 第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条の四第四号に規定する特定施設において附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙（第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。）を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。

2 特定施設等（新法第二十八条第五号に規定する第一種施設を除く。）においてこの法律の施行の際に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設等の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（登録免許税法の一部改正）

第十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（労働安全衛生法の一部改正）

第十一条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

第十二条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正）

第十三条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正）

第十四条 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔令和元年六月七日法律第二六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六条（別表第一健康増進法（平成十四年法律第三百号）の項の改正規定に限る。）及び第八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第十一条の規定及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三・四 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表（第四十六条関係）

| | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 一 遠心分離機 二 純水製造装置 三 超低温槽 四 ホモジナイザー 五 ガスクロマトグラフ 六 原子吸光分光光度計 七 高速液体クロマトグラフ 八 乾熱滅菌器 九 光学顕微鏡 十 高圧滅菌器 十一 ふ卵器 | <p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは応用化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 四 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 五 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 六 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 | <p>中欄の第一号から第三号までのいずれかに該当する者三名及び同欄の第四号から第六号までのいずれかに該当する者三名</p> |
|--|--|---|

6 食育基本法

食育基本法

発令 : 平成17年6月17日号外法律第63号
最終改正 : 平成27年9月11日号外法律第66号
改正内容 : 平成27年9月11日号外法律第66号[平成28年4月1日]

○食育基本法

[平成十七年六月十七日号外法律第六十三号]
[総理・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・環境大臣署名]

食育基本法をここに公布する。

食育基本法

目次

前文

- 第一章 総則（第一条—第十五条）
- 第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）
- 第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）
- 第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他の地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一七年七月政令二三五号により、平成一七・七・一五から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成二一年六月五日法律第四九号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日[平成二一年九月一日]から施行する。〔後略〕

附 則 [平成二七年九月一日法律第六六号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 [略]

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

7 健康づくりに関するアンケート調査

(1) 20歳以上の調査票

健康づくりに関するアンケート調査への ご協力について（お願い）

町民の皆さまには、日頃から町政にご理解とご協力いただきありがとうございます。
越生町では、令和2年度に、すべての町民が健康に暮らせる社会を築くため、「越生町健康増進計画・食育推進計画」（仮称）を策定する予定です。

そこで、計画の基礎資料とするため、町民の皆さまの健康観や、生活習慣、個人の健康に影響を与える状況や意識等を把握するため、アンケート調査を実施することとしました。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

令和2年2月

越生町長 新井 雄啓

<ご記入にあたってのお願い>

- 1 調査の対象者**
住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の町民（750人）
- 2 ご記入にあたってのお願い**
ご回答は、お送りしたご本人に記入していただきますようお願いいたします。ただし、心身の状態などからご記入が困難な場合には、ご家族の方などが代わりにご記入いただいても差し支えありません。
- 3 調査の方法**
ご回答は、あてはまる答えの番号を○で囲んでください。
 - ◆回答数は設問によって異なるため、（ ）内のことわり書きに従ってください。
 - ◆「その他」と回答した場合には、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
 - ◆質問によっては、実際に記入をしていただくものもあります。
- 4 プライバシーの保護について**
この調査は無記名であり、個人が特定されることはありませんので、ありのままをご記入ください。調査の結果は統計的に処理します。
- 5 回答期限**
ご記入いただいたアンケート調査票は、2月28日（金）までに同封の返信用封筒に入れ、お近くの郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

<問い合わせ先>

この調査に関するお問い合わせは、下記まで、お願いいたします。

健康福祉課保健予防担当（保健センター）

電話 049-292-5505（直通） FAX 049-292-5623

1 あなた自身のことについてうかがいます

問1 性別

1 男性 2 女性

問2 あなたの年齢をご記入ください。(令和2年1月1日現在)

歳

問3 現在の身長と体重をご記入ください。また、あなたが適正だと思う体重はどのくらいですか。
(小数点以下は四捨五入してください。)

現在の身長 cm 現在の体重 kg 適正だと思う体重 kg

2 健康状態についてうかがいます

問4 普段の健康状態はいかがですか。

1 健康である 3 どちらかといえば健康ではない
2 どちらかといえば健康である 4 健康ではない

問5 あなたは、次の言葉をご存じですか。

(1)「COPD（慢性閉塞性肺疾患）」

主として長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを伴いながら、徐々に呼吸障害が進行していきます。

1 内容も概ね知っている 2 名前程度は知っている 3 聞いたことがない

(2)「フレイル（虚弱、老衰、脆弱）」

加齢とともに心身の活力（運動面・認知面など）が低下し、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態をいいます。一方、適切な介入・支援（栄養摂取・運動）により、生活機能を良好な状態に戻すことが可能な時期でもあります。

1 内容も概ね知っている 2 名前程度は知っている 3 聞いたことがない

(3)「CKD（慢性腎臓病）」

腎臓の働きが健康な人の60%以下に低下するか、あるいはタンパク尿が出るといった腎臓の異常が続く状態を言います。

1 内容も概ね知っている 2 名前程度は知っている 3 聞いたことがない

問6 あなたは、理想の体重に近づけたり、維持するために実践していることがありますか。

- | | |
|----------------------|------------|
| 1 すで実践していることがある | 3 特に考えていない |
| 2 今はしていないが近いうちに実践したい | 4 その必要はない |

問7 あなたは、健康や病気のことに関して、誰に相談していますか。(いくつでも)

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1 家族・親族 | 7 保健センター |
| 2 友人や知人 | 8 ケアマネジャーなど福祉の専門職 |
| 3 近所の人 | 9 かかりつけの医師 |
| 4 サークル・団体の仲間 | 10 薬剤師 |
| 5 民生・児童委員 | 11 その他 () |
| 6 地域包括支援センター | 12 特にない |

問8 健康について知りたいことはどのようなことですか。(いくつでも)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 生活習慣病の予防について | 7 歯の健康について |
| 2 望ましい食生活について | 8 認知症の予防について |
| 3 運動の方法について | 9 ねたきりの予防について |
| 4 睡眠や休養について | 10 その他 () |
| 5 ストレスやこころの健康について | 11 特にない |
| 6 飲酒や喫煙の体への影響について | |

問9 あなたは、ふだん、健康に関する情報をどこから得ていますか。(いくつでも)

- | | | |
|-----------|-------------|------------|
| 1 新聞・雑誌 | 4 家族や友人・知人 | 7 町のホームページ |
| 2 テレビ・ラジオ | 5 かかりつけの医師 | 8 保健センター |
| 3 インターネット | 6 町の広報紙やチラシ | 9 その他 () |

問10 あなたは、特定健康診査やがん検診、人間ドックなどを定期的に受けていますか。

- | | |
|---------|----------|
| 1 受けている | 2 受けていない |
|---------|----------|

問11 受けていないのはなぜですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 健康に自信があるから | 6 すでに通院しているから |
| 2 忙しくて時間がないから | 7 結果を知るのが怖いから |
| 3 自分の病気がわかっているから | 8 きっかけがつかめないから |
| 4 特に必要性を感じないから | 9 検査の受け方がわからなかったから |
| 5 料金が高いから | 10 その他 () |

問12 特定健康診査やがん検診、人間ドックなどを受診している方に内容や頻度についてお聞きします。

| 健診・検診の種類 | 受診の頻度 | どこが実施している検診か |
|--------------------|------------|-------------------|
| 特定健康診査 | ()年に1回くらい | 職場・町・人間ドック・その他() |
| 肺がん検診 | ()年に1回くらい | 職場・町・人間ドック・その他() |
| 大腸がん検診 | ()年に1回くらい | 職場・町・人間ドック・その他() |
| 胃がん検診(バリウム) | ()年に1回くらい | 職場・町・人間ドック・その他() |
| 胃がん検診(胃カメラ) | ()年に1回くらい | 職場・人間ドック・その他() |
| 子宮頸がん検診 | ()年に1回くらい | 職場・町・人間ドック・その他() |
| 乳がん検診 (マンモグラフィ) | ()年に1回くらい | 職場・町・人間ドック・その他() |
| 乳がん検診(エコー) | ()年に1回くらい | 職場・町・人間ドック・その他() |
| 前立腺がん検診 | ()年に1回くらい | 職場・町・人間ドック・その他() |
| 脳ドック | ()年に1回くらい | 職場・人間ドック・その他() |
| その他() | ()年に1回くらい | 職場・町・人間ドック・その他() |

3 食生活についてうかがいます

問13 主食・主菜・副菜がそろった食事は一日何回ありますか。

【参考】主食：ごはん、パン、麺 主菜：肉、魚、卵、大豆製品 副菜：野菜、海藻

- | | |
|--------|----------|
| 1 1日3回 | 3 1日1回 |
| 2 1日2回 | 4 ほとんどない |

問14 普段、朝食を食べていますか。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 ほぼ毎日食べている | 3 週2~3日食べている |
| 2 週4~5日食べている | 4 ほとんど食べていない |

問15 家族や友人と食事をする日はどのくらいありますか。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 ほぼ毎日 | 4 週1回程度 |
| 2 週4~5日 | 5 ほとんど食べていない |
| 3 週2~3日食べている | |

問16 自分にとって適切な食事内容、量を知っていますか。

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 よく知っている | 3 あまり知らない |
| 2 だいたい知っている | 4 全く知らない |

問17 塩分をとりすぎないようにしていますか。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 している | 3 どちらかと言えばしていない |
| 2 どちらかと言えばしている | 4 していない |

問18 外食するときや食品を購入するとき、カロリーや塩分などの栄養成分表示を見ますか。

- | | |
|----------|----------|
| 1 いつも見る | 3 あまり見ない |
| 2 ときどき見る | 4 全く見ない |

問19 よくかんで食べていますか。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 良くかんでいる | 3 あまりかんでいない |
| 2 まあまあかんでいる | 4 ほとんどかんでいない |

問20 普段、一日に野菜料理（野菜を主な食材とした料理）を皿数で数えると何皿食べていますか。

※一皿は小鉢 1個分と考えてください。

【例】野菜サラダ、おひたし、かぼちゃの煮物、付け合わせの野菜、具だくさんみそ汁

- | | |
|------------|--------|
| 1 ほとんど食べない | 4 5～6皿 |
| 2 1～2皿 | 5 7皿以上 |
| 3 3～4皿 | |

問21 食育に関心がありますか。

【参考】食育とは、単に望ましい食習慣のための知識を身につけるだけでなく、食卓での一家団らんなどを通じて社会性を育んだり、食文化を理解したりすることを含む幅広い教育です。

- | | |
|-----------------|---------|
| 1 関心がある | 4 関心がない |
| 2 どちらかと言えば関心がある | 5 わからない |
| 3 どちらかと言えば関心がない | |

問22 残さず食べるようにしていますか。(気をつけていますか)

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1 している (いつも気をつけている) | 3 どちらかと言えばしていない |
| 2 どちらかと言えばしている | 4 していない |

問23 「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしていますか。(気をつけていますか)

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1 している (いつも気をつけている) | 3 どちらかと言えばしていない |
| 2 どちらかと言えばしている | 4 していない |

問24 地元の食材を利用していますか。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 利用している | 3 どちらかと言えば利用していない |
| 2 どちらかと言えば利用している | 4 利用していない |

4 運動や身体活動についてうかがいます

問25 あなたは、普段の暮らしの中で運動不足を感じていますか。

- | | |
|---------|------------|
| 1 感じている | 2 特に感じていない |
|---------|------------|

問26 あなたは、仕事以外に汗をかくような運動を意識的にしていますか。

- | | | |
|-------------|------------|--------------|
| 1 ほぼ毎日行っている | 3 週に2~3回程度 | 5 ほとんど行っていない |
| 2 週に4~5回程度 | 4 週に1回程度 | |

問27 今後、健康のために運動を始めたいと思いますか。

- | | | | |
|------------|------------|------------|-----------|
| 1 すでに行っている | 2 すぐにも始めたい | 3 そのうち始めたい | 4 特に興味はない |
|------------|------------|------------|-----------|

問28 あなたが運動やスポーツを始めたり、続けたりするために、どのような条件があればよいと思いますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 費用がかからない | 5 やりたいサークルが身近にある |
| 2 時間が確保できる | 6 町が教室や講座を開催してくれる |
| 3 きっかけを与えてくれる人がいる | 7 施設等の使える場所がある |
| 4 一緒にやり続ける仲間がいる | 8 その他 () |

問29 あなたは普段、一日何分くらい歩いていますか。(屋内での移動も含みます)

- | | | |
|------------|----------------|------------|
| 1 15分未満 | 3 30分～1時間未満 | 5 1時間30分以上 |
| 2 15～30分未満 | 4 1時間～1時間30分未満 | |

5 睡眠・休養についてうかがいます

問30 ここ1か月間、あなたは寢床に入っても、寢付きが悪い、途中で目が覚める、朝早く目覚める、熟睡できないなど、眠れないことがありましたか。

- | | |
|----------|----------|
| 1 頻繁にある | 3 めったにない |
| 2 ときどきある | 4 まったくない |

問31 あなたは、いつもとっている睡眠で、疲れが十分とれていると思いますか。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 十分とれている | 3 あまりとれていない |
| 2 まあまあとれている | 4 まったくとれていない |

問32 あなたの平均的な睡眠時間はどのくらいですか。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 5時間未満 | 4 7～8時間未満 |
| 2 5～6時間未満 | 5 8～9時間未満 |
| 3 6～7時間未満 | 6 9時間以上 |

6 こころの健康についてうかがいます

問33 現在、あなたはどの程度幸せだと感じていますか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。いずれかの数字を1つだけ○で囲んでください。

| | | |
|---------|-------------------|---------|
| (とても不幸) | (ふつう) | (とても幸せ) |
| 0点 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 | 10点 |

問34 この1か月間に、不満、悩み、苦勞、ストレスなどがありましたか。

- | | | | |
|---------|--------|---------|----------|
| 1 大いにある | 2 多少ある | 3 あまりない | 4 まったくない |
|---------|--------|---------|----------|

問35 あなたは、自分なりのストレスの解消方法がありますか。

- 1 有効な方法がある 2 とりあえずはある 3 特にない

→ 問35-1 その方法で、不満、悩み、苦勞、ストレスなどを解消できていると思いますか。

- 1 ほぼできている 2 あまりできていない 3 まったくできていない

→ 問35-2 具体的なストレス解消方法は何ですか。(いくつでも)

- | | | |
|-----------|------------------|--------------------------------|
| 1 スポーツ・趣味 | 6 買い物 | 11 読書(漫画も含む) |
| 2 おしゃべり | 7 友人と遊ぶ | 12 大きな声を出す |
| 3 食べること | 8 お風呂に入る | 13 旅行・外出 |
| 4 お酒を飲む | 9 テレビ・映画・インターネット | 14 ギャンブル・遊興 |
| 5 寝ること | 10 メール・チャット | 15 その他() |

問36 悩みを打ち明け、相談できる相手はいますか。

- 1 いる 2 特にない

7 生きがいや社会参加についてうかがいます

問37 普段の暮らしで生きがいを感じることはありますか。

- 1 とても感じている 3 あまり感じていない
2 やや感じている 4 まったく感じていない

問38 社会参加活動(自治会活動、老人クラブ、ボランティア活動、趣味の会など)はどのくらいしていますか。

- 1 いつも活動している 3 あまりしていない
2 ときどき活動している 4 まったくしていない

問39 家庭や仕事、地域で社会的な役割を果たしていると感じていますか。

- 1 とても感じている 3 あまり感じていない
2 やや感じている 4 まったく感じていない

問40 あなたにとって、ご自分と地域の人たちとのつながりは強い方だと思いますか。

- 1 強い方だと思う 3 どちらかといえば弱い方だと思う
2 どちらかといえば強い方だと思う 4 弱い方だと思う

問41 あなたは、普段どの程度、人（同居の家族も含む）と話をしますか。電話やメール等も含めてお答えください。

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1 毎日 | 4 1か月に2~3回程度 |
| 2 2~3日に1回程度 | 5 1か月に1回以下・ほとんど話をしない |
| 3 1週間に1回程度 | |

問42 問41でお答えになった、普段話をする人はどのような人ですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 同居している家族・親戚 | 7 役場などの職員 |
| 2 同居していない家族・親戚 | 8 職場の同僚など |
| 3 隣近所や同じ地域の人 | 9 インターネットを通じた知人など |
| 4 地域外の友人・知人 | 10 その他 () |
| 5 ホームヘルパーなど保健福祉関係者 | 11 いない |
| 6 民生・児童委員 | |

8 たばこについてうかがいます

問43 現在、たばこを吸っていますか。

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 習慣的に吸っている | 3 習慣的に吸ったことはない |
| 2 以前吸っていたが今は吸っていない | |

問43-1 あなたは禁煙についてどのようにお考えですか。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 すぐにも禁煙したい | 3 そのうち禁煙したい |
| 2 3か月以内に禁煙したい | 4 特に禁煙したいと思わない |

9 お酒についてうかがいます

問44 あなたは、お酒をどのくらい飲みますか。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------------|
| 1 ほぼ毎日 | 3 週 3~4 日 | 5 月 1~3 日 |
| 2 週 5~6 日 | 4 週 1~2 日 | 6 まったく飲まない・飲めない |

問44-1 一日に飲む量は全部でどのくらいですか。下の換算表を見てお答えください。

- | |
|--------------------|
| 1 1 合未満 (～180ml) |
| 2 1～2 合 (360ml) 未満 |
| 3 2～3 合 (540ml) 未満 |
| 4 3～5 合 (720ml) 未満 |
| 5 5 合以上 (900ml 以上) |

| | |
|----------------------|--------------|
| 日本酒 1 合 (180ml) 換算は、 | |
| ビール中ビン | 1 本 (500ml) |
| ウイスキー ダブル | (60ml) |
| 焼酎 | 0.5 合 (90ml) |
| ワイン | 2 杯 (240ml) |

問44-2 あなたがお酒を飲む目的をお答えください。

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 美味しいから | 4 眠るため |
| 2 ストレス解消のため | 5 健康のため |
| 3 なんとなく習慣となっているから | 6 その他 () |

問45 一日当たりの適正な飲酒量は、日本酒換算で 1 合程度です。あなたはこのことをご存じでしたか。

- | | | |
|---------|--------------|----------|
| 1 知っていた | 2 なんとなく知っていた | 3 知らなかった |
|---------|--------------|----------|

10 歯の健康についてうかがいます

問46 あなたは、歯や歯ぐきのことで困っていることはありますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- | | | |
|---------|------------|------------|
| 1 特にない | 4 話しづらい | 7 入れ歯が合わない |
| 2 歯が痛む | 5 見かけが気になる | 8 治療に行けない |
| 3 食べにくい | 6 口臭が気になる | 9 その他 () |

問47 歯磨きはどのくらいしていますか。

- | | | |
|---------|---------------|--------|
| 1 毎食後磨く | 3 1日1回 | 5 磨かない |
| 2 1日2回 | 4 1回も磨かない日がある | |

問48 正しい磨き方で歯を磨くように意識していますか。

- | | |
|--------|---------|
| 1 している | 2 していない |
|--------|---------|

問49 歯間部清掃器具（デンタルフロス・歯間ブラシなど）を使用していますか。

- | | |
|----------|------------|
| 1 よく使う | 3 たまに使う |
| 2 ときどき使う | 4 使ったことがない |

問50 歯科医院等で定期的に歯石を取ってもらったり、検診を受けたりしていますか。

- | | |
|---------|----------|
| 1 受けている | 2 受けていない |
|---------|----------|

問51 歯周病を指摘されたことがありますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 はい | 2 いいえ |
|------|-------|

問52 歯周病が糖尿病や心筋梗塞など身体の病気に影響及ぼすことを知っていますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 はい | 2 いいえ |
|------|-------|

問53 現在、ご自分の歯が何本ありますか。（入れ歯やブリッジなど人工の歯は除く）

- | | | |
|----------|----------|------|
| 1 28本以上 | 3 10～19本 | 5 0本 |
| 2 20～27本 | 4 1～9本 | |

最後になりますが、町の健康づくりについて日頃感じていることや、ご意見やアイデア等がありましたら、次の枠内にご記入ください。

| |
|--|
| |
|--|

お忙しい中、調査にご協力いただきありがとうございました。この調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、2月28日（金）までに投函してください。

この調査は、無記名調査ですので、お名前を書く必要はありません。

(2) 中学2年生調査票

健康づくりに関するアンケート調査へのご協力について（お願い）

越生町では、すべての町民が健康に暮らせる社会を築くための計画を立てる予定です。計画を立てるにあたり、みなさんの健康に対する考えや、生活習慣について知るために、アンケート調査を行います。ぜひ、ご協力ください。

令和2年2月

越生町長 新井 雄啓

<ご記入にあたってのお願い>

1 調査の対象者

町内在住の町立中学校に在籍している中学2年生

2 調査の方法

- ・書いてある文章をよく読んで、あなたの経験や気持ちにあてはまるものを選び、その番号に○をつけてください。
- ・あなたの答えが、後で誰かに知られることはありません。
- ・調査票やふうとうにはあなたの名前を書く必要はありません。

3 回答期限

- ・2月28日（金）までにふうとうに入れて、それぞれのクラスに提出してください。

問い合わせ先

越生町健康福祉課保健予防担当（保健センター）

電話 049-292-5505（直通）

FAX 049-292-5623

健康づくりに関するアンケート調査

◎質問の指示に従って、あてはまる回答の番号を○で囲んでください。
質問によっては、実際に記入をしていただくものもあります。

全般について

●あなたの性別はどちらですか

男 ・ 女

食生活について

問1 あなたは、朝食を食べていますか？

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 毎日食べる | 2 食べる日の方が多い |
| 3 食べない日の方が多い | 4 ほとんど食べない |

問2 問1で3、4と答えた方にお聞きします。食べない理由は何ですか？

- | | |
|------------|----------------|
| 1 食べる時間がない | 2 食事の用意ができていない |
| 3 食べたくない | 4 いつも食べない |
| 5 体の調子が悪い | 6 その他 () |

問3 家族で食事をする日はどのくらいありますか？

- | | | |
|--------|--------------|---------|
| 1 ほぼ毎日 | 2 週4～5日 | 3 週2～3日 |
| 4 週1日 | 5 ほとんど食べていない | |

問4 家族で食事をする時、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしますか？

- | | | |
|--------|------------|---------|
| 1 している | 2 ときどきしている | 3 していない |
|--------|------------|---------|

問5 残さず食べるようにしていますか？

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 している | 2 どちらかといえばしている |
| 3 どちらかといえばしていない | 4 していない |

問6 普段、主食・主菜・副菜のそろった食事を食べていますか？

(朝食・昼食・夕食のうち、そろっている食事には○をつけてください)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1 3食ともそろっている | 2 2食だけそろっている(朝・昼・夕) |
| 3 1食だけそろっている(朝・昼・夕) | 4 3食ともそろっていない |
| 5 よくわからない | |

【参考】主食：ごはん、パン、麺など

主菜：肉、魚、卵、大豆製品など

副菜：野菜、海藻など

問7 塩分をとりすぎないようにしていますか？

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 している | 2 どちらかといえばしている |
| 3 どちらかといえばしていない | 4 していない |

問8 よくかんで食べていますか？

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 よくかんで食べている | 2 まあまあかんでいる |
| 3 あまりかんでいない | 4 ほとんどかんでいない |

運動について

問9 からだを動かすことは好きですか？

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 好き | 2 どちらかといえば好き |
| 3 どちらかといえばきらい | 4 きらい |

問10 からだを動かす運動（部活動やスポーツクラブなど含む）をしていますか？

- | | |
|------------|------------|
| 1 よくしている | 2 ときどきしている |
| 3 あまりしていない | 4 していない |

問11 町で実施しているハイキング大会（七福神めぐりなど）やスポーツ大会（越生町体育祭など）に参加したことがありますか？

- | | | |
|------|------|---------|
| 1 ある | 2 ない | 3 わからない |
|------|------|---------|

お酒について

問12 お酒を飲み過ぎると、健康に害があると思いますか？

- | | | |
|------|------|---------|
| 1 ある | 2 ない | 3 わからない |
|------|------|---------|

問13 問12で1と答えた方にお聞きします。お酒を飲み過ぎると起こる健康への害について、次のうち知っているものに○をつけてください。

- | | |
|--|----------|
| 1 アルコール依存症（お酒をやめようと思っても、イライラしたり具合が悪くなったりして、飲まずにはいられなくなる病気） | |
| 2 注意力・判断力・記憶力の低下 | 3 肝臓の病気 |
| 4 高血圧 | 5 胃腸の病気 |
| 6 急性アルコール中毒 | 7 糖尿病 |
| 8 妊娠中お腹の赤ちゃんへの影響 | 9 その他（ ） |

問14 あなたが将来大人になったら、お酒を飲むと思いますか？

- | | | |
|----------|------------|---------|
| 1 おそらく飲む | 2 おそらく飲まない | 3 わからない |
|----------|------------|---------|

たばこについて

問15 たばこのけむりを吸うと、健康に害があると思いますか？

- 1 ある 2 ない 3 わからない

問16 問15で1と答えた方にお聞きします。たばこのけむりを吸うと起こる健康への害について、次のうち知っているものに○をつけてください。

- 1 COPD (慢性閉塞性肺疾患) (主に長期の喫煙によってもたらされる肺の病気で、せき・たん・息切れなどの症状だんだんが進行していく病気)
2 ぜんそく 3 中耳炎 4 がん
5 歯周病 6 心臓病 7 脳卒中
8 早産 9 低出生体重児 (2500グラム未満で生まれる赤ちゃん)
9. その他 ()

問17 あなたは最近1か月の間で、受動喫煙^{じゆうきつえん}でいや(不快)な思いをしたことはありますか？

- 1 ある 2 ない

【参考】受動喫煙：たばこの先から出る煙やたばこを吸う人がはき出す煙を吸い込むこと

問18 あなたが将来大人になったら、たばこを吸うと思いますか？

- 1 おそらく吸う 2 おそらく吸わない 3 わからない

歯や口の健康について

問19 歯みがきをしていますか？

- 1 1日1回 2 1日2回 3 1日3回以上
4 みがかない

問20 むし歯があるといわれていますか？

- 1 ある 2 ない

問21 問20で1と答えた人にお聞きします。その時に、歯科医院へ受診しましたか？

- 1 した 2 していない

すいみんや心の健康について

問22 平均的なすいみん時間は、何時間くらいですか？

- 1 9時間以上 2 8時間くらい 3 7時間くらい
4 6時間くらい 5 5時間未満

問23 すいみん時間は足りていると思いますか？

- 1 足りていると思う 2 足りていないと思う

問24 スマートフォンやゲームをしていて、寝る時間が遅くなることがありますか？

- | | | | |
|--------|---------|---------|------|
| 1 ほぼ毎日 | 2 週4～5日 | 3 週2～3日 | 4 ない |
|--------|---------|---------|------|

問25 ストレスをためないためにやっていることはありますか？

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|--------|
| 1 人と話をする | 2 運動をする | 3 寝る | 4 出かける |
| 5 ストレスはない | 6 わからない | 7 その他 () | |

健康のことについて

問26 あなたの身長と体重を教えてください。

| | |
|-------------|-------------|
| 身長 _____ cm | 体重 _____ kg |
|-------------|-------------|

問27 あなたは現在の体重をどのように思いますか？

- | | | | |
|----------|--------|--------|---------|
| 1 ちょうどよい | 2 やせたい | 3 太りたい | 4 わからない |
|----------|--------|--------|---------|

問28 生活習慣病のことを知っていますか？

- | | | |
|---------|-------------|---------|
| 1 知っている | 2 だいたい知っている | 3 わからない |
|---------|-------------|---------|

問29 問28で1、2と答えた人にお聞きします。生活習慣病の予防努めていますか？

- | |
|------------------------------|
| 1 生活習慣病にならないように食事や運動等に注意している |
| 2 まだ若いので、大人になったら注意しようと思っている |
| 3 特にするつもりはない |

問30 あなたは「早寝」「早起き」「朝ごはん」で、できているものはありますか？

- | |
|-----------------------------|
| 1 「早寝」だけできている |
| 2 「早起き」だけできている |
| 3 「朝ごはん」だけできている |
| 4 「早寝」と「早起き」はできている |
| 5 「早寝」と「朝ごはん」はできている |
| 6 「早起き」と「朝ごはん」はできている |
| 7 「早寝」「早起き」「朝ごはん」のすべてができている |

お忙しい中アンケートにご協力いただきありがとうございました。

調査票はふうとうに入れ、2月28日(金)までにそれぞれのクラスに提出してください。

お名前を書く必要はありません。

(3) 小学生保護者調査票

健康づくりに関するアンケート調査への
ご協力について（お願い）

町民のみなさまには、日頃から町政にご理解とご協力いただきありがとうございます。
越生町では、すべての町民が健康に暮らせる社会を築くため、「越生町健康増進計画・食育推進計画（仮称）」を策定する予定です。

そこで、みなさまの健康や生活習慣についての考えを知り、計画の基礎資料とするためにアンケート調査を実施いたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

令和2年2月

越生町長 新井 雄啓

<ご記入にあたってのお願い>

1 調査の対象者

町内在住で、町立小学校に在籍している2年生・4年生・6年生に該当する児童の保護者

2 ご記入にあたってのお願い

(1) お子さんの経験や気持ちにあてはまるものについて、保護者の方が記入してください。

(2) 質問の指示に従って、あてはまる回答の番号を○で囲んでください。質問によっては、実際に記入をしていただくものもあります。

(3) ご記入いただいたアンケート調査票は、封筒に入れ、2月28日（金）までにそれぞれのクラスに提出してください。お名前を書く必要はありません。

3 プライバシーの保護について

この調査は無記名であり、個人が特定されることはありませんので、ありのままをご記入ください。調査の結果は統計的に処理します。

問い合わせ先

越生町健康福祉課保健予防担当（保健センター）

電話 049-292-5505（直通）

FAX 049-292-5623

健康づくりに関するアンケート調査

◎質問の指示に従って、あてはまる回答の番号を○で囲んでください。
質問によっては、実際に記入をしていただくものもあります。

全般について

●お子さんの年齢

| | |
|--|---|
| | 歳 |
|--|---|

●お子さんの性別

| | | |
|---|---|---|
| 男 | ・ | 女 |
|---|---|---|

●アンケート記入者

| | | | | |
|----|---|----|---|------------------------------|
| 父親 | ・ | 母親 | ・ | その他 () |
|----|---|----|---|------------------------------|

食生活について

問1 お子さんは、朝食を食べていますか？

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 毎日食べる | 2 食べる日の方が多い |
| 3 食べない日の方が多い | 4 ほとんど食べない |

問2 問1で3、4と答えた方にお聞きします。食べない理由は何ですか？

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 1 食べる時間がない | 2 食事の用意ができていない |
| 3 食べたくない | 4 いつも食べない |
| 5 体の調子が悪い | 6 その他 () |

問3 家族で食事をする日はどのくらいありますか？

- | | | |
|--------|--------------|---------|
| 1 ほぼ毎日 | 2 週4～5日 | 3 週2～3日 |
| 4 週1日 | 5 ほとんど食べていない | |

問4 家族で食事をする時、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしますか？

- | | | |
|--------|------------|---------|
| 1 している | 2 ときどきしている | 3 していない |
|--------|------------|---------|

問5 残さず食べるようにしていますか？

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 している | 2 どちらかといえばしている |
| 3 どちらかといえばしていない | 4 していない |

問6 普段、主食・主菜・副菜のそろった食事を食べていますか？

(朝食・昼食・夕食のうち、そろっている食事には○をつけてください)

- | |
|----------------------|
| 1 3食ともそろっている |
| 2 2食だけそろっている (朝・昼・夕) |
| 3 1食だけそろっている (朝・昼・夕) |
| 4 3食ともそろっていない |
| 5 よくわからない |

【参考】主食：ごはん、パン、麺

主菜：肉、魚、卵、大豆製品

副菜：野菜、海藻

問7 塩分をとりすぎないようにしていますか？

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 している | 2 どちらかといえばしている |
| 3 どちらかといえばしていない | 4 していない |

問8 よく噛んで食べていますか？

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 よく噛んで食べている | 2 まあまあ噛んでいる |
| 3 あまり噛んでいない | 4 ほとんど噛んでいない |

運動について

問9 からだを動かすことは好きですか？

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 好き | 2 どちらかといえば好き |
| 3 どちらかといえばきらい | 4 きらい |

問10 からだを動かす運動をしていますか？

- | | |
|------------|------------|
| 1 よくしている | 2 ときどきしている |
| 3 あまりしていない | 4 していない |

たばこについて

問 1 1 あなたのお子さんは最近 1 か月の間で、受動喫煙で不快な思いをしたことはありますか？

- 1 ある 2 ない

歯や口の健康について

問 1 2 歯みがきをしていますか？

- 1 1日1回 2 1日2回 3 1日3回以上 4 みがかない

問 1 3 むし歯があるといわれていますか？

- 1 ある 2 ない

問 1 4 問 1 3 であるといわれた人にお聞きします。その時に、歯科医院へ受診をしましたか？

- 1 した 2 していない

睡眠時間について

問 1 5 平均的な睡眠時間は、何時間ぐらいですか？

- 1 9時間以上 2 8時間ぐらい
3 7時間ぐらい 4 6時間以下

問 1 6 学校で眠くなることはありますか？

- 1 眠くない 2 たまに眠くなる
3 よく眠くなる 4 いつも眠い

問17 お子さんはスマートフォンやゲームをしていて、寝る時間が遅くなる
ことがありますか？

- 1 ほぼ毎日 2 週4～5日 3 週2～3日 4 ない

健康のことについて

問18 お子さんの身長と体重を教えてください。

身長 _____ cm 体重 _____ kg

問19 お子さんは「早寝」「早起き」「朝ごはん」で、できているものはあり
ますか？

- 1 「早寝」だけできている
- 2 「早起き」だけできている
- 3 「朝ごはん」だけできている
- 4 「早寝」と「早起き」はできている
- 5 「早寝」と「朝ごはん」はできている
- 6 「早起き」と「朝ごはん」はできている
- 7 「早寝」「早起き」「朝ごはん」のすべてができている

お忙しい中アンケートにご協力いただきありがとうございました。調査票は
封筒に入れ、2月28日（金）までにそれぞれのクラスに提出してください。
お名前を書く必要はありません。

(4) 幼児保護者調査票

健康づくりに関するアンケート調査への
ご協力について（お願い）

町民のみなさまには、日頃から町政にご理解とご協力いただきありがとうございます。
越生町では、すべての町民が健康に暮らせる社会を築くため、「越生町健康増進計画・食育推進計画（仮称）」を策定する予定です。

そこで、みなさまの健康や生活習慣についての考えを知り、計画の基礎資料とするためにアンケート調査を実施いたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

令和2年2月

越生町長 新井 雄啓

<ご記入にあたってのお願い>

1 調査の対象者

町内在住で、町内の保育園・幼稚園に通園している年少児・年長児の保護者

2 ご記入にあたってのお願い

- (1) お子さんの経験や気持ちにあてはまるものについて、保護者の方が記入してください。
- (2) 質問の指示に従って、あてはまる回答の番号を○で囲んでください。質問によっては、実際に記入をしていただくものもあります。
- (3) ご記入いただいたアンケート調査票は、封筒に入れ、2月28日（金）までに通園している保育園・幼稚園に提出してください。お名前を書く必要はありません。

3 プライバシーの保護について

この調査は無記名であり、個人が特定されることはありませんので、ありのままをご記入ください。調査の結果は統計的に処理します。

問い合わせ先

越生町健康福祉課保健予防担当（保健センター）

電話 049-292-5505（直通）

FAX 049-292-5623

健康づくりに関するアンケート調査

◎質問の指示に従って、あてはまる回答の番号を○で囲んでください。
質問によっては、実際に記入をしていただくものもあります。

全般について

●お子さんの年齢

歳

●お子さんの性別

男 ・ 女

●アンケート記入者

父親 ・ 母親 ・ その他 ()

食生活について

問1 お子さんは、朝食を食べていますか？

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 毎日食べる | 2 食べる日の方が多い |
| 3 食べない日の方が多い | 4 ほとんど食べない |

問2 問1で3、4と答えた方にお聞きします。食べない理由はなんですか？

- | | |
|------------|----------------|
| 1 食べる時間がない | 2 食事の用意ができていない |
| 3 食べたくない | 4 いつも食べない |
| 5 体の調子が悪い | 6 その他 () |

問3 家族で食事をする日はどのくらいありますか？

- | | | |
|--------|--------------|---------|
| 1 ほぼ毎日 | 2 週4～5日 | 3 週2～3日 |
| 4 週1日 | 5 ほとんど食べていない | |

問4 家族で食事をする時、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしますか？

- | | | |
|--------|------------|---------|
| 1 している | 2 ときどきしている | 3 していない |
|--------|------------|---------|

たばこについて

問 1 1 あなたのお子さんは最近 1 か月の間で、受動喫煙で不快な思いをしたことはありますか？

- 1 ある 2 ない

歯や口の健康について

問 1 2 歯みがきをしていますか？

- 1 1日1回 2 1日2回 3 1日3回以上 4 みがかない

問 1 3 歯みがきをするのは誰ですか？

- 1 お子さんだけ
2 お子さんがみがいた後に保護者が仕上げみがきをしている
3 保護者が全てみがいている

問 1 4 むし歯があるといわれていますか？

- 1 ある 2 ない

問 1 5 問 1 4 で 1 と答えた人にお聞きします。その時に、歯科医院へ受診しましたか？

- 1 した 2 していない

睡眠時間等について

問16 平均的な睡眠時間は、何時間ぐらいですか？

- 1 10時間以上 2 9時間ぐらい 3 8時間ぐらい 4 7時間以下

問17 お昼寝をしていますか？

- 1 している 2 していない

問18 お子さんはスマートフォンやゲームをしていて、寝る時間が遅くなる
ことがありますか？

- 1 ほぼ毎日 2 週4～5日 3 週2～3日 4 ない

健康のことについて

問19 お子さんの身長と体重を教えてください。

身長 _____ cm 体重 _____ kg

問20 お子さんは「早寝」「早起き」「朝ごはん」で、できているものはあり
ますか？

- 1 「早寝」だけできている
2 「早起き」だけできている
3 「朝ごはん」だけできている
4 「早寝」と「早起き」はできている
5 「早寝」と「朝ごはん」はできている
6 「早起き」と「朝ごはん」はできている
7 「早寝」「早起き」「朝ごはん」のすべてができている

お忙しい中アンケートにご協力いただきありがとうございました。この調査票は封筒に入れ、
2月28日（金）までに通園している保育園・幼稚園に提出してください。お名前を書く必要はありません。

越生町健康増進計画・食育推進計画

令和3年3月

〒350-0416

埼玉県入間郡越生町大字越生917番地

越生町役場 健康福祉課 保健予防担当

TEL : 049-292-5505 (直通)

FAX : 049-292-5623

E-mail: hokencenter@town.ogose.saitama.jp
